した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域について鉱業権の設定若しくは鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。

2　廃止事業者が放棄した採掘権の鉱区の区域に重複する鉱区があるときは、その重複する鉱区の採掘権者は、その重複する区域については、当該採掘権の放棄前に掘採することができるものとされていた鉱床以外の鉱床において石炭を掘採してはならない。

3　採掘権者は、廃止事業者が放棄した租鉱権の租鉱区の区域（特定の鉱床を目的とする租鉱権の場合にあつては、その鉱床）においては、石炭を掘採してはならない。

（鉱山労働者に対する金銭の支払）

第三十五条の七　事業団は、その買収した採掘権の鉱区若しくはその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区又はその交付することとした交付金に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日以後当該買収の日又は当該交付金の交付の決定の日後二月を経過した日までに解雇されたものに対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2　前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

第三十六条の三第一項中「又は」を「若しくは」に、「に対して行なう」を「又は特定船舶整備公団に対して行なう」に改め、同条第三項中「設備」の下に「又は船舶」を加え、「又は石炭」を「若しくは石炭」に改め、「供され」の下に「、又はこれらの者の事業に利用され」を加える。

第三十六条の八第五号中「設備」の下に「又は船舶」を加える。

第三十六条の十三の見出しを「（整備資金に係る保証契約の締結）」に改め、同条中「第二十五条第二項第七号」を「第二十五条第一項第十号」に改める。

第三十六条の十四中「第二十六条の三の規定による」を「第二十六条の三第一項第一号に掲げる」に改める。

ければならない。

3　事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なつたときは、その弁済を行なつた額について第三十五条の規定による交付金の交付をしたものとみなす。

（交付金の支払の制限）

第三十五条の四　事業団は、当該廃止事業者に係る交付金額に前条第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する交付金については、同項の規定により当該廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部の弁済を行なつた場合において残余が生じ、又は生ずることが確実であると認められるときに限り、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に支払うものとする。

（交付金を受ける権利の保護）

第三十五条の五　廃止事業者が交付金額に第三十五条の三第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する金額の交付金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の支払を受ける権利については、この限りでない。

（鉱業権の設定の出願の不許可等）

第三十五条の六　通商産業局長は、廃止事業者が放棄

あつて、その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日以後当該買収の日又は当該交付金の交付の決定の日後二月を経過した日までに解雇されたものに対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2　前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

第三十六条の三第一項中「又は」を「若しくは」に、「に対して行なう」を「又は特定船舶整備公団に対して行なう」に改め、同条第三項中「設備」の下に「又は船舶」を加え、「又は石炭」を「若しくは石炭」に改め、「供され」の下に「、又はこれらの者の事業に利用され」を加える。

第三十六条の八第五号中「設備」の下に「又は船舶」を加える。

第三十六条の十三の見出しを「（整備資金に係る保証契約の締結）」に改め、同条中「第二十五条第二項第七号」を「第二十五条第一項第十号」に改める。

第三十六条の十四中「第二十六条の三の規定による」を「第二十六条の三第一項第一号に掲げる」に改める。

第三十六条の十七中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

（整備資金の貸付け）

第三十六条の二十一　第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を整備するために必要な資金であつて第三十六条の十三各号に掲げるものについて行なうものとする。

（運賃の延納に係る債務の保証）

第三十六条の二十二　第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証は、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から石炭の運賃（連絡運輸（直通運輸を含む。）を行なう場合の運賃を含む。）の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限る。）について、事業団が日本国有鉄道と保証契約を締結することにより行なうものとする。

2　第三十六条の十五から第三十六条の十八まで及び第三十六条の二十の規定は、第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証について準用する。この場合において、第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「又は租鉱権者」とあるのは「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」と、第三十六条の十六中「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、同条第一項中「第三十六条の二十二第一項」とあるのは「第三十六条の十三」と、同条第二項中「六月」とあるのは「二月」と、第三十六条の十七中「第三十六条の十三」とあるのは「当該銀行」と、「残額に、百分の八十を乗じて得た額」とあるのは「残額」と、第三十六条の十八中「銀行は、第三十六条の十三」とあるのは「日本国有鉄道は、第三十六条の二十二第一項」と、「貸付けについて、貸付金の回収」とあるのは「債権について、その取立て」と、第三十六条の二十中「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「第三十六条の二十二第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条第一項中「第二十五条第一項第六号」に改める。

第五十三条の二第三号中「第三十六条の二十一」を「、第三十六条の二十一」を加える。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第三十五条の六第二項又は第三項の規定に違反して、石炭を掘採した者

二　第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をし、又は坑口を使用した者

附則第二条中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　事業団の業務のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める日までに廃止するものとする。

一　石炭の運賃の延納に係る債務の保証　昭和三十九年三月三十一日

二　採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け　昭和四十年三月三十一日

三　雇用促進事業団に対する交付金の交付及び近代

化資金の貸付け　昭和四十三年三月三十一日

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　石炭鉱業合理化事業団（以下「事業団」という。）が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付計画及び同項第十二号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十四号）の施行後遅滞なく」とする。

3　この法律の施行の際現に事業団に対し採掘権の売渡しの申込みをしている採掘権者がこの法律の施行後二月以内にその採掘権に係る改正後の第三十五条の交付金の交付の申請をしたときは、当該採掘権については、改正後の第三十五条第一号中「交付金の交付の申請の日」とあるのは「採掘権の売渡しの申込みの日」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4　前項に規定する場合において、当該採掘権者が同項の交付金の交付を受けることとなつたときは、当該採掘権の鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者については、改正後の第三十五条の七第一項中「その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日」とあるのは「その売渡しの申込みの日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5　事業団がこの法律の施行前に第三十六条の十三の規定により締結した保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済すべき金額については、改正後の第三十六条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　事業団は、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道からこの法律の施行の日の前日までに石炭の運賃（連絡運輸（直通運輸を含む。）を行なう場合の運賃を含む。以下同じ。）の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限る。）についても、改正後の第三十六条の二十二第一項の規定による保証を行なうことができる。

7　事業団は、通商産業省令で定めるところにより、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十七年一月一日からこの法律の施行の日後二月を経過する日までに石炭の運賃の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限り、かつ、事業団が保証したものを除く。）のうち弁済が行なわれなかつたものがあるときは、その弁済が行なわれなかつた金額に相当する金額を日本国有鉄道に対して支払うものとする。

8　事業団は、前項の規定による支払の業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、改正後の第二十六条の二第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において整理しなければならない。

（法務・大蔵・通商産業・運輸・労働・内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭三七・四・三〇）

◎産炭地域振興事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十一条）
第四章　財務及び会計（第二十二条―第二十九条）
第五章　監督（第三十条・第三十一条）
第六章　雑則（第三十二条―第三十四条）
第七章　罰則（第三十五条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第二条　産炭地域振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2　事業団は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算に定める金額の範囲内で、事業団に出資することができる。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、産炭地域振興事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、四年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三 政党の役員

四 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十二条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員等の地位）

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

（業務の範囲）

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、当該地域の振興に必要な鉱工業等の用に供する土地を造成し、及びこれと関連を有する工作物を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対し、その事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金の貸付け

を行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号の業務及び同号に規定する地域における鉱工業等の振興に必要な調査を行なうことができる。

3 事業団は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第二十条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭鉱業合理化事業団その他通商産業省令で定める者に対し、その業務（前条第一項第二号の業務を除く。）の一部を委託することができる。

3 前二項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十一条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び産炭地域振興債券）

第二十六条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭

地域振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（余裕金の運用）

第二十七条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行への預金又は郵便貯金

四　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十八条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第二十九条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十条　事業団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十一条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十二条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十三条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第二項、第十九条第三項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十三条又は第二十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第二十一条第二項又は第二十九条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項又は第二十八条の承認をしようとするとき。

四　第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十四条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十五条　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十七条　第六条の規定に違反して産炭地域振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

（事業団の設立）

第二条　通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条　この法律の施行の際現に産炭地域振興事業団という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第七条　事業団の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、産炭地域振興事業団法」を加え、同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加え、同条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五ノ二　産炭地域振興事業団ガ産炭地域振興事業団法第十九条第一項第一号ノ業務ノ施行ノ為必要ナル土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号の十二の次に次の一号を加える。

六ノ十二ノ二　産炭地域振興事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「雇用促進事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「雇用促進事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十四条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「労働福祉事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「雇用促進事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・自治大臣署名）

法律第九十六号（昭三七・四・三〇）

◎国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（料金）

第六条　登録ホテル業を営む者は、宿泊料金その他省令の定める業務に関する料金を定め、実施前に、主務大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の料金が外客接遇上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録ホテル業を営む者に対し、その変更を指示することができる。

3　登録ホテル業を営む者は、省令の定めるところにより、第一項の料金を公示しなければならない。

第十一条第一号中「命令」の下に「、第六条第二項の規定による指示」を加える。

第二十八条中「（料金の公示）」を「（料金）」に改める。

法律第九十七号（昭三七・五・一）

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四局」を「五局」に、「総合開発局」を「総合開発局」に改める。

第七条第十号を削る。

第九条第十三号及び第十四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（水資源局の事務）

第九条の二　水資源局においては、左の事務をつかさどる。

一　水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

二　水資源開発公団に関すること。

三　公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）の施行に関すること。

第十二条第一項中「五人以内」を「三人以内」に改める。

（運輸・内閣総理大臣署名）

第十五条中「五百三十二人」を「五百六十四人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

（内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭三七・五・一）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　理財局に証券部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2　証券部においては、前項第十九号から第二十二号までの事務をつかさどる。

第十五条第五項中「二部」を「三部」に、「作業部」を「作業管理部」に改め、同条第六項中「、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を」を削り、同条第八項中「研究所及び」を削る。

第四十一条第一項の表中全国資産再評価調査会の項を削る。

第四十六条第一項中「それぞれ」を削り、同項の表中地方資産再評価調査会の項を削る。

第四十九条第一項の表中「一五、三三五人」を「一五、九一六人」に、「五〇、七三四人」を「五〇、九五一人」に、「六六、〇六九人」を「六六、八六七人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

2　大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年九月三十日までの間は、一万五千九百十七人とする。

3　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　資産再評価審議会及び資産再評価調査会（第九十二条―第九十六条）」を「第十章　資産再評価審議会及び資産再評価調査会（第九十二条―第九十六条）」に改める。

「第十章　資産再評価審議会及び資産再評価調査会」を「第十章　資産再評価審議会」に改める。

第九十二条中「、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を」を削る。

第九十三条第三項及び第四項を削る。

第九十四条第二項及び第三項を削る。

第九十五条第一項中「、国税庁長官又は国税局長」、「それぞれ」及び「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」を削り、同条第二項中「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」、「又は地方公共団体」、「それぞれ」及び「、国税庁長官又は国税局長」を削り、同条第三項中「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」を削り、同条第四項及び第五項中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六条中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

4　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十六条第四項中「第六項から第八項」を「第五項から第七項」に改める。

第十九条第六項中「（第五項を除く。）」を削る。

第二十四条第四項中「第七項」を「第六項」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭三七・五・一）

◎工業用水法の一部を改正する法律

工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「発達に寄与し、あわせて」を「発達と」に改める。

第二条第一項中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改め、「及び河川附近の土地」を削る。

第三条第二項中「工業の用に供するため」及び「きわめて」を削る。

第五条第一項中「認めるときは、許可をしなければならない。」を「認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」に改め、同条第二項中「前項に規定する場合のほか」を「前項の規定にかかわらず」に、「合理的な利用」を「保全」に、「許可する」を「同項の許可をする」に改める。

第六条第一項中「その地域内の井戸」の下に「であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面

積が前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するもの」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「指定地域となつた日から」の下に「起算して」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年間に限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第六条に次の一項を加える。

5　前条第一項の通商産業省令を改正する通商産業省令が施行された場合において、その改正に係る指定地域内に、第三条第一項の許可を受けた井戸（以下「許可井戸」といい、第二項の規定による許可井戸を除く。）であつて改正後の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこととなるものがあるときは、当該許可井戸に係る同項の許可は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。

第七条第一項中「（以下「許可井戸」という。）」を削る。

第八条第二項中「合理的な利用」を「保全」に改める。

第十一条第二号中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改める。

第十四条を次のように改める。

（使用者に対する緊急措置）

第十四条　通商産業大臣は、予想することができなかつた特別の事情の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、使用者に対し、相当の期間を定めて、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができる。

第二十四条及び第二十五条第一項中「指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために」を「この法律を施行するため」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（国等の援助）

第二十五条の二　国及び地方公共団体は、許可井戸に代えて工業用水道を利用するための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十八条第二号中「第十三条」の下に「又は第十四条」を加える。

第二十九条第一号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に工業用水法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する指定地域内において、改正後の法第二条第一項の井戸（以下「井戸」という。）であつて揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川附近の土地の区域内の井戸（前項に規定するものを除く。）であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が法第五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

4　この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法による河川附近の土地の区域内の井戸（附則第二項に規定するものを除く。）であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年間に限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

5　改正後の法第六条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者に準用する。この場合において、改正後の法第六条第三項中「その地域が指定地域となつた日」とあるのは、「工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号）の施行の日」と読み替えるものとする。

6　前項において準用する改正後の法第六条第三項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

7　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百号（昭三七・五・一）

◎建築物用地下水の採取の規制に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　建築物用地下水の採取の規制（第三条—第十条）
第三章　雑則（第十一条—第十六条）
第四章　罰則（第十七条—第十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「建築物用地下水」とは、冷房設備、水洗便所その他政令で定める設備の用に

供する地下水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）による温泉及び工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二条第二項に規定する工業の用に供するものを除く。）をいう。

2　この法律において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が六平方センチメートルをこえるもの）河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域内のものを除く。）をいう。

第二章　建築物用地下水の採取の規制

（規制を行なう地域の指定）

第三条　この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域は、当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴つて高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で指定する。

2　建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市（特別区を含む。以下同じ。）町村の長の意見をきかなければならない。

（建築物用地下水の採取の許可）

第四条　前条第一項の規定により政令で指定された地域（以下「指定地域」という。）内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、建設省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下第十五条を除き同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3　都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取については、他の水源をもつてその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

4　都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者（以下「採取者」という。）に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

5　建設大臣は、第二項の建設省令の制定又は改廃を行なおうとする場合において、当該建設省令で定める技術的基準に係る指定地域の全部又は一部が工業用水法第三条の政令で定める地域と重複するときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（国又は都道府県の特例）

第五条　国又は都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市を含む。以下この条において同じ。）が建築物用地下水を採取する揚水設備については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。

（経過措置）

第六条　指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備でそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が第四条第二項の建設省令で定める技術的基

準に適合するものにより建築物用地下水を採取している者は、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び吐出口の断面積により、第四条第一項許可を受けたものとみなす。

2　指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備で前項に規定するもの以外のものにより建築物用地下水を採取している者は、当該指定地域の指定の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間内に限り、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　前二項に規定する者は、当該指定地域の指定の日から起算して一月以内に、建設省令で定めるところにより、当該揚水設備について、都道府県知事に届け出なければならない。

4　前三項の規定は、第二条第一項の政令又はこれを改正する政令の施行に伴い新たに建築物用地下水となる地下水を当該政令の施行の際現に指定地域内の揚水設備により採取している者がある場合において、当該揚水設備について準用する。この場合において、前二項中「当該指定地域の指定の日」とあるのは、「当該政令の施行の日」と読み替えるものとする。

5　第四条第二項の建設省令を改正する建設省令の施行の際現に指定地域内において改正後の建設省令で定める技術的基準に適合しない許可揚水設備（同条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。以下同じ。）の許可（前項において準用する場合を含む。）により建築物用地下水を採取している者は、当該許可揚水設備について、当該建設省令の施行の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間を経過した時にその効力を失う。

（氏名等の変更の届出）

第七条　採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の承継）

第八条　採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより建築物用地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2　採取者について相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3　前二項の規定により採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の失効）

第九条　採取者がその許可揚水設備につき次の各号の一に該当するに至つた場合においては、当該許可揚水設備に係る第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　許可揚水設備により建築物用地下水を採取することを廃止したとき。

二　許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を六平方センチメートル以下としたとき。

三　前二号の場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

（監督処分）

第十条　都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第四条第一項の許可を受けた者又は同条第四項の規定により附した条件に違反した者に対して、その

許可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、又は同条第四項の規定により附した条件に違反して建築物用地下水の採取が行なわれている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その他その揚水機の吐出口の断面積を小さくすること、その他その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定により処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする者について聴聞を行なわなければならない。

4　都道府県知事は、予想することができなかつた急激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しく、第四条第二項の建設省令で定める技術的基準が改正された場合において、第六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改正後の建設省令で定める技術的基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

第三章　雑則

（土地の立入り）

第十一条　建設大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実施調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により、その職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

5　第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　国又は都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市。以下この条において同じ。）は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7　前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

8　前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第十二条　土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（報告の徴収）

第十三条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要がある場合においては、指定地域内において建築物用地下水を採取している者に対して、建築物用地下水を採取するための設備の構造及び建築物用地下水の採取の状況について報告を求めることができる。

（立入検査）

第十四条　都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（意見の申出）

第十五条　都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）は建設大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関し、意見を申し出ることができる。

（国等の援助）

第十六条　国及び地方公共団体は、許可揚水設備により採取される建築物用地下水を使用する設備を地下水を使用しないものに改造することを促進するため、当該改造につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第四章　罰則

（罰則）

第十七条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の許可を受けないで指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取した者

二　第十条第二項又は第四項の規定による都道府県知事の処分に違反した者

第十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第七条、第八条第三項又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条の規定に違反して第十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三　第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第二項、第四条第五項、第十一条、第十二条、第十五条、第十八条第二号及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（地盤沈下の著しい地域に関する特例）

2　この法律の施行の日から起算して二月以内に指定地域となつた地域で、その指定の際すでに地盤が著しく沈下しているため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しい地域として

政令で定めるもの内において建築物用地下水を採取している者については、第六条第二項中「二年を下らない期間で建設省令で定める期間」とあるのは、「一年（政令で定める区域については、六月）」とする。

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の施行に関する事務を管理すること。

（法務・通商産業・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭三七・五・一）

◎畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資金の調達を円滑にする」を「資金の調達を円滑にし及び畜産の振興に資するための事業に助成等のみちを開く」に改める。

第十二条中「及び乳業者等の経営に要する資金の調達の円滑化」を「、乳業者等の経営に要する資金の調達の円滑化及び畜産の振興に資するための事業に対する助成等」に改める。

第二十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業につき、その経費を補助し、及び主要な畜産物の流通についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林省令で定めるもの（以下第四十五条の二において「指定助成対象事業」という。）についてその経費を補助し、又は当該事業に出資すること。

第三十八条第三項中「及び第五号に規定する業務」を「、第五号及び第六号の業務」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（補助等の額の限度）

第四十五条の二　第三十八条第一項第六号の業務については、事業団が毎事業年度指定助成対象事業についての補助に要する経費並びに同号の業務の管理及び同号の業務に附帯する業務に要する経費として支出することができる額は、通じて、第五十四条の三第一項の資金の運用によつて生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出される額を限度とする。

第四十六条第一項に次の一号を加える。

三　第三十八条第一項第六号の業務（補助金の交付及び出資の決定を除く。）については、都道府県その他農林大臣の指定する者

第四十八条第一項中「（これに附帯する業務を含む。）」を「（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「、それぞれ」を加える。

第四十八条第二項中「前項の特別の勘定」を「第三十八条第一項第五号の業務に係る前項の特別の勘定」に改める。

第五十条第二項中「第四十八条第一項の特別の勘定」を「第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定」に改める。

第五十一条中「六月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「第四十八条第一項の特別の勘定」を「第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定」に改める。

第五十四条の次に次の二条を加える。

（交付金）

第五十四条の二　政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

（資金）

第五十四条の三　事業団は、前条の規定により交付を受けた交付金を第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2　前項の資金は、次条の規定により運用する場合のほか、第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第五十六条の二　事業団が第三十八条第一項第六号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。）を準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「畜産振興事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「畜産振興事業団の理事長」と読み替えるものとする。

第六十二条第一項中「これを」の下に「政令で定めるところにより当該残余財産の額のうち第三十八条第一項第六号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額まで国庫に納付し、なお残余があるときは、その残余を」を加える。

第六十三条第一号中「第三十八条第一項第四号、第四十二条各号」を「第三十八条第一項第四号若しくは第六号、第四十二条各号、第四十五条の二」に改める。

第六十八条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第五十四条の三第二項の規定に違反して、

同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

附則第十一条中「当分の間、」の下に「第三十八条第一項第五号の業務に係る」を加え、「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）」を「第三十八条第一項第五号及び第六号の業務」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　畜産振興事業団の昭和三十七事業年度については、改正後の第四十五条の二中「第五十四条の三第一項の資金の運用によつて生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出される額」とあるのは、「五千万円」とする。

3　酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第一項中「、酪農経営改善計画の実施及び第二十四条の三の学校給食に係る措置の実施」を「及び酪農経営改善計画の実施」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二号（昭三七・五・一）

◎道路整備特別措置法の一部を改正する法律

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十四条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

第六条の二第一項第十号中「及び」の下に「同条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同条第十八号ただし書中「及び第六条の二第一項第十号中「及び」の下に「同条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第六条の二第一項第十五号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同条第十八号ただし書中「及び第六条の二第一項第十号中「及び」の下に「同条第十四条第四項」を削り、同条第二項中「、第十号から第十二号まで」の下に「、第十七号」を加え、「道路の占用」を「道路の占用」に改め、「係るものを」の下に「、同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条第二項の規定に係るものを」を加える。

第七条第一項第二号中「道路に関する工事及び道路の維持」を「管理の方法」に改め、同項第七号の次に次の二号を加える。

七の二　道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

七の三　道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

第七条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第七条第一項第十号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十二号中「第二項又は」を「第二項及び第三項並びに」に改め、同項第十三号ただし書中「第三十二条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項、第四十七条第三項並びに第四十八条の四第一項」を「第三十七条第一項及び第四十八条の四第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　日本道路公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行なおうとする場合において、その権限が同項第一号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は一級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号（道路法第四十七条第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行なつた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（割増金）

第十四条の二　日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団（以下「公団」という。）は、第二条の二、第三条第一項、第五条第一項又は第七条の二の規定に基づく料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

第十六条の二第一項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　高速自動車国道法第十一条第二項の規定により許可すること。

第十六条の二第一項第四号中「指定し、又は同条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること」を「指定すること」に改め、同項第五号中「又は第四十四条第四項」を削る。

第十七条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、同項第六号中「指定し、又は同条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること」を「指定すること」に改め、同号を同項第二号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第三号とし、同項第九号中「許可を」を「協議し、又は許可」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項、第四十七条第三項又は第四十八条の四第一項の規定に係る許可」を「第三十七条第一項又は第四十八条の四第一項の規定に係る禁止」に改め、同号を同項第五号とする。

第十八条の二中「高速自動車国道」の下に「及び日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を加え、「「日本道路公団」」を「「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」」に改める。

第二十二条中「第七条の二の規定に基づく料金」の下に「、第十四条の二の規定に基づく割増金」を、「当該料金」の下に「、割増金」を加える。

第二十五条中「料金」の下に「、第十四条の二の規定に基づく割増金」を加える。

第二十九条第一項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第六条の二第一項第三号の二の規定により協議すること。

道路公団が建設大臣に代わってする高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令

第二十九条第一項第四号中「第六条の二第一項第十号」の下に「又は第七条第一項第七号の二（第七条の六において準用する場合を含む。）」を、「日本道路公団」の下に「、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を、「建設大臣」の下に「又は道路管理者」を加える。

第二十九条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第六条の二第一項第十四号の二又は第七条第一項第九号の二（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団が建設大臣又は道路管理者に代わってする道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

第三十条第一項中「第二条第二項」の下に「、第三十二条第二項若しくは第四項、第三十三条、第三十六条」を、「同法第二十四条」の下に「又は第四十一条」を加え、「第二十四条、第四十条、第四十三条」を「第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項に改め、「又は道路整備特別措置法第七条第一項第六号」の下に「、第七号の二」を、「第九号」の下に「、第九号の二」を加え、「第七条第一項第六号の規定」を「第七条第一項第六号又は第七号の二の規定」に、「第二十四条本文の規定による承認」を「第二十四条本文又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」に改め、「同法第七条第一項第六号」の下に「、第七号の二」を加え、同条第三項中「同法第十六条」を「同法第十四条第四項から第六項まで、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条」に改め、「と、「第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項（第十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十七条第一項の規定」と、「その違反行為の中止を命じ、又は建築物等の改築、移転、除却」とあるのは「その違反行為の中止」」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条　日本道路公団の管理する高速自動車国道若しくは日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路に関する道路法第七十七条の規定の適用については、同条第一項中「又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員」とあるのは、「、当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員又は日本道路公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団若しくはこれらの命じた職員」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（占用料の徴収及び帰属の特例）

2　道路法第三十九条の規定に基づく占用料でこの法律の施行の際現に道路管理者の許可を受けている占用に係るもの（昭和三十八年三月三十一日までの占用に係るものに限る。）の徴収及び帰属に関しては、改正後の道路整備特別措置法第十八条の二、第二十三条及び第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百三号（昭三七・五・一）

◎輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは輸出契約」を「により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）、輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号までの一に該当する事由によつて輸出契約」に、「当該損失」を「これらの損失」に、「又は輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号」を「又は輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号まで」に改め、同条に次の二号を加える。

八　輸出契約の相手方が外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）である場合において、当該相手方が当該輸出契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者が当該輸出契約を解除したこと。

九　輸出契約の相手方の破産

第十四条の二第二項第一号中「外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）」を「外国政府等」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百四号（昭三七・五・四）

◎家庭用品品質表示法

（目的）

第一条　この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。

一　一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

二　前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必

要であると認められるものであつて政令で定めるもの

2　この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行なう者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行なう者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条の規定により告示された同条第一号に掲げる事項を表示する事業を行なう者をいう。

（表示の標準）

第三条　通商産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一　成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

（指示等）

第四条　通商産業大臣は、前条の規定により告示された同条第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条の規定により告示された同条第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、当該製造業者、販売業者又は表示業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の指示に従わない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、その旨を公表することができる。

（表示に関する命令）

第五条　通商産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項について表示をする場合に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第六条　通商産業大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならない。

第七条　通商産業大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、通商産業大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

第八条　前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、通商産業大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定により通商産業大臣がしたものとみなす。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行なう者であると認めるときは、その者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　次項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

3　通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

5　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。

（命令の変更又は取消し）

第九条　通商産業大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（通商産業大臣に対する申出）

第十条　何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行なわれていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、通商産業大臣に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。

（家庭用品品質表示審議会）

第十一条　通商産業省に、家庭用品品質表示審議会を置く。

第十二条　家庭用品品質表示審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、家庭用品の品質に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議する。

2　通商産業大臣は、第三条の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第十三条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

第十四条　委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

第十五条　委員の任期は、二年とする。

第十六条　委員は、非常勤とする。

第十七条　前六条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（手数料）

第十八条　通商産業大臣に第七条の規定による表示をすることを求めようとする者は、同条の規定による命令に係る家庭用品の価格の百分の一をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2　第八条第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（報告及び立入検査）

第十九条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第二十条　この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行なわせることができる。

（罰則）

第二十一条　第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項の規定に違反した者

二　第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　繊維製品品質表示法（昭和三十年法律第百六十六号）は、廃止する。

3　通商産業大臣は、旧繊維製品品質表示法第七条の規定により繊維製品品質表示審議会に諮問した事項については、この法律の施行後一月間は、第十二条第二項の規定にかかわらず、家庭用品品質表示審議会に諮問することを要しない。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中繊維製品品質表示審議会の項を削り、割賦販売審議会の項の次に次のように加える。

家庭用品品質表示審議会	家庭用品の品質に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議すること。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭三七・五・四）

◎鉱山保安法の一部を改正する法律

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　鉱業権者は、省令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく省令の規定による通商産業大臣又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　鉱業権者は、省令の定めるところにより、鉱山において坑道の掘さく、鉱物の運搬その他の作業にその使用人以外の者を従事させるときは、当該作業にその使用人以外の者を従事させることに伴い保安のため講ずべき措置を定め、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、前項の規定による届出があつた場合において、保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、その届出に係る措置の変更を命ずることができる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、鉱業権者がこの法律又はこの法律に基づく省令に違反したときは、その鉱業権者に対し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることができる。

2　前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、通商産業局長に協議しなければならない。

第二十五条第二項本文を次のように改める。

前条第二項の規定は、前項の規定による命令をしようとするときに準用する。

第二十七条第一項中「第二十四条」の下に「、第二十四条の二第一項」を加える。

第三十条中「第二十三条」の下に「、第二十三条の二」を加える。

第四十六条第一項中「第十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を加える。

第四十八条第一項中「会長一人及び」を削り、第二項を第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が選任する。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　中央協議会及び地方協議会に、それぞれ部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第五十一条中「第四十二条第二項及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十二条第三項中「通商産業大臣の」とあるのは、「あらかじめその」と読み替えるものとする。

第五十五条中「一年以下」を「三年以下」に、「十万円以下」を「三十万円以下」に改め、同条第二号中「第二十四条」の下に「、第二十四条の二第一項」を、「第二十三条第一項」の下に「、

法律第百六号（昭三七・五・四）

◎道路運送車両法等の一部を改正する法律

（道路運送車両法の一部改正）

第一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「原動機番号（原動機の型式についての表示を含む。以下同じ。）」を「原動機の型式」に改め、同条第二項及び第三項並びに第三十条から第三十二条までの規定中「原動機番号」を「原動機の型式」に改める。

第六十条中「、原動機に原動機番号を有するものであり」を削る。

第六十一条第一項中「自動車にあつては一年」を「自動車及び運輸省令で定める自家用自動車にあつては一年」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第六十二条第一項及び第六十三条第三項中「、原動機に原動機番号を有するものであり」を削る。

第六十四条第三項を削る。

第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項中「及び原動機に原動機番号を有するかどうか」を削る。

第六十六条の見出しを「（自動車検査証の備付け等）」に改め、同条中「自動車検査証を備え付けなければ」を「自動車検査証を備え付け、かつ、運輸省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ」に改め、同条に次の四項を加える。

2　陸運局長は、次の場合には、使用者に検査標章を交付しなければならない。

一　第六十条又は第七十一条第一項の規定により自動車検査証を交付するとき。

二　第六十二条第一項又は第六十三条第三項（第六十四条第二項及び次条第三項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証に有効期間を更新した旨の記入をするとき。

3　検査標章には、運輸省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。

4　検査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。

加える。

第五十六条中「六箇月以下」を「一年以下」に、「三万円以下」を「十万円以下」に改め、同条第三号中「第八条第二項」の下に「又は第二十三条の二第一項」を加え、同条第四号中「又は第十三条第二項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を「、第十三条第二項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二第二項」に改める。

第五十七条中「二万円以下」を「五万円以下」に改め、同条第一号中「第六条第一項」の下に「、第十九条第二項」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第六号及び第八十三条第一項第五号中「又は第二十四条」を「、第二十四条又は第二十四条の二」に改める。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

5　有効期間を経過した検査標章は、自動車に表示してはならない。

第六十七条第二項第三号中「自動車運送事業の用に供するかどうかの別」の下に「又は用途」を加える。

第七十条中「自動車検査証」の下に「又は検査標章」を加え、「困難となつたときは」を「困難となつた場合その他運輸省令で定める場合には」に改める。

第七十六条中「自動車検査証」の下に「、検査標章」を加える。

第八十六条第二項中「第八十八条に規定する命令により解任され」を「第八十八条又は第九十四条の四第三項の規定による命令により検査主任者又は自動車検査員の職を解任され」に改める。

第九十条に次のただし書を加える。

ただし、当該分解整備について、第九十四条の五第一項の規定により保安基準適合証を交付すべき場合は、この限りでない。

第九十一条第一項第二号を次のように改める。

一　車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号

第九十四条の次に次の九条を加える。

（指定自動車整備事業の指定等）

第九十四条の二　陸運局長は、申請により、自動車分解整備事業者（当該事業場について運輸省令で定める種類の優良自動車整備事業の認定を受けた者に限る。）であつて、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第九十四条の四第一項の自動車検査員を選任すると認めるものについて、事業場ごとに、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

2　第八十五条第二項から第四項まで及び第八十八条第一項（同項第三号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同号ロ中「第九十三条の規定による自動車分解整備事業の認証」とあるのは「第九十四条の八第一項の規定による指定」と読み替えるものとする。

（検査設備の維持等）

第九十四条の三　前条第一項の指定を受けた者（以下「指定自動車整備事業者」という。）は、自動車の検査の設備を前条第一項の運輸省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2　陸運局長は、自動車の検査の設備が前条第一項の運輸省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該指定自動車整備事業者に対し、その是正のために必要な修理、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（自動車検査員）

第九十四条の四　指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

2　第八十五条第二項及び第八十七条の規定は、自動車検査員について準用する。

3　陸運局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

4　前項又は第八十八条の規定による命令により自動車検査員又は検査主任者の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

（保安基準適合証）

第九十四条の五　指定自動車整備事業者は、運輸省令で定める基準により自動車を整備した場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2　前項の場合においては、自動車検査員は、運輸省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。

3　保安基準適合証には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附さなければならない。

4　保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第六十二条又は第六十四条の規定による検査に係る部分に限る。）及び第六十五条の二の規定の適用については、当該自動車は、陸運局長に対する呈示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

（指定整備記録簿）

第九十四条の六　指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号

二　整備及び検査の概要

三　検査の年月日

四　自動車検査員の氏名

五　運輸省令で定める保安基準適合証に関する事項

六　依頼者の氏名又は名称及び住所

2　指定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

（罰則の適用）

第九十四条の七　自動車検査員その他第九十四条の五第一項の証明その他の保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（保安基準適合証の交付の停止等）

第九十四条の八　陸運局長は、指定自動車整備事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二　第九十三条第二号又は第三号に該当するとき。

三　第九十四条の二第二項において準用する第七十八条第二項又は第三項の規定による業務の範囲の限定又は指定に附した条件に違反したとき。

四　第九十四条の二第二項において準用する第八十条第一項第三号ハ又はニに掲げる者となつたとき。

2　指定自動車整備事業者が自動車分解整備事業者若しくは優良自動車整備事業者でなくなつたとき、又は次条において準用する第八十一条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたときは、その指定は、効力を失う。

（準用規定）

第九十四条の九　第八十一条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）及び第二項（同項第五号に係る部分に限る。）並びに第八十九条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。

（省令への委任）

第九十四条の十　第九十四条の五第一項の証明の方式、保安基準適合証の様式その他保安基準適合証に関する実施細目並びに自動車の安全性の確保に関し指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第九十八条中「又は臨時運行許可番号標」を「、臨時運行許可番号標若しくは検査標章」に改め、同条に次の二項を加える。

2　何人も、行使の目的をもつて、自動車登録番号標、自動車の登録の検認票、臨時運行許可番号標若しくは検査標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれらの物を使用してはならない。

3　自動車登録番号標、自動車の登録の検認票、臨時運行許可番号標又は検査標章は、当該自動車以外の自動車に使用してはならない。

第百条第一項に次の一号を加える。

七　指定自動車整備事業者

第百一条を次のように改める。

第百一条　削除

部分に限る。）並びに第八十九条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。

（省令への委任）

第九十四条の十　第九十四条の五第一項の証明の方式、保安基準適合証の様式その他保安基準適合証に関する実施細目並びに自動車の安全性の確保に関し指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第九十八条中「又は臨時運行許可番号標」を「、臨時運行許可番号標若しくは検査標章」に改め、同条に次の二項を加える。

2　何人も、行使の目的をもつて、自動車登録番号標、自動車の登録の検認票、臨時運行許可番号標若しくは検査標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれらの物を使用してはならない。

3　自動車登録番号標、自動車の登録の検認票、臨時運行許可番号標又は検査標章は、当該自動車以外の自動車に使用してはならない。

第百条第一項に次の一号を加える。

七　指定自動車整備事業者

第百一条を次のように改める。

第百一条　削除

第百三条第一項中「又は第九十四条第四項」を「、第九十四条第四項、第九十四条の四第三項又は第九十四条の八第一項」に改める。

第百六条中「第九十八条」を「第九十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第六十六条の規定に違反して、自動車検査証を備え付けず、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者

第百九条に次の一号を加える。

九　第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者

第百十条第一号中「第六十四条第一項」の下に「、第六十六条第五項」を、「第八十九条第二項」の下に「（第九十四条の九において準用する場合を含む。）」を、「第九十四条第三項」の下に「、第九十四条の四第一項、第九十四条の六」を加える。

第百十条第三号中「、第六十四条第三項」を削り、「第八十一条」の下に「（第九十四条の九において準用する場合を含む。）」を、「第八十七条」の下に「（第九十四条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十条第四号中「又は第九十一条第一項」を「、第九十一条第一項又は第九十四条の六第一項」に改める。

第百十条第六号中「又は第八十八条」を「、第八十八条又は第九十四条の四第三項」に改める。

第百十二条中「第八十九条第一項」の下に「（第九十四条の九において準用する場合を含む。）」を加える。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める。

第九条第一項中「、第十二条から第十四条まで、第十七条」を削り、「第六十二条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条、第七十条、第七十一条」を「第六十二条、第六十三条第三項（第六十四条第二項及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第七十一条第一項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

軽自動車以外の自動車について、その提示がある自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該自動車検査証の有効期間（有効期間を更新すべき処分の場合にあつては、更新後の有効期間）又は臨時運行の許可の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものではない場合においても、同様とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（保険標章）

第九条の二　保険会社は、軽自動車について第七条第一項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書を交付したときは、当該保険契約者に対して、保険標章を交付しなければならない。

2　保険標章には、運輸省令で定めるところにより、保険期間の満了する時期を表示するものとする。

3　保険標章の有効期間は、保険期間と同一とする。

4　保険契約者は、保険標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合その他運輸省令で定める場合には、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5　保険標章の様式その他保険標章に関する細目は、運輸省令で定める。

第九条の三　軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2　保険標章は、当該軽自動車以外の軽自動車に表示してはならない。

3　有効期間を経過した保険標章は、軽自動車に表示してはならない。

第三章第一節中第十条の次に次の一条を加える。

（保険除外標章）

第十条の二　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前条の規定の適用を受ける軽自動車（政令で定める者が運行の用に供するもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。）について、保有者に対して保険除外標章を交付しなければならない。

2　保険除外標章の有効期間は、運輸省令で定める。

3　第一項に規定する軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険除外標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

4　第九条の二第四項及び第五項並びに第九条の三第二項及び第三項の規定は、保険除外標章について準用する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（責任保険の契約の解除等）

第二十条の二　責任保険の契約の当事者は、当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合、商法第六百四十四条の規定による場合その他運輸省令で定める場合に限り、責任保険の契約を解除することができる。その解除（商法第六百四十四条の規定による解除を除く。）は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2　責任保険の契約の当事者は、その契約を合意により解除し、又はその契約に解除条件を附することができない。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（自家保障標章）

第六十五条の二　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、第五十五条の許可に係る軽自動車について、自家保障者に対して自家保障標章を交付しなければならない。

2　前項に規定する軽自動車に係る第九条の三第一項の規定の適用については、自家保障標章を保険標章とみなす。

3　第九条の二第四項及び第五項、第九条の三第二項及び第三項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第八十七条を次のように改める。

第八十七条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償自家保障証明書又は保険標章、保険除外標章若しくは自家保障標章の交付又は再交付を受けた者

第八十八条中「第八条」の下に「又は第九条の三第一項若しくは第二項（第十条の二第四項及び第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十九条第一号中「第六十六条第二項」を「第九条の三第三項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第二項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

第八十六条の三　第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中道路運送車両法第七十六条、第九十八条及び第百六条の改正規定、同法に第百六条の二を加える改正規定並びに同法第百九条第一号の改正規定、第二条の規定中自動車損害賠償保障法に第二十条の二を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

（道路運送車両法の改正に伴う経過措置）

第二条　この法律（前条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に有効な自動車検査証及び自動車予備検査証の有効期間は、改正後の道路運送車両法第六十一条第一項（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、現にこれらに記載されている有効期間によるものとする。

2　この法律の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車（次条第一項の規定によりこの法律の施行の日前に検査標章の交付を受けた自動車を除く。）は、改正後の道路運送車両法第六十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、検査標章を表示しなくても運行の用に供することができる。

一　昭和三十七年十二月三十一日以前に当該自動車検査証に記載されている有効期間が満了する自動車にあつては、その満了の日

二　昭和三十七年十二月三十一日以前に検査標章の交付を受ける自動車にあつては、この法律の施行後最初に交付を受ける日

三　その他の自動車にあつては、昭和三十七年十二月三十一日

3　この法律の施行前にした改正前の道路運送車両法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条　陸運局長（道路運送車両法第百五条第二項の規定により同法第五章に規定する事項の委任を受けた都道府県知事を含む。）は、運輸省令で定めるところにより、次の各号に掲げる自動車の使用者に対して検査標章を交付しなければならない。

一　この条の規定の施行の日から昭和三十七年九月三十日までの間において自動車検査証の交付又はその有効期間の更新を受ける自動車

二　この条の規定の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車（前条第二項第一号に規定する自動車及びすでに検査標章の交付を受けた自動車を除く。）

2　前項の検査標章及びその交付については、改正後の道路運送車両法第六十六条第三項及び第四項並びに改正後の自動車損害賠償保障法第九条第二項の規定の例によるものとする。

（自動車損害賠償保障法の改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に責任保険の契約が締結されている軽自動車については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、改正後の自動車損害賠償保障法第九条の三第一項の規定を適用しない。

一　昭和三十八年三月三十一日以前に当該保険期間が満了する軽自動車にあつては、その満了の日

二　昭和三十八年三月三十一日以前に次項の規定により保険標章の交付を受ける軽自動車にあつては、その交付の日

三　その他の軽自動車にあつては、昭和三十八年三月三十一日

2　保険会社は、運輸省令で定めるところにより、この法律の施行の際現に責任保険の契約が締結されている軽自動車（前項第一号に規定する軽自動車を除く。）の保険契約者に対して保険標章を交付しなければならない。

3　この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第十条の規定の適用を受ける軽自動車（改正後の同法第十条の二第一項に規定する軽自動車に限る。）については、昭和三十八年三月三十一日までは、同条第三項の規定を適用しない。

4　この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第五十五条の許可に係る自動車である軽自動車については、昭和三十八年三月三十一日までは、改正後の同法第九条の三第一項の規定を適用しない。ただし、当該軽自動車が同法第五十五条の許可に係る自動車でなくなつた場合は、この限りでない。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭三七・五・八）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　外交政策上の経済協力（技術協力を含む。以下同じ。）の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

第四条中第二十九号を第三十号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　外交政策上の経済協力を推進し、及び本邦からの海外投資に関する利益を保護するため必要な措置をとること。

第五条第一項中「八局」を「九局」に、「経済局」を「経済協力局」に改め、同条第四項を削る。

第八条第一項第四号中「（技術協力を含む。以下同じ。）」を削る。

第十条第一項第四号から第六号まで及び第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（経済協力局の事務）

第十条の二　経済協力局においては、次の事務をつかさどる。

一　経済協力に関する協定に関すること。

二　経済協力に関する国際機関との協力に関すること。

三　本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

四　国際経済協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

五　前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。

第二十五条第二項中「それぞれ特命全権大使及び特命全権公使」を「特命全権大使」に改める。

第三十条の表中「七五人」を「七八人に、「二、三二三人」を「二、三七〇人」に、「二、三九八人」を「二、四四八人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二

十五条第二項の改正規定は昭和三十七年十月一日から施行し、第三十条の表の改正規定は同年四月一日から適用する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第百八号（昭三七・五・八）

◎財政法の一部を改正する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手続に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一　法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二　予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

附則第七条第二項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同条第七項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　審議会の臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附則第七条第六項を同条第七項とし、同条第五項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

附則第七条に次の一項を加える。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

3　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の十一の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条の十一第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第三十九条の十二を次のように改める。

第三十九条の十二　削除

4　日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

6　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第二十八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同条第二項とする。

5　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には」に、「追加予算」を「補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第十条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

6　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第二十八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同条第二項とする。

7　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予

法律第百九号（昭三七・五・八）

◎災害対策基本法等の一部を改正する法律

（災害対策基本法の一部改正）

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　災害緊急事態（第百五条―第百十三条）　第九章　雑則（第百十四条―第百十六条）　第十章　罰則（第百十七条―第百二十条）」を「第八章　災害緊急事態（第百五条―第百十三条）　第九章　雑則（第百十四条―第百十七条）　第十章　罰則（第百十八条―第百二十条）」に改める。

第五十一条　削除

（内閣総理・大蔵・厚生・農林大臣臨時代理・通商商業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

第五十二条第一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第六十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第七十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第八十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第九十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百二十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百三十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百四十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百五十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百六十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百七十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百八十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第百九十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百二十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百三十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百四十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百五十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百六十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百七十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百八十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第二百九十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百二十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百三十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百四十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百五十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百六十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百七十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百八十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第三百九十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百二十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百三十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百四十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百五十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百六十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百七十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百八十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第四百九十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十三項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十四項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十五項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十六項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十七項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十八項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百十九項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百二十項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百二十一項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十二条第五百二十二項中「追加予算」を

間の延長

2　前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができない場合にその価額を追徴する旨の規定を設けることができる。

3　内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廃止しなければならない。

4　内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。

5　第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失う。

6　前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失う。

7　内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8　第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお従前の例による。

第百十条第百十二条までを削り、第九章中第百十三条を第百十条とし、第百十四条を第百十一条とし、第百十五条を第百十二条とし、第百十六条第二号中「第二十七条第一項」の下に「（第百八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十章第百十三条とし、第百十七条を第百十四条とし、第百十八条第一号中「第二十七条第一項」の下に「（第百八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第百十五条とし、第百十九条を第百十六条とし、第百二十条中「第百十六条又は第百十八条」を「第百十三条又は第百十五条」に改め、同条を第百十七条とする。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百六十条を次のように改める。

第百六十条　削除

第二百四条第二項中「産業教育手当」の下に「、災害派遣手当」を加える。

（災害救助法の一部改正）

第三条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「非常災害」を「災害」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第三条から第二十二条までを次のように改める。

第三条から第二十一条まで　削除

第二十二条第一項を削り、同条第二項中「その他緊急措置」を削り、同項を同条第一項とする。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二　指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関とする。以下次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行なうため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を取用することができる。

前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十三条の三　前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四条第四項及び第二十六条第二項中「第十二条」を「第二十二条の二」に改める。

第二十八条中「特別区長」を「特別区の区長」に改め、「（有線電気通信設備の届出）」を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二　日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下

に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。

第三十三条第三項中「第十二条」を「第二十三条の二」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一　収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二　収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三　収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

第四十三条中「非常災害救助」を「災害救助」に改める。

第四十五条各号列記以外の部分中「五千円」を「五万円」に、同条第二号中「第十二条」を「第二十三条の二」に改める。

第四十六条中「五千円」を「五万円」に改める。

第四十七条中「第十三条」を「第二十三条の三」に、「三千円」を「三万円」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第四条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「市町村の作成する消防計画」を「防災計画に基づく消防に関する計画（以下第十八条の二において「消防計画」という。）」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

第五条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

中央災害救助対策協議会	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基く災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
地方災害救助対策協議会	
都道府県災害救助対策協議会	

「中央防災会議　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十一条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第六条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条又は第七十九条の規定により、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用するとき。

（公衆電気通信法の一部改正）

第七条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中第六号の次に次の一号を加える。

六の二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条又は第七十九条の規定により、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用するとき。

（自衛隊法の一部改正）

第八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百三条第三項中「第十二条」を「第二十三条の二」に、「第十三条」を「第二十三条の三」に改める。

附　則

1　この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百十号（昭三七・五・八）

◎海外経済協力基金法の一部を改正する法律

海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「理事二人」を「理事四人以内」に改める。

第二十一条第二号中「その達成が確実である」を「その達成の見込みがある」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・外務・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第百十一号（昭三七・五・八）

◎農地開発機械公団法の一部を改正する法律

農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第三条の二 公団の資本金は、一億五千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第七条中「二人以内」を「三人以内」に改める。

第十五条中「業務の一部」を「従たる事務所の業務」に改める。

第十八条第一項第一号中「部品を含む。」の下に「以下この条において「機械等」という。」を加え、同条第二項中「同項第一号の機械及び器具」を「機械等」に、「当該機械及び器具」を「当該機械等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公団は、前二項に掲げる業務のほか、第一項第一号及び第二号並びに前項の業務に附帯して行なうその保有に係る機械等の整備又は修理の業務の用に供する施設の効果的な運用を図るため必要があるときは、当該整備又は修理の業務を行なうのに支障がない限り、当該施設により、委託を受けて機械等の整備又は修理の事業を行なうことができる。

第二十一条第一項中「予算」の下に「、事業計画」を加え、同条第二項を削る。

第二十二条中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第二十三条第一項中「二月以内」を「一月以内」に改める。

第二十九条に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十二条第一号中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、改正後の第三条の二第二項の規定にかかわらず、国が農地の造成又は改良の事業の用に供している土地、建物その他土地の定着物、船舶又は物品（以下次項において「土地等」という。）を出資の目的として、農地開発機械公団に追加して出資することができる。

3 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 改正後の第三条の二第三項の規定は、附則第二項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

5 附則第三項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

6 農地開発機械公団の昭和三十七事業年度については、改正前の第二十一条第一項の規定による認可を受けた予算及び資金計画に添えて提出された当該事業年度に係る同条第二項の業務計画を、改正後の第二十一条前段の規定による認可を受けた事業計画とみなす。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭三七・五・一〇）

◎公職選挙法等の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条（投票の記載事項及び投函）」を「第四十六条（投票の記載事項及び投函）　第四十六条の二（記号式投票）」に、「第八十六条（公職の候補者の立候補の届出等）」を「第八十六条（公職の候補者の立候補の届出等）　第八十六条の二（被選挙権のない者の立候補の禁止）」に、「第百三十六条（特定公務員の選挙運動の禁止）」を「第百三十六条（特定公務員の選挙運動の禁止）　第百三十六条の二（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）」に、「第百四十四条（ポスターの数）」を「第百四十四条（ポスターの数）　第百四十四条の二（ポスター掲示場）　第百四十四条の三（ポスター掲示場）　第百四十四条の四（任意制ポスター掲示場）」に、「第百五十七条（立会演説会への指定期日後の参加）」を「第百五十七条（立会演説会への指定期日後の参加）　第百五十七条の二（立会演説会における演説者）」に、「第百六十二条（個人演説会における演説の順序の変更）」を「第百六十二条（個人演説会における演説の順序の変更）　第百六十二条の二（個人演説会における演説）」に、「第百六十四条の八（街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）」を「第百六十四条の八（街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）　第百六十四条の九（街頭演説の場所の確保等）」に、「第百七十三条（公職の候補者の氏名等の掲示）」を「第百七十三条（公職の候補者の氏名等の掲示）　第百七十三条の二（参議院全国選出議員の氏名等の掲載の順序その他掲示の期間、掲載の順序）」に、「第百七十四条（候補者の氏名等の掲示）」を「第百七十四条（候補者の氏名等の掲示）　第百七十四条の二（立会人の義務懈怠罪）」に、「第百七十七条（燃料、用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止）」を「第百七十七条（通常葉書等の返還及び譲渡禁止）」に、「第百九十五条（選挙の一部無効及び選挙の期日等の延期の場合の選挙運動に関する支出金額の制限）」を「第百九十五条（選挙の一部無効及び選挙の期日等の延期の場合の選挙運動に関する支出金額の制限）　第百九十五条の二（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）」を「第百九十五条の二（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）　第百九十五条の三（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）」に、「第百九十五条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）」を「第百九十五条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）　第百九十五条の五（後援団体に関する寄附等の制限違反）」に、「第百九十七条（立会演説会への指定期日後の参加）」を「第百九十七条（立会演説会への指定期日後の参加）　第百九十七条の二（立会演説会における演説者）」に、「第二百一条の四（選挙運動に関する支出金額の特例）」を「第二百一条の四（選挙運動に関する支出金額の特例）　第二百一条の四の二（公営施設以外の施設使用の場合の選挙運動の特例）」に、「第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）」を「第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）　第二百一条の八の二（都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制）」に、「第二百十一条（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」を「第二百十一条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）　第二百十一条の二（参議院全国選出議員の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に、「第二百三十八条（立会人の義務懈怠罪）」を「第二百三十八条（立会人の義務懈怠罪）　第二百三十八条の二（公務員等の地位利用による選挙運動の制限違反）」に、「第二百三十九条の二（公務員等の選挙運動等の制限違反）」を「第二百三十九条の二（公務員等の選挙運動等の制限違反）　第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）」を「第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）　第二百四十九条の五（後援団体に関する寄附等の制限違反）」に改める。

反）」に、「第二百五十一条の二（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）」を「第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪）」を「第二百五十一条の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）」に、「第二百五十二条の二（政党）」を「第二百五十二条の三（選挙）」を「第二百五十三条（罪の時）」を「第二百五十二条の二（推薦団体の選挙運動の規制違反）」を「第二百五十二条の三（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）」を「第二百五十三条（選挙人等の偽証罪）」を「第二百五十二条の二（推薦団体の選挙運動の規制違反）」を「第二百五十二条の三（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）」に改める。

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対してすみやかに知らせるように努めなければならない。

第九条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項又は前項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、前項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を取得することとなる者を除き、第二項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

第十一条第一項第三号中「法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪以外の犯罪に因る」を削り、同項に次の一号を加える。

四　法律で定めるところにより行なわれる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

第十一条に次の一項を加える。

3　市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するものについて、第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第三十二条第三項中「二十五日」を「二十三日」に改める。

第三十四条第六項第一号中「参議院議員及び」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　参議院議員の選挙にあつては、少なくとも二十三日前に

第四十四条に次の一項を加える。

2　同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が、従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合においては、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

第四十六条第一項中「自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載して」を「当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（記号式投票）

第四十六条の二　地方公共団体の長の選挙の投票（次条及び第四十九条《不在者投票》の規定による投票を除く。）については、地方公共団体は、前条第一項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。

2　前項の場合においては、第四十八条《代理投票》第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名」とあるのは「○の記号」と、「第四十六条《投票の記載事項及び投函》第一項」とあるのは「第四十六条の二《記号式投票》第一項」と、同条第二項中「候補者一人の氏名」とあるのは「候補者一人に対して○の記号」と、第六十八条《無効投票》第一号中「用いないもの」とあるのは「用いないもの又は成規の○の記号の記載方法によらないもの」と、同条第二号中「公職の候補者となることができない者の氏名」とあるのは「公職の候補者となることができない者に対して○の記号」と、同条第三号及び第四号中「公職の候補者の氏名」とあるのは「公職の候補者に対して○の記号」と、同条第五号中「公職の候補者の氏名の外、他事を記載したもの　但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」とあるのは「○の記号以外の事項を記載したもの」と、同条第六号中「公職の候補者の氏名を自書しないもの」とあるのは「○の記号を自ら記載しないもの」と、同条第七号中「公職の候補者の何人」とあるのは「公職の候補者の何人に対して○の記号」と、第八十六条《公職の候補者の立候補の届出等》第六項中「第一項から第四項までの例により、都道府県知事及び市長の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることができる」とあるのは「選挙の期日は、政令で定める日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない」と、同条第七項中「前項」とあるのは「前項の規定により選挙の期日を延期した場合における次項」と、「第三十三条《長の選挙》第五項、第三十四条《その他の選挙》第六項又は第百十九条《同時選挙》第三項の規定により告示した期日後五日に当る日」とあるのは「政令で定める日」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前二項」と、「当該選挙の期日前三日までに」とあるのは「政令で定める日までに」と、第百二十六条第一項中「第七項《長の候補者が一人となった場合》」とあるのは「第六項又は第七項《長の候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた場合》」と、同条第二項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、「七日以内」とあるのは「政令で定める日以内」と、同条第三項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」とし、第六十八条の二《同一氏名等の候補者に対する投票の効力》の規定は、適用しない。

3　第一項の場合において、○の記号の記載方法、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序の決定方法及び公職の候補者が死亡し、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合における投票用紙における公職の候補者の表示方法その他必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「第六十八条《無効投票》第一

項」を「第六十八条《無効投票》」に改める。

第四十九条に次の一号を加える。

五　選挙人がその属する投票区の区域外の住所に居住中であるべきこと。

第六十二条第一項中「開票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行なわれるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。

第六十二条第二項、第四項、第五項及び第七項中「開票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改め、同条第九項本文中「若しくは三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において」を「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」に改める。

第六十二条第三項中「又は」の下に「第八十六条の二《被選挙権のない者の立候補の禁止》、」を加える。

第六十八条の二第一項中「第一項」を削る。

第七十六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第九項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙における選挙会の選挙立会人については中央選挙管理会、選挙分会の選挙立会人については都道府県の選挙管理委員会）」と、同条第九項中「選挙の期日」とあるのは「選挙会若しくは選挙分会の期日」と読み替えるものとする。

第八十六条第一項中「文書で」を「郵便によるとなく、文書で」に改め、同条第八項中「第一項から第四項まで」、第六項及び前項の届出があつたとき又は公職の候補者が死亡し若しくは第九十九条《公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合》若しくは第百三条《当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例》第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「選挙の期日の前日までに」を「第一項又は第二項の規定により届出のあつた公職の候補者にあつては第一項各号の区分による日までに、第五項、第六項又は第八項の規定により届出のあつた公職の候補者にあつては当該各項に定める日までに」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項、第二項、第五項、第六項及び前項の規定により届出のあつた者が次条又は第八十七条の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、その届出を却下しなければならない。

第八十六条第五項中「候補者たることを辞し

た」を「候補者たることを辞したものとみなされた」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「候補者たることを辞したときは、第一項及び第二項」を「候補者たることを辞したものとみなされたときは、第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項の期間内」を「第一項及び第二項の期間内」に、「候補者たることを辞した」を「候補者たることを辞したものとみなされた」に、「前二項の例により」を「前四項の例により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「文書で」を「郵便によることとなく、文書で」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3　前二項の文書には、公職の候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属する政党その他の政治団体の名称（二以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称とし、次項に規定する証明書に係る政党その他の政治団体の名称をいうものとする。）並びに政令で定める事項を記載しなければならない。

4　第一項及び第二項の文書には、次条及び第八十七条《重複立候補の禁止》の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書（衆議院議員及び参議院議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者の証明書）並びに政令で定める文書を添えなければならない。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（被選挙権のない者の立候補の禁止）

第八十六条の二　第十一条《選挙権及び被選挙権を有しない者》第一項及び第二百五十二条《選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止》の規定により被選挙権を有しない者は、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。

第八十七条　一の選挙において公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。

第九十条及び第九十一条中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改める。

第九十二条各号列記以外の部分中「及び長」を削り、同条第一号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第二号中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第四号中「二万円」を「三万円」に改め、同条第七号中「市長」を「第六号の市以外の市の長」に、「二万五千円」を「四万円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「市」を「第六号の市以外の市」に、「一万円」を「一万五千円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「十万円」を「十五万円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六　地方自治法第二百五十二条の十九第一項《指定都市》の市の議会の議員の選挙

二万五千円

七　前号の市の長の選挙

十万円

第九十二条に次の一号を加える。

十　町村長の選挙

二万円

第九十三条第一項各号列記以外の部分中「当該市に」の下に「、町村長の選挙にあつては当該町村に」

を加え、同項第五号中「都道府県知事及び市長」を「地方公共団体の長」に改め、同条第二項中「場合を含む。）」の下に「及び公職の候補者の届出が第八十六条《公職の候補者の立候補の届出等》第九項の規定により却下された場合」を加える。

第百条第一項中「第一項から第三項まで」を「第一項、第二項若しくは第五項」に、「第四項若しくは第六項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

第百三条第四項中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改める。

第百九条第五号中「及び出納責任者」を「、出納責任者等」に改める。

第百十条第三項各号列記以外の部分及び第百十三条第三項各号列記以外の部分中「告示があつた後に」の下に「（市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に）」を加える。

第百二十六条中「第五項」を「第七項」に改める。

第百二十九条中「第一項から第四項まで又は第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項」に改める。

第百三十六条の次に次の一条を加える。

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第百三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国又は地方公共団体の公務員

二 日本国有鉄道、日本専売公社、原子燃料公社、日本道路公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団、特定船舶整備公団、水資源開発公団、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫若しくは医療金融公庫の役員若しくは職員、日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員又は日本住宅公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公社等」という。）

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して、第百九十九条の五《後援団体に関する寄附等の禁止》第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを誘勧し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をし

てこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

第百四十一条第一項各号列記以外の部分ただし書中「（第百六十一条《公営施設使用の個人演説会》に規定する施設及びこれらの施設以外の施設を使用してする演説会（演説を含む。）をいう。）」を「（演説を含む。）」に改め、同項第一号中「、都道府県の議会の議員及び都道府県知事並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項《指定都市》の市の議会の議員及び長」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に、「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の自動車は、町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員及び長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）に限るものとする。ただし、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会）が積雪その他やむを得ない事情によりこれらの自動車の運行が不可能であると認めてあらかじめ告示した地域においては、これらの自動車以外の貨物自動車を使用することができる。

第百四十二条第一項第一号中「一万五千枚」を「二万五千枚」に、同項第二号中「六万枚」を「十万枚」に、「三千枚」を「二万五千枚」に、「三千枚」を「五千枚」に改め、同項第三号中「一万五千枚」を「五千枚」に改め、同項第四号中「三千枚」を「五千枚」に改め、同項第五号中「一万五千枚」を「二万五千枚」に、「一千五百枚」を「二千五百枚」に改め、同項第六号中「三千枚」を「一千二百枚」に改め、同項第七号中「一千枚」を「五百枚」に改める。

第百四十二条第二項中「郵政省において、有料無料を区別していずれも選挙用である旨の」を「政令で定めるところにより、郵政省において」に改める。

第百四十三条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、指示しておくことができる。

5 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。

6 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、会場又は場所ごとに、通じて二をこえることができない。

第百四十四条第一項第一号中「八千枚」を「一万二千枚」に改め、同項第二号中「五万枚」を「十万枚」に改め、同項第三号中「八千枚」を「一万二千枚」に、「三千枚」を「五千枚」に、「八百枚」を「一千二百枚」に、「三千枚」を「四千五百枚」に改め、同項第四号中「一千枚」を「五百枚」に改める。

め、同条第二項を次のように改める。

2　前項のポスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会）の行なう検印を受け、又はその交付する証紙をはらなければ掲示することができない。

第百四十四条の次に次の三条を加える。

（ポスター掲示場）

第百四十四条の二　衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条《文書図画の掲示》第一項第五号のポスターの掲示場を設けなければならない。

2　前項の掲示場は、公衆の見易い場所を選び、一投票区につき一箇所以上設けなければならない。

3　公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第五号のポスター一枚を掲示することができる。

4　前三項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

（ポスター掲示場を設置しない場合）

第百四十四条の三　天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、前条第一項の掲示場は、設けないことができる。

（任意制ポスター掲示場）

第百四十四条の四　都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、前二条の規定に準じて、条例で定めるところにより、第百四十三条《文書図画の掲示》第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

第百四十五条第一項ただし書中「命令で定めるもの」の下に「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条の掲示場に掲示する場合」を加える。

第百四十七条第二項を削る。

第百四十九条第一項中「一回」を「二回」に、「二回」を「三回」に、「三回」を「四回」に改める。

第百五十四条第一項中「演説を行うものとし」を「その選挙運動のための演説を行なうものとし」に改める。

第百五十七条の次に次の一条を加える。

（立会演説会における演説の順序の変更）

第百五十七条の二　公職の候補者（第百五十四条第一項《立会演説会における演説者》の規定による代理者を含む。）が立会演説会において演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、正当な理由があると認められる場合を除き、都道府県の選挙管理委員会は、その後に開催される立会演説会における公職の候補者の演説の順序を変更することができる。この場合においては、その後に開催される立会演説会において演説を行なうべき他の公職の候補者の意見をきかなければならない。

2　前項の規定により演説の順序を変更したときは、都道府県の選挙管理委員会は、第百五十六条第五項《立会演説会の日時の通知等》の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

第百六十条中「前十条」を「前十一条」に改める。

百六十一条の次に次の一条を加える。

（公営施設以外の施設使用の個人演説会）

第百六十一条の二　公職の候補者は、前条第一項に規定する施設以外の施設（建物その他の施設の構内を含む。）を使用して、個人演説会を開催することができる。

第百六十二条を次のように改める。

（個人演説会における演説）

第百六十二条　個人演説会においては、当該公職の候補者は、その選挙運動のための演説をすることができる。

2　個人演説会においては、当該公職の候補者以外の者も当該公職の候補者の選挙運動のための演説をすることができる。

第百六十四条の二第一項中「第百六十一条《公営施設使用の個人演説会》に規定する施設及びこれらの施設以外の施設（建物その他の施設の構内を含む。）を使用して、」を削り、同条第三項中「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項及び第七項を一項ずつ繰り上げる。

第百六十四条の三第一項中「衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙においては、」を削る。

第百六十四条の四中「（第百六十一条《公営施設使用の個人演説会》に規定する施設以外の施設を使用してする場合を含む。）」を削る。

第百六十四条の八の次に次の一条を加える。

（街頭演説の場所の確保等）

第百六十四条の九　市町村の選挙管理委員会は、選挙運動のためにする街頭演説の実施を容易にするため、街頭演説の場所を確保する等適当と認められる措置を講ずるように努めなければならない。

第百七十三条の見出し中「公職」を「参議院全国選出議員」に改め、同条第一項中「各選挙につき、公職の候補者」を「参議院（全国選出）議員の候補者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の掲示は、参議院（全国選出）議員の選挙の期日前七日から選挙の当日まで一投票区につき一箇所にしなければならない。

第百七十四条の見出し中「掲示期間、」を削り、同条第一項を次のように改める。

前条第一項の掲示の掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会が、都道府県知事の選挙においては、日前五日までに当該選挙長からその届出又は推薦届出につき通知のあつた候補者についてはくじで定め、掲示開始の日前四日以後にその通知の到達順により、その到達が同時であるときはくじで定める。

第百七十四条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「当該選挙の公職」を「参議院（全国選出）議員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「当該公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞した」を「第八十六条第九項《立候補の届出の却下》の規定により届出を却下し、又は当該公職の候補者が死亡し、若しくは第九十一条《公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合》若しくは第百三条《当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例》第四項の規定に該当するに至つた」に改め、同項を同条第三項とする。

第百七十四条の二及び第百七十五条中「公職」を「参議院全国選出議員」に改める。

第百七十五条の二第二項を次のように改める。

2　前項の掲示の掲載の順序は、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては第百七十四条第一項《氏名等の掲載の順序》の規定により定められた順序

により、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定める順序による。

第百七十五条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第百七十四条第二項《くじの立会人》の規定は、前項のくじについて準用する。

第百七十六条第二項を削る。

第百七十七条の見出しを「(通常葉書等の返還及び譲渡禁止)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料若しくは用紙の配給若しくは交付を受けた者は、」を「第百四十四条第二項《検印又は証紙の交付》の規定により証紙の交付を受けた者又は前条の規定により特殊乗車券若しくは片道普通乗車券の交付を受けた者は、第八十六条第九項《立候補の届出の却下》の規定により届出を却下され、又は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第百四十四条第二項の規定により証紙の交付を受けた者又は前条」に改め、「又は第一項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料若しくは用紙の配給若しくは交付を受けた者」を削り、同項を同条第二項とする。

第百七十九条中「本章」を「この法律」に改める。

第百八十八条第一項中「領収書」を「支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書」に改める。

第百八十九条第一項各号列記以外の部分中「報告書を」の下に「、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し(同項の領収書その他の支出の旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面)を添附して」を加える。

第百九十一条中「領収書」を「第百八十八条第一項《領収書等の徴収》の領収書」に、「二年間」を「三年間」に改める。

第百九十二条第三項中「二年間」を「三年間」に改める。

第百九十四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額をこえることができない。

第百九十四条第一項第二号中「参議院議員の選挙」を「参議院(地方選出)議員の選挙」に改め、同号中「(全国選出議員については通常選挙における議員の定数)」を削る。

第百九十五条を次のように改める。

(選挙の一部無効及び選挙の期日等の延期の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)

第百九十五条　選挙の一部無効による再選挙、第五十七条《繰延投票》第一項の規定による投票の延期並びに第八十六条第七項《長の候補者が一人となつた場合》及び第百二十六条第二項《都道府県知事と市町村長の候補者が一人となつた場合の選挙期日の延期》(これらの規定及び第八十六条第六項《長の候補者が死亡した場合等》の規定について第四十六条の二《記号式投票》第二項の規定を適用する場合を含む。)の規定による選挙期日の延期の場合における選挙運動に関する支出の金額は、前条の規定にかかわらず、公職の候補者一

人につき、政令で定めるところによる額をこえることができない。

第百九十六条中「及び第二百一条の四《選挙運動に関する支出金額の特例》」を削る。

第百九十七条第一項第二号中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第二項、第三項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　第二百一条の四《推薦団体の選挙運動の特例》又は第十四章の三《政党その他の政治団体の選挙における政治活動》の規定により政党その他の政治団体が行なう選挙運動のために要した支出

第百九十七条の二第一項第一号(ハ)中「八百円」を「一千五百円」に改め、同号(ヘ)中「百円」を「百五十円」に、「三百円」を「四百五十円」に改め、同号(ヘ)中「三十円」を「五十円」に改め、同項第二号(ハ)中「三百五十円」を「七百円」に改め、同項第三号(ヘ)中「六百円」を「一千二百円」に改める。

第百九十七条の二に次の二項を加える。

3　選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)については、第一項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条《公職の候補者の立候補の届出》第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日三十人をこえない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき七百円以内で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)が定める額の報酬を支給することができる。

4　前項の規定により報酬の支給を受けることができる者は、公職の候補者が、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)に届け出た者に限る。

第百九十九条に次の三項を加える。

2　衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査及び災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から当該給付金の交付の日から起算して一年を経過した日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

3　衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体から、資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

4　会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合において、当該融資を行なつている者が、当該融資につき、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体から、利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補

給金の交付の日から起算して一年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

第百九十九条の三本文中「取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者」を「その役職員又は構成員」に改める。

第百九十九条の四の次に次の一条を加える。

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第百九十九条の五　政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

2　何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

3　公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、第百九十九条の二《公職の候補者等の寄附の禁止》第一項の規定にかかわらず、第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体に対し、寄附をしてはならない。

4　本条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一　衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

二　参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間

三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（再選挙及び補欠選挙を除く。）にあつては、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行なうべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

四　衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行なうべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

ら当該選挙の期日までの間

第二百一条の四を次のように改める。

（推薦団体の選挙運動の特例）

第二百一条の四　衆議院議員又は参議院議員の選挙において、政党その他の政治団体であつて、第八十六条第三項《立候補届の記載事項》の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載された公職の候補者（以下「所属候補者」という。）でその所属する政党その他の政治団体が次条第三項（第二百一条の六《通常選挙における政治活動の規制》第二項及び第二百一条の七《衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制》において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体であるもの以外の公職の候補者を推薦し、又は支持するものは、当該公職の候補者の届出又は推薦届出があつた日から当該選挙の期日の前日までの間、その推薦し、又は支持する公職の候補者（以下この条及び次条において「推薦候補者」という。）の属する選挙区（参議院全国選出議員の候補者にあつては、全都道府県の区域）につき、当該推薦候補者の数の二倍に相当する回数以内で、当該推薦候補者の選挙運動のための推薦演説会を開催することができる。

2　前項の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、推薦し、又は支持しようとする公職の候補者の当該政党その他の政治団体の推薦候補者とされることについての同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3　第一項の規定の適用については、一の政党その他の政治団体の推薦候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の推薦候補者とされることができず、また、次条第三項（第二百一条の六第二項及び第二百一条の七において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の所属候補者であつた者は、当該選挙において、政党その他の政治団体の推薦候補者とされることができない。

4　第二項の確認書を交付した都道府県の選挙管理委員会又は中央選挙管理会は、直ちにその旨を自治大臣に通知しなければならない。

5　第百六十六条《特定の建物及び施設における演説の禁止》（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の推薦演説会に適用しない。

6　第一項の推薦演説会のために使用する文書図画は、次の各号の一に該当するものに限り、掲示又は頒布することができる。

一　推薦演説会の開催を周知させるために掲示するポスター

二　推薦演説会の会場においてその推薦演説会の開催中掲示するポスター、立札及び看板の類

7　前項第一号のポスターは、一の推薦演説会の会場につき五百枚をこえることができない。

8　第百四十三条第四項《選挙当日におけるポスターの掲示》、第百四十四条第二項から第四項まで《ポスターの検印等》及び第百四十五条《ポスターの掲示箇所》の規定は第六項第一号のポスターについて、第百四十三条第六項及び第七項《演説会場におけるポスター、立札及び看板の類の数及び規格》の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において

て、第百四十四条第四項中「掲示責任者」とあるのは「第二百一条の四第二項《推薦団体の確認》の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者」と、第百四十五条第一項ただし書中「命令で定めるもの並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条の掲示場に掲示する場合」とあるのは「命令で定めるもの」と読み替えるものとする。

第二百一条の五第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用については、第三項の確認書の交付を受けた一の政党その他の政治団体の所属候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の所属候補者とされることができず、また、一の政党その他の政治団体の推薦候補者であつた者は、当該選挙において、政党その他の政治団体の所属候補者とされることができない。

第二百一条の五第二項中「前項」を「第一項」に改め、「、当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることについての本人の同意書を添え」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に改め、同項第一号中「一選挙区につき当該選挙区における」を削り、「所属候補者の数」の下に「の二倍」を加え、同項第二号中「自動車の停止した車上」を「自動車で停止しているものの車上及びその周囲」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて三台以内、所属候補者の数が二十五人をこえる場合においては、そのこえる数が十人を増すごとに一台を三台に加えた台数以内

第二百一条の五第一項第四号中「タブロイド型（長さ四十二センチメートル、巾三十センチメートル）」を「長さ八十五センチメートル、巾六十センチメートル」に、「千枚」を「二千枚」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項第四号のポスター及び同項第五号のビラは、第百四十二条《文書図画の掲示》及び第百四十三条《文書図画の掲示》の規定にかかわらず、所属候補者の選挙運動のために使用することができる。

第二百一条の六第一項各号列記以外の部分中「選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に改め、同項第一号中「一選挙区につき当該選挙区における」を削り、「所属候補者の数」の下に「の二倍」を加え、同項第二号中「自動車の停止した車上」を「自動車で停止しているものの車上及びその周囲」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて三台以内、所属候補者の数が十人をこえる場合においては、そのこえる数が十人を増すごとに一台を三台に加えた台数以内

第二百一条の六第二項中「第二項から第四項までの規定は、」を「第三項及び第四項の規定は」に、「準用する」を「同条第五項の規定は前項の規定を適用する場合について準用する」に改める。

第二百一条の七第一項中「総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「総選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に、「その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「その選挙の

期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」に改め、同条第二項中「通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に、「その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「その選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」に改める。

第二百一条の八を次のように改める。

（都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制）

第二百一条の八　政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、都道府県知事又は市長の選挙の行なわれる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これをすることができない。ただし、政党その他の政治団体で所属候補者又は支援候補者（第八十六条《公職の候補者の立候補の届出》第三項の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載されなかつた公職の候補者で、当該政党その他の政治団体が推薦し、又は支持するものをいう。以下この条において同じ。）を有するものが、次の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

一　政談演説会の開催については、都道府県知事の選挙にあつては衆議院議員の選挙区ごとに一回、市長の選挙にあつては当該選挙の行なわれる区域につき一回

二　街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車で停止しているものの車上及びその周囲

三　政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

四　ポスターの掲示については、都道府県知事の選挙にあつては衆議院議員の一選挙区ごとに、市長の選挙にあつては当該選挙の行なわれる区域につき、タブロイド型（長さ四十二センチメートル、巾三十センチメートル）以内のもの一千枚以内

五　ビラの頒布については、その開催する政談演説会の会場においてする頒布

2　前項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所属候補者又は支援候補者の氏名を記載し、支援候補者については当該政党その他の政治団体の支援候補者とされることについての本人の同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3　第一項の規定の適用については、前項の確認書の交付を受けた一の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされることができず、また、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体の支援候補者又は所属候補者とされることができない。

第二百一条の九中「一の選挙の選挙運動の期間及び選挙の当日が他の選挙運動の期間又は選挙の当日」を「一の選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間が他の選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間」に改める。

第二百一条の十第一項本文中「政談演説会」の下に「及び街頭政談演説」を加え、「第百六十四条の三《他の演説会の禁止》の規定にかかわらず」を削

り、同項ただし書を次のように改める。

この場合においては、第百六十四条の三《他の演説会の禁止》及び第百六十六条《特定の建物及び施設における演説の禁止》（第一号に係る部分に限る。）の規定は政談演説会に、第百六十四条の五《街頭演説》の規定は街頭政談演説に適用しない。

2　この章の規定による政談演説会を開催する場合には、政党その他の政治団体は、あらかじめ当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会（市長の選挙については、市の選挙管理委員会）に届け出なければならない。

第二百一条の十第四項を次のように改める。

4　この章の規定によるポスターは、その掲示しようとする箇所の所在する都道府県の選挙管理委員会（市長の選挙については、市の選挙管理委員会）の定めるところにより、当該都道府県の選挙管理委員会（市長の選挙については、市の選挙管理委員会）の行なう検印を受け、又はその交付する証紙をはらなければ掲示することができない。この場合において、都道府県の選挙管理委員会の行なう検印又はその交付する証紙は、衆議院議員の選挙区ごとに区分しなければならない。

第二百一条の十第五項中「その表面に」の下に「当該政党その他の政治団体の名称並びに」を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項ただし書中「命令で定めるもの並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条の掲示場に掲示するものは、「命令で定めるもの」と読み替えるものとする。

第二百一条の十に次の一項を加える。

7　第百四十三条《文書図画の掲示》第四項の規定は、この章の規定により選挙運動のため使用されるポスターについて準用する。

第二百一条の十一第三項中「選挙運動の期間が他の選挙の」を「期日の公示又は告示の日からその選挙の期日の前日までの間が他の」に改める。

第二百一条の十二各号列記以外の部分中「選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り」に改め、同条第二号中「及び雑誌」を「、雑誌並びに第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項第四号（第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）のポスター及び同項第五号（第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）のビラ」に改め、「選挙区」の下に「（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）」を加える。

第二百一条の十三第一項中「選挙における選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り」に、「通常の方法」を「通常の方法（機関新聞紙については、政談演説会の会場において頒布する場合を含む。）」に改める。

第二百十一条の見出し中「及び出納責任者」を「、出納責任者等」に改め、同条第一項中「選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号に掲げる者」に改め、「《総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効》」を削り、「選挙人又は公職の候補者」を「検察官」に、「提起することができる」を「提起しなければならない」に改め、同条第二項中「選挙人又は公職の候補者」を「検察官」に、「提起することができる」を「提起しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二百五十一条の三《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百三十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百三十九条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の三の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。

第二百十七条及び第二百二十条第二項中「及び出納責任者」を「、出納責任者等」に改める。

第二百二十一条第三項を次のように改める。

3　次の各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

一　公職の候補者

二　選挙運動を総括主宰した者

三　出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第百九十六条《選挙運動に関する支出の制限額の告示》の規定により告示された支出金額の制限額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。）

四　三箇以内に分けられた選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）の地域のうち一又は二の地域における選挙運動を主宰すべき者として第一号又は第二号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

第二百二十二条第一項各号中「候補者」の下に「又は公職の候補者となろうとする者」を加え、同条第三項中「公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「前条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百二十三条第三項中「公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「第二百二十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百二十三条の二第二項中「公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「第二百二十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「第二百五十一条の二第一項本文又は第二項前段《総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効》」を「第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項又は第二項」に、「当該公職の候補者の選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「当該公職の候補者に係る同条第一項各号に掲げる者」に改め、同条第二項中「選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が、第二百五十一条の二第一項本文又は第二項前段」を「第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が、同条第一項又は第二項」に改める。

第二百二十五条第二号中「又は演説を妨害し」を「、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、」に改める。

第二百三十五条第一号中「公職の候補者」の下に「又は公職の候補者となろうとする者」を加え、「又は経歴」を「若しくは経歴、その者の政党その他の政治団体への所属又はその者に対する政党その他の政治団体の推薦若しくは支持」に改め、同条第二号中「公職の候補者」の下に「又は公職の候補者となろうとする者」を加える。

第二百三十七条の二中「第二項」の下に「（第四十六条の二《記号式投票》第二項の規定を適用する場合を含む。）」を、「氏名」の下に「又は候補者に対して〇の記号」を加える。

第二百三十八条の次に次の一条を加える。

（立候補に関する虚偽宣誓罪）

第二百三十八条の二　第八十六条第四項《立候補の届出書の添附書類》の規定により添附された宣誓書において虚偽の誓いをした者は、一万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の告発を待つて論ずる。

第二百三十九条の二を次のように改める。

（公務員等の選挙運動等の制限違反）

第二百三十九条の二　国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第百二十九条《選挙運動の期間》の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一　当該公職の候補者となろうとする選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域。以下この項において「当該選挙区」という。）において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。

二　当該選挙区において、その地位及び氏名（これらのものが類推されるような名称を含む。）を表示した文書図画を当該選挙に関し、掲示し、又は頒布すること。

三　その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙に関し、その者に係る特別の利益を供与し、又は供与することを約束すること。

四　その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2　第百三十六条の二《公務員等の地位利用による選挙運動の禁止》の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第二百四十三条第八号の二中「第七項」を「第六項」に改める。

第二百四十四条第五号の二中「第五項」を「第四項」に改め、同条第七号中「第百七十六条第二項《特殊乗車券等の返還》又は第百七十七条第二項《燃料及び用紙の返還》」を「第百七十七条第一項《通常葉書等の返還》」に改め、同条第八号中「第百七十七条第三項《葉書、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止》」を「第百七十七条第二項《通常葉書等の譲渡禁止》」に改める。

第二百四十六条第五号の二中「報告書の提出を怠り」を「報告書若しくはこれに添附すべき書面の提出を怠り」に、「これに」を「これらに」に改める。

第二百四十八条第一項中「第百九十九条《特定の寄附の禁止》」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第二百四十九条の四の次に次の一条を加える。

（後援団体に関する寄附等の制限違反）

第二百四十九条の五　後援団体が第百九十九条の五《後援団体に関する寄附等の禁止》第一項の規定に違反して寄附をしたときは、その後援団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

2　第百九十九条の五第二項の規定に違反して饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与したもの（会社その他の法人又は団体を除く。）は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

3　会社その他の法人又は団体が第百九十九条の五第二項の規定に違反して饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与したときは、その会社その他の法人又は団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

4　第百九十九条の五第三項の規定に違反して寄附をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

第二百五十条第一項中「及び第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》」を「、第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》及び第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》」に改め、同条第二項中「及び第二百四十九条」を「、第二百四十九条及び第二百四十九条の二」に改める。

第二百五十一条中「、第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》」を削り、「及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》」の罪並びに第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》の罪並びに第二百五十二条の三《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》」に改める。

第二百五十一条の二を次のように改める。

第二百五十一条の二　次の各号に掲げる者が第二百五十条《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》及び第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》》に改め、同条第二項中「及び第二百四十九条」を「、第二百四十九条及び第二百四十九条の二《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》又は第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪を犯し刑に処せられたとき（第四号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつたとき）は、当該当選人の当選は、無効とする。

一　選挙運動を総括主宰した者

二　出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第百九十六条《選挙運動に関する支出金額の制限額の告示》の規定により告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。）

三　三箇以内に分けられた選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）の地域のうち一又は二の地域における選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は第一号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

四　公職の候補者と同居している父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者又は第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動

をしたもの

2　出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の三　国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者（選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行なわれたものに限る。）において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行なつた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二条《多数人買収及び多数人利害誘導罪》、第二百二十三条《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》、第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百三十九条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一　当該当選人の在職した公務員等の職（その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。）と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

三　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関し、これと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2　出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の三　国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者（選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行なわれたものに限る。）において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行なつた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二条《多数人買収及び多数人利害誘導罪》、第二百二十三条《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》、第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百三十九条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一　当該当選人の在職した公務員等の職（その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。）と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

三　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関し、これと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

第二百三十九条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一　当該当選人の在職した公務員等の職（その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。）と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

三　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関し、これと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2　出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の三　国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者（選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行なわれたものに限る。）において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行なつた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二条《多数人買収及び多数人利害誘導罪》、第二百二十三条《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》、第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百三十九条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一　当該当選人の在職した公務員等の職（その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。）と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

三　当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関し、これと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員及び公社等の役職員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

4　裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者（第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者を除く。）に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられたもの及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第二百五十二条第一項を次のように改める。

この章に掲げる罪（第二百四十条《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第二百四十二条《選挙事務所設置の届出違反》、第二百四十四条《選挙運動に関する各種制限違反、その二》、第二百四十五条《選挙期日後のあいさつ行為の制限違反》、第二百五十二条の二《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二条の三《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十三条《選挙人等の偽証罪》の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2　この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

第二百五十三条を削り、第二百五十二条の三を第二百五十三条とし、第二百五十二条の二第一項中「及び第二百一条の八《都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制》」を削り、「第二百一条の八《都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制》第一項、第二百一条の十一」に改め、同条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条を第二百五十二条の次に次の一条を加える。

（推薦団体の選挙運動の規制違反）

第二百五十二条の二　第二百一条の四第二項《推薦団体の確認》の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、同条第一項、第六項若しくは第七項又は同条第八項において準用する第百四十三条第六項若しくは第七項《演説会場におけるポスター、立札及び看板の類の数及び規格》若しくは第百四十四条第三項《ポスターの規格》の規定に違反して選挙運動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員としてその違反行為をした者は、五千円以上十万円以下の罰金に処する。

2　第二百一条の四第八項において準用する第百四十四条第二項若しくは第四項《ポスターの検印等》又は第百四十五条《ポスターの掲示箇所》の規定に違反してポスターを掲示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百五十三条の二第一項中「、第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》」を削り、「及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》の罪並びに第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条の三」を「、第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》、第二百四十九条の五《後援団体に関する寄附等の制限違反》第一項及び第三項、第二百五十二条の二《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二条の三《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三条」に、「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」を「第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号に掲げる者」に、「第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》若しくは第二百二十四条の二《おとり罪》の罪

を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》」を「若しくは第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の三《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条の二、第二百二十五条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》」に改める。

第二百五十四条前段中「、第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》」を削り、「及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》の罪並びに第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条の三」を「、第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》、第二百四十九条の五《後援団体に関する寄附等の制限違反》第一項及び第三項、第二百五十二条の二《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二条の三《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三条」に、「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」を「第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号に掲げる者」に、「、第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》若しくは第二百二十四条の二《おとり罪》の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》」を「若しくは第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の三《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条の二、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》」に改める。

第二百五十四条の二《おとり罪》の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》」を「若しくは第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の三《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条の二、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》」に改める。

第二百五十五条の二《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十五条の三《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三条」に、「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」を「第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号に掲げる者」に、「、第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》若しくは第二百二十四条の二《おとり罪》の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》」を「若しくは第二百二十三条の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の三《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条の二、第二百二十五条《選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百二十六条《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》」に改める。

第二百六十一条の二各号列記以外の部分中「費用」の下に「並びに同条第二項の規定により行なう衆議院議員及び参議院議員の選挙の結果の速報に要する費用」を加える。

第二百六十三条第七号を次のように改める。

七　第百四十四条の二《ポスター掲示場》の規定による掲示場の設置に要する費用

第二百六十三条第十号の二中「第六項」を「第五項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の三　第百六十四条の九《街頭演説の場所の確保等》の規定による措置に要する費用

第二百六十三条第十一号中「公職」を「参議院全国選出議員」に改める。

第二百六十四条第一項第一号中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十一号まで」に改め、同条第三項中「第百六十条の二《任意制公営立会演説会》」を「第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》の規定による掲示場の設置に要する費用、第百六十条の二《任意制公営立会演説会》」に改める。

第二百六十六条に次の一項を加える。

2　都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。

第二百七十一条に次の一項を加える。

2　昭和三十七年一月一日現在において一又は二以上の島の全部の区域をもつてその区域とする都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

附則に次の一項を加える。

7　選挙人名簿については、住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）第三条の住民票に基づきこれを調製し、毎年定時に及び選挙を行なう場合においてはそのつど、これに登録されていない者を登録する制度をすみやかに実施しなければならない。

（政治資金規正法の一部改正）

第二条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項本文中「領収書」を「支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書」に改める。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の報告書には、同項第三号の支出のうち一件千円以上のものについて、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を亡失し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添附して」を加える。

第二十一条第一項中「二年間」を「三年間」に改める。

第二十三条第一項中「当該政党、協会その他の団体又はその支部は、これを」を「当該政党、協会その他の団体又はその支部の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、これを五年以下の禁錮又は」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第三号から第五号まで中「領収書」を「第十一条第一項の領収書」に改め、同条第七号中「報告書」の下に「若しくはこれを添附すべき書面」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二十五条第一項中「報告書」の下に「若しくは

書」に、「二年間」を「三年間」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2　第十二条第三項の規定は、前項の報告書について準用する。

第十九条各号列記以外の部分本文中「報告書を、」の下に「支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（当該領収書その他の支出を証すべき書面を亡失し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添附して」を加える。

第二十一条第一項中「二年間」を「三年間」に改める。

第二十三条第一項中「当該政党、協会その他の団体又はその支部は、これを」を「当該政党、協会その他の団体又はその支部の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、これを五年以下の禁錮又は」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第三号から第五号まで中「領収書」を「第十一条第一項の領収書」に改め、同条第七号中「報告書」の下に「若しくはこれを添附すべき書面」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二十五条第一項中「報告書」の下に「若しくは

これに添附すべき書面」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　政党、協会その他の団体又はその支部が第二十二条の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、これを三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

附　則

（施行期日及び適用区分）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

3　施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙についての新法第百九十九条の五の規定の適用については、同条第四項第二号中「参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日」とあるのは「公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十二号）の施行の日から起算して十日を経過した日」とし、施行日から起算して三月を経過した日以後に選挙の期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙であつて施行日から起算して三月を経過した日がその任期満了の日前九十日以内であるものについての同条の規定の適用については、同条同項第三号中「その任期満了の日前九十日に当たる日」とあるのは「公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から起算して三月を経過した日」とする。

4　この法律による改正後の政治資金規正法の規定は、施行日から起算して三月を経過した日から適用する。ただし、参議院議員の選挙に関してなされる寄附及びその他の収入並びに支出については、施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から適用する。

5　この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第四十九条、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十四条及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

（選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置）

第二条　施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

（罰則等に関する経過措置）

第三条　この法律の適用前にした行為及び前条の規定により従前の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為については、なお、この法律による改正前の公職選挙法第十六章（これを準用する場合を含む。）及び政治資金規正法第六章の規定の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第四条　新法第二百十一条（これを準用する場合を含む。）の規定は、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、参議院議員の選挙以外の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後においてその選挙の期日を公示され、又は告示される選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟から適用し、施行日以後はじめて行なわれる通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟及び施行日から三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙以外の選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟については、なお従前の例による。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第五条　最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第四十九条中「、第二百五十三条」を削り、同条の表上欄中「第二百五十三条第三項」を「第二百五十五条」に改め、同表中欄中「候補者の氏名」を「候補者の氏名又は候補者に対して○の記号」に改める。

（漁業法の一部改正）

第六条　漁業法の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第四号を次のように改める。

四　第九十四条において準用する公職選挙法第二百五十一条の二第一項の規定により当選人の当選が無効となつたとき。

第九十四条第一項前段中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第四十六条の二」に、「第八十六条第一項から第三項まで、第七項、第八項」を「第八十六条第一項、第二項、第五項、第九項から第十一項まで、第八十六条の二」に、「及び第二百五十二条の二」を「、第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三」に改め、「、教育委員会の委員」を削り、同項後段の表を次のように改める。

第十条第二項	前項各号	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項第一号
第四十八条第一項	第四十六条第一項及び第六十八条	漁業法第九十条第三項及び第九十一条
第四十九条	第四十六条第一項、第五十条及び前条	第五十条、前条及び漁業法第九十条第三項
第六十七条	第六十八条	漁業法第九十一条
第六十八条の二	前条第七号	漁業法第九十一条第七号
第七十六条	第六十二条	第六十二条第一項、第二項、第六項から第八項まで、第九項本文及び第十項
第九十条	前条	漁業法第八十七条第二項又は第三項
第九十一条	第八十八条又は第八十九条	
第百三条第二項及び第四項	第九十六条、第九十七条又は第百十二条	漁業法第九十二条第一項又は第九十三条第一項
第百十一条第一項	その地方公共団体の議会の議長から	その海区漁業調整委員会の会長から
第百十一条第二項	第百十二条	漁業法第九十三条第一項
第百十六条	第百十条（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第百十三条	漁業法第九十二条第二項若しくは第四項又は第九十三条第二項

第百三十五条	第八十八条に掲げる者
第百三十六条	左の各号に掲げる者
第百三十七条の三	第二百五十二条
第二百十一条第一項	第二百五十一条の二第一項各号
第二百十二条第一項	本章に規定する異議の申立
第二百二十一条第三項	次の各号
第二百二十二条第三項	前条第三項各号
第二百二十三条第二項	第二百二十一条第三項各号
第二百二十四条の二第一項	同条第一項各号
第二百二十四条の二第二項	第二百五十一条の二第一項各号

漁業法第八十七条第二項に掲げる者	漁業法第九十四条において準用する第百三十六条
漁業法第八十七条第三項に掲げる者	漁業法第九十四条において準用する第二百五十二条
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号	漁業法第九十四条において準用する第十五章（争訟）（第二百二条、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百十一条、第二百十二条第二項及び第二百十六条の規定を除く。）に規定する異議の申立
第一号、第二号及び第四号	漁業法第九十四条において準用する第十五章（争訟）（第二百二条、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百十一条、第二百十二条第二項及び第二百十六条の規定を除く。）に規定する異議の申立
前条第三項第一号、第二号及び第四号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号
同条第一項第一号、第三号及び第四号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号

第二百四十一条第二号	第百三十五条又は第百三十六条
第二百五十一条	本章に掲げる罪（第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二並びに第二百五十三条の罪を除く。）
	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十一条の二第一項	次の各号
	第一号、第三号及び第四号
第二百五十二条第二項	この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）
第二百五十二条第一項	この章に掲げる罪（第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百五十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。）
第二百五十三条の二第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）
	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）

	の罪を除く。）
第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号
第二百五十四条	
	本章に掲げる罪（第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二並びに第二百五十三条の罪を除く。）
第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第七条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条前段中「第十一条」を「第十一条第一項及び第二項」に、「第六章」を「第六章（第四十六条の二の規定を除く。）」に、「第八十六条第一項から第三項まで、第七項及び第八項」を「第八十六条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで」に、「第八十七条第一項」を「第八十六条の二（被選挙権のない者の立候補の禁止）、第八十七条」に、「並びに第二百五十二条の二」を「、第二百五十二条の二並びに第二百五十二条の三」に改め、「、教育委員会の委員」を削り、同条後段の表を次のように改める。

この法律	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
第十一条第二項	第二百五十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条
第十七条第二項及び第二項	市町村の区域	農業委員会の区域
第十八条	市町村の区域	農業委員会の区域
	第十五条第五項	農業委員会等に関する法律第十条の二第二項
第十九条第二項	前項	農業委員会等に関する法律第十条第一項
第二十二条第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五条第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日
第三十三条第三項	地方自治法第七条第六項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日	当該農業委員会の設置の日
第三十四条第二項ただし書	三分の二	二分の一
第三十四条第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第十四条の解任の効力
第六十二条第二項（第七十六条において準用する場合を含む。）	十人	五人

第六十八条第二号	第八十六条の二《被選挙権のない者の立候補の禁止》、第八十七条《重複立候補の禁止》、第八十七条の二《知事、市長を退職した者の立候補制限》若しくは第八十八条《選挙事務関係者の立候補制限》	農業委員会等に関する法律第八条第四項及び第五項、同法第十一条において準用する第十六条の二及び第八十七条若しくは国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百二条第二項（政治的行為の制限）
第八十六条の二		
第十一条	第二百五十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条
第二百五十二条	前条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条
第九十条	第八十八条《選挙事務関係者の立候補制限》又は第八十九条《公務員の立候補制限》	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項又は国家公務員法第百二条第二項
第九十一条	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五条第二項《同点者の場合》の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第九十五条第一項第九十七条		農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条

第百三条	
第百十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第百十二条
第百四条	地方自治法第九十二条の二《議員が請負人等となることの禁止》	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の五第六項
第百十条第一項第三号	六分の一	五分の二
第百十一条第一項第三号	地方公共団体の議会の議長	農業委員会の会長
第百十三条第一項第五号	六分の一	五分の二
第百十五条第一項第三号	同一の地方公共団体	当該農業委員会
第百十七条	市町村が設置された	農業委員会が設置された
第百三十五条	第八十八条《立候補制限を受ける選挙事務関係	農業委員会等に関する法律第八条第四項に掲げる

者》に掲げる者	者
第百三十七条の三	第二百五十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条
第百六十一条第二項	必要な設備をしなければならない	その使用を許可しなければならない
第二百十一条	第一項各号	第一項第一号、第三号及び第四号
第二百十二条第一項	本章に規定する異議の申立	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章（第二百四条、第二百八条及び第二百十一条第二項の規定する異議の申立
第二百十三条第一項	議会の議長	農業委員会の会長
第二百十一条第三項	次の各号	第一号、第二号及び第四号
第二百十二条第三項	前条第三項各号	前条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百十三条第三項	第二百二十一条第三項各号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十一条《買収及び利害誘導罪》第三項各号	第二百二十一条《買収及び利害誘導罪》第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十四条の二第一項	同条第一項各号	同条第一項第一号、第三号及び第四号
第二百二十四条の二第二項	第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第

四号	
第二百四十一条第二号	第百三十五条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第百三十五条
第二百五十一条の二第一項	次の各号	第一号、第三号及び第四号
第二百五十一条	本章に掲げる罪（第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六条《選挙運動に関する収入及び支出の規制違反》、第二百四十八条《寄附の制限違反》、第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》、第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》、第二百四十九条の五《後援団体に関する寄附等の制限違反》、第二百五十一条及び第二百五十二条の二《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二条の三《政党その他の政治団体の規制違反》並びに第二百五十三条《選挙人等の偽証罪》の罪を除く。）	この章に掲げる罪（第二百四十条《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第二百四十二条《選挙事務所設置の届出違反》、第二百四十四条《選挙運動に関する各種制限違反》、そ	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪

第二百五十二条第一項	の二）、第二百四十五条（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反）、第二百五十二条の二（推薦団体の選挙運動の規制違反）、第二百五十二条の三（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）及び第二百五十三条（選挙人等の偽証罪）の罪を除く。）	（第二百四十条（選挙事務所の制限違反）及び第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）の罪を除く。）
第二百五十二条第二項	この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪
第二百五十三条の二第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六条（選挙運動に関する収入及び支出の規制違反）第二号から第九号まで、第二百四十八条（寄附の制限違反）、第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九条の五（後援団体に関する寄附等の制限違反）第一項及び第二百五十二条の二（推薦団体の選挙運動の規制違反）、第二百五十二条の三（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）並びに第二百五十三条（選挙人等の偽証罪）の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪

（法務・大蔵・農林大臣臨時代理・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭三七・五・一〇）

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　ポスター掲示場費

第三条第八号の次に次の一号を加える。

八　街頭演説場所表示費

第三条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とする。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村 / 投票区の選挙人数 / 投票日	区	市	町村
五百人未満	八、一三三円	四、二六六円	五、三五円
五百人以上一千人未満	九、〇九四円	四、〇八五円	五、三五三円
一千人以上二千人未満	一〇、〇五五円	四、九二三円	五、八九二円
二千人以上三千人未満	一一、〇一五円	五、〇七七円	六、四三〇円
三千人以上	一一、九七六円	五、四〇三円	六、九六七円

平日 / 土曜日又は休日

区市町村 / 投票区の選挙人数 / 投票日	区	市	町村
五百人未満	八、一三三円	四、二六六円	五、三五円
五百人以上一千人未満	九、〇九四円	四、〇八五円	五、三五三円
一千人以上二千人未満	一〇、〇五五円	四、九二三円	五、八九二円
二千人以上三千人未満	一一、〇一五円	五、〇七七円	六、四三〇円
三千人以上	一一、九七六円	五、四〇三円	六、九六七円

日曜日又は休日

区市町村 / 投票区の選挙人数 / 投票日	区	市	町村
五百人未満	八、一三三円	四、二六六円	五、三五円
五百人以上一千人未満	九、〇九四円	四、〇八五円	五、三五三円
一千人以上二千人未満	一〇、〇五五円	四、九二三円	五、八九二円
二千人以上三千人未満	一一、〇一五円	五、〇七七円	六、四三〇円
三千人以上	一一、九七六円	五、四〇三円	六、九六七円

三千人以上五千人未満	一七、〇二七	二四、一四七	三〇、四八七	一五、五三七	二二、〇九七	二七、九二七	一〇、九一六	一四、三三二	一七、三七七
五千人以上一万人未満	二一、一四九	二九、七〇五	三七、三二三	一九、二二九	二七、一〇一	三四、〇九七	一三、三一三	一七、二一七	二〇、六九七
一万人以上一万五千人未満	二七、四七二	三八、一六七	四七、六七七	二四、八六二	三四、七〇二	四三、四四七	一七、三三七	二三、二〇七	二六、五五七
一万五千人以上二万人未満	三八、四九九	五四、一八五	六八、一三三	三四、七九九	四九、二三一	六二、〇五七	二四、〇六二	三一、三八二	三七、九〇七
二万人以上	五〇、四八七	七一、八七七	九〇、八九七	四五、六二七	六五、三〇七	八二、七九七	三〇、七九七	四〇、五五七	四九、二五七

第四条第二項の表を次のように改める。

区市町村	区			市			町村		
投票区の選挙人数 ＼ 投票日	平日	土曜日	日曜日又は休日	平日	土曜日	日曜日又は休日	平日	土曜日	日曜日又は休日
五百人未満	五、二二六円	九、五〇四円	一三、三〇八円	四、八〇六円	八、七四二円	一二、二四〇円	二、三八八円	四、三四〇円	六、〇八〇円
五百人以上一千人未満	六、〇九七	一一、〇八八	一五、五二六	五、六〇七	一〇、一九九	一四、二八〇	二、九八五	五、四二五	七、六〇〇
一千人以上二千人未満	六、九六八	一二、六七二	一七、七四四	六、四〇八	一一、六五六	一六、三二〇	二、九八五	五、四二五	七、六〇〇
二千人以上三千人未満	七、八三九	一四、二五六	一九、九六二	七、二〇九	一三、一一三	一八、三六〇	三、五八二	六、五一〇	九、一二〇
三千人以上五千人未満	八、七一〇	一五、八四〇	二二、一八〇	八、〇一〇	一四、五七〇	二〇、四〇〇	四、一七九	七、五九五	一〇、六四〇
五千人以上一万人未満	一〇、四五二	一九、〇〇八	二六、六一六	九、六一二	一七、四八四	二四、四八〇	四、七七六	八、六八〇	一二、一六〇
一万人以上一万五千人未満	一三、〇六五	二三、七六〇	三三、二七〇	一二、〇一五	二一、八五五	三〇、六〇〇	五、九七〇	一〇、八五〇	一五、二〇〇
一万五千人以上二万人未満	一九、一六三	三四、八四八	四八、七九六	一七、六二二	三二、〇五四	四四、八八〇	八、九五五	一六、二七五	二二、八〇〇
二万人以上	二六、一三〇	四七、五二〇	六六、五四〇	二四、〇三〇	四三、七一〇	六一、二〇〇	一一、九四〇	二一、七〇〇	三〇、四〇〇

第四条第三項中「二千七百八十八円」を「四千四百五円」に、「二千五百四十二円」を「四千五十円」に、「二千四十円」を「三千十七円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数 ＼ 区市町村	区	市	町村
一千人未満	一〇、八〇七円	一〇、一八七円	六、九五六円
一千人以上二千人未満	一二、七一一	一一、九一九	七、八〇三
二千人以上三千人未満	一七、九六九	一六、七八一	一〇、六〇七
三千人以上五千人未満	二二、九三七	二一、二八五	一三、七七八
五千人以上一万人未満	二九、六九一	二七、四六三	一七、七七八
一万人以上一万五千人未満	三八、四八四	三五、四五二	二二、五四〇
一万五千人以上二万人未満	四四、三五五	四〇、七三五	二六、五三四
二万人以上三万人未満	五〇、九七七	四六、七二一	三〇、三〇二
三万人以上	六三、三七三	五七、七六九	三七、八八七

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数 ＼ 区市町村	区	市	町村
一千人未満	六、九七〇円	六、四一〇円	三、三三九円
一千人以上二千人未満	八、三六四	七、六九二	三、八一六
二千人以上三千人未満	一二、五四六	一一、五三八	五、七二四
三千人以上五千人未満	一五、三三四	一四、一〇二	七、一五五
五千人以上一万人未満	一九、五一六	一七、九四八	九、〇六三
一万人以上一万五千人未満	二五、七八九	二三、七一七	一一、九二五
一万五千人以上二万人未満	二七、八八〇	二五、六四〇	一二、八七九
二万人以上三万人未満	三二、〇六二	二九、四八六	一四、七八七
三万人以上	三七、六三八	三四、六一四	一七、一七二

第五条第三項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町村	
開票区の選挙人数 ＼ 開票日	平日（土曜日を含むものとする。）	日曜日又は休日	平日（土曜日を含むものとする。）	日曜日又は休日	平日（土曜日を含むものとする。）	日曜日又は休日
一千人未満	六、九七〇円	六三二円	六、四一〇円	五八二円	三、三三九円	三〇〇円
一千人以上二千人未満	八、三六四	七五九	七、六九二	六九九	三、八一六	三四三
二千人以上三千人未満	一二、五四六	一、一三八	一一、五三八	一、〇四八	五、七二四	五一四
三千人以上五千人未満	一五、三三四	一、三九一	一四、一〇二	一、二八一	七、一五五	六四三
五千人以上一万人未満	一九、五一六	一、七七一	一七、九四八	一、六三一	九、〇六三	八一四
一万人以上一万五千人未満	二五、七八九	二、三四〇	二三、七一七	二、一五五	一一、九二五	一、〇七一
一万五千人以上二万人未満	二七、八八〇	二、五三〇	二五、六四〇	二、三三〇	一二、八七九	一、一五七
二万人以上三万人未満	三二、〇六二	二、九〇九	二九、四八六	二、六七九	一四、七八七	一、三二八
三万人以上	三七、六三八	三、四一六	三四、六一四	三、一四五	一七、一七二	一、五四二

第五条第四項の表を次のように改める。

区市町村	区	市	町村
開票区の選挙人数 ＼ 開票日	日曜日又は休日	日曜日又は休日	日曜日又は休日
一千人未満	六、三三八円	五、八二八円	三、〇三九円
一千人以上二千人未満	七、六〇五	六、九九三	三、四七三
二千人以上三千人未満	一一、四〇八	一〇、四九〇	五、二一〇
三千人以上五千人未満	一三、九四三	一二、八二一	六、五一二
五千人以上一万人未満	一七、七四五	一六、三一七	八、二四九
一万人以上一万五千人未満	二三、四四九	二一、五六二	一〇、八五四
一万五千人以上二万人未満	二五、三五〇	二三、三一〇	一一、七二二
二万人以上三万人未満	二九、一五三	二六、八〇七	一三、四五九
三万人以上	三四、二二二	三一、四六九	一五、六三〇

第六条第一項中「九万三百二十七円」を「十万三千四十七円」に改め、同条第二項中「三十七万七百九十二円」を「三十九万九千九百二十九円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 ＼ 選挙会又は選挙分会が開かれる地	区	市町村
衆議院議員選挙会	三一、六八八円	三〇、八七二円
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	七六、二〇九	七四、二四九

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数 ＼ 地域又は候補者数 ＼ 選挙	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙		参議院全国選出議員選挙				
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	候補者数 百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
㈠ 十万以上二十万未満	円 銭 —	円 銭 七、八七	円 銭 七、七四	円 銭 九、二〇	円 銭 一〇、七七	円 銭 一二、三三	円 銭 一三、六五
㈡ 二十万以上三十万未満	—	七、四五	七、四九	八、九一	一〇、四八	一一、九九	一三、四五
㈢ 三十万以上四十万未満	—	七、〇六	七、三〇	八、六六	一〇、一三	一一、七四	一三、〇六
㈣ 四十万以上五十万未満	六、九五	六、九四	六、九八	八、三九	九、八六	一一、四二	一二、七九
㈤ 五十万以上七十万未満	五、九〇	五、九〇	六、七六	八、一七	九、七三	一一、三〇	一二、四一
㈥ 七十万以上百万未満	六、二三	六、二三	六、五八	七、九九	九、五二	一〇、九二	一二、二四
㈦ 百万以上	五、二八	五、二八	六、五〇	七、九六	九、四八	一〇、八九	一二、二〇

第八条を次のように改める。

（候補者氏名等掲示費）

第八条　候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数 ＼ 選挙	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	二六円	—円
十四人以上二十七人未満	三八	—
二十七人以上百人未満	五三	三七六
百人以上百五十人未満	—	四〇二
百五十人以上二百人未満	—	四二四
二百人以上二百五十人未満	—	四四六
二百五十人以上三百人未満	—	四六八
三百人以上三百五十人未満	—	四九〇
三百五十人以上	—	五一二

第八条の次に次の一条を加える。

（ポスター掲示場費）

第八条の二　衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一投票区について次の各号に掲げるとおりとする。

一　区　三千円

二　市　二千五百円

三　町村　二千円

第九条第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の面積 ＼ 開催の時 ＼ 区市町村	区 昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。以下同じ。）	区 夜間（午後五時から午前八時三十分までをいうものとする。以下同じ。）	市 昼間	市 夜間	町村 昼間	町村 夜間
百六十五平方メートル未満	六七〇円	一、九〇八円	六二〇円	一、七五三円	五七〇円	一、四三四円
百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満	六七〇	一、九一七	六二〇	一、七六二	五七〇	一、四四三
三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満	六七〇	一、九五六	六二〇	一、八〇一	五七〇	一、四八二
四百九十五平方メートル以上	六七〇	二、〇三五	六二〇	一、八八〇	五七〇	一、五六一

第九条第二項中「七百五十二円」を「千百八十八円」に、「六百八十六円」を「千九十三円」に、「五百五十円」を「八百十四円」に改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設 ＼ 演説会開催の時 ＼ 演説会開催の日 ＼ 区市町村	区 平日	区 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	市 平日	市 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	町村 平日	町村 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日
学校 昼間	二、四七五円	五、六四三円	二、四一五円	五、三三七円	二、三七五円	四、五四七円
学校 夜間	五、八二〇	五、八二〇	五、五〇四	五、五〇四	四、七二四	四、七二四
学校以外の施設 昼間	四、四七五	七、六四三	四、四一五	七、三三七	四、三七五	六、五四七
学校以外の施設 夜間	七、八二〇	七、八二〇	七、五〇四	七、五〇四	六、七二四	六、七二四

第十条第二項中「二千四円」を「三千百六十八円」に、「千八百二十八円」を「二千九百十二円」に、「千四百六十八円」を「二千百七十二円」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（街頭演説場所表示費）

第十条の二　選挙運動のために行なう街頭演説の場所の表示に要する経費の額は、区及び市の一投票区（市にあつては、選挙人の数が千人以上の投票区に限る。）について千円とする。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十三条第一項第一号から第七号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙 ＼ 選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満 都及び大都市のある府県	百万人以上百二十五万人未満 その他の道及び県
衆議院議員選挙	三、〇八二、〇五五円	三、六七一、五三三円	四、二四八、二五九円	四、九六三、五五〇円	四、八九九、七五九円
参議院議員選挙	三、一〇五、二〇五	三、六九九、三一二	四、二六〇、六六九	四、九九六、八〇〇	四、九三三、一六九

選挙	百二十五万人以上百五十万人未満 都及び大都市のある府県	百二十五万人以上百五十万人未満 その他の道及び県	百五十万人以上二百万人未満 都及び大都市のある府県	百五十万人以上二百万人未満 その他の道及び県	二百万人以上二百五十万人未満 都及び大都市のある府県	二百万人以上二百五十万人未満 その他の道及び県
衆議院議員選挙	五、七三〇、二三〇円	五、六四五、八八四円	七、一三七、二五〇円	七、〇四四、一三六円	九、二二五、六〇〇円	九、〇〇二、九一二円
参議院議員選挙	五、七五八、二五四	五、六八二、九二四	七、一七五、二五〇	七、〇八一、一七六	九、一五八、三五〇	九、〇四四、五八一

選挙	二百五十万人以上三百万人未満 都及び大都市のある府県	二百五十万人以上三百万人未満 その他の道及び県	三百万人以上
衆議院議員選挙	一〇、一九三、二四〇円	一〇、〇六一、二六五円	一六、五七二、七〇〇円
参議院議員選挙	一〇、三三四、九九〇	一〇、一〇三、九三五	一六、六一九、二〇〇

二　都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙　三七〇、九八〇円

参議院議員選挙　三八〇、二四〇円

三　認定出先機関

衆議院議員選挙　二〇八、二八一円

参議院議員選挙　二一二、九一一円

四　大都市

衆議院議員選挙　一、一一四、四六五円

参議院議員選挙　一、一三三、四六五円

五　区

選挙＼選挙人の数	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	五三三、九八五円	六七七、一五五円	八七一、九〇五円	一、〇九三、九三五円
参議院議員選挙	五四八、二三五	六九一、四〇五	八八六、一五五	一、一〇八、一八五

六　市

選挙＼選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	二三九、一一三円	三三四、三〇五円	五三五、一六三円	七八六、七〇七円	一、〇〇八、三三七円
参議院議員選挙	二四六、一一五	三四一、二九七	五四三、九〇三	七九九、八一七	一、〇三二、四四七

七　町村

選挙＼選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	二〇、六四六円	二三、八一六円	三六、一〇三円	六〇、〇九五円	八八、〇六三円	一一三、三五八円	一四三、六六四円
参議院議員選挙	二一、二九七	二四、四六七	三七、四〇五	六二、〇四八	九一、三一七	一一六、二六四	一四七、二二一

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙＼選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満		百二十五万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上二百五十万人未満		二百五十万人以上三百万人未満		三百万人以上
				都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	
衆議院議員選挙	五三五、一四五円	六二二、九七三円	七一〇、七九九円	七二九、五九〇円	七一〇、七九九円	七九〇、五九〇円	七七〇、三二四円	八一九、七四〇円	七九八、六二六円	八八〇、七四〇円	八五八、〇五一円	八九二、八三〇円	八六八、八五五円	一、一四五、七九〇円
参議院議員選挙	五五八、二九五	六五〇、七五三	七四三、二〇九	七六二、八四〇	七四三、二〇九	八二八、五九四	八〇七、二六四	八五七、七四〇	八三五、六六六	九二三、四九〇	八九九、七二一	九三四、五八〇	九一〇、五二五	一、一九三、二九〇

二　都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙　二三七、八六〇円

参議院議員選挙　二四七、一二〇円

三　認定出先機関

衆議院議員選挙　一二一、六三一円

参議院議員選挙　一二六、二六一円

四　大都市

衆議院議員選挙　五五九、一〇五円

参議院議員選挙　五七八、一〇五円

五　区

衆議院議員選挙　二九八、一七五円

参議院議員選挙　三一二、四二五円

六　市

選挙＼選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一二三、一六三円	一三一、八四五円	一九六、三八三円	二七四、一七七円	二七四、一七七円
参議院議員選挙	一三〇、一一五	一三八、八三七	二〇五、一一三	二八七、二八七	二八七、二八七

七　町村

選挙＼選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	一三、一五六円	一三、一五六円	三三、四一三円	三八、八九五円	五八、七一三円	七〇、八七八円	八三、〇三四円
参議院議員選挙	一三、八〇七	一三、八〇七	三三、七一五	四〇、八四八	六一、九七七	七四、七八四	八七、五九一

第十三条第三項第一号から第七号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満		百二十五万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上二百五十万人未満		二百五十万人以上三百万人未満		三百万人以上
				都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	都及び大都市のある府県	その他の道府県	
金額	四九、四〇〇円	五五、五七五円	六一、七五〇円	六三、四〇〇円	六一、七五〇円	六三、四〇〇円	六一、七五〇円	六九、七四〇円	六七、九二五円	六九、七四〇円	六七、九二五円	六九、七四〇円	六七、九二五円	二四、一二〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所　二四、七〇〇円

三　認定出先機関　一二、三五〇円

四　大都市　六九、七四〇円

五　区　一九、〇二〇円

六　市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	三、四九八円	五、八三〇円	一一、六六〇円	一七、四九〇円	一七、四九〇円

七　町村

第十四条第一項の表を次のように改める。

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
金額	―円	―円	―円	一、七三六円	二、六〇四円	二、六〇四円	二、六〇四円

投票管理者、開票管理者、選挙長等 ＼ 選挙	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理者	四〇〇円	四〇〇円	四〇〇円
開票管理者	四〇〇	四〇〇	四〇〇
選挙長	一、二〇〇	一、二〇〇	三、四〇〇
選挙分会長	―	―	一、二〇〇
投票立会人	一日につき 三五〇	一日につき 三五〇	一日につき 三五〇
開票立会人	一日につき 三五〇	一日につき 三五〇	一日につき 三五〇
選挙立会人	一日につき 三五〇	一日につき 三五〇	一日につき 三五〇

第十五条第一項中「参議院地方選出議員の候補者氏名等掲示費の額に準ずる額」を「国民審査に付される裁判官の数が一人の場合は、一投票区につき千九十円とし、その数が一人をこえる場合においては、一人を増すごとに六十円を加算した額」に改める。

第十七条第二項中「十九万六千九百五十八円」を「二十一万五千五百五十一円」に改め、同条第三項中「四九、四三〇」を「七六、二〇九」に、「三一、三三五」を「四八、二一九」に、「四六、七一二」を「七四、二四九」に、「二九、六〇八」を「四七、〇〇〇」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第八条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十二条の改正規定中衆議院議員の選挙に係る部分並びに第十五条第一項の改正規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十二号）の公布の日から起算して三月を経過した日から施行し、第六条第二項並びに第十七条第二項及び第三項の改正規定並びに第三条、第六条第三項及び第八条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十二条並びに第十三条第一項及び第二項の改正規定中参議院議員の選挙に係る部分は、この法律の公布の日以後はじめて行なわれる通常選挙から施行する。

2　この法律の公布の日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示がされるまでの間にその期日を告示される参議院地方選出議員の再選挙又は補欠選挙（以下「通常選挙前の再選挙又は補欠選挙」という。）については、第十三条第一項の基本額は、次の各号の表に掲げるとおりとする。

一　都道府県

選挙 ＼ 選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満（都及び大都市のある府県）	百万人以上百二十五万人未満（その他の道及び県）
参議院議員選挙	三、一二〇、六五五円	三、七一七、八五三円	四、三〇三、二九九円	五、〇一八、九九〇円	四、九五三、七九九円

選挙 ＼ 選挙人の数	百二十五万人以上百五十万人未満（都及び大都市のある府県）	百二十五万人以上百五十万人未満（その他の道及び県）	百五十万人以上二百万人未満（都及び大都市のある府県）	百五十万人以上二百万人未満（その他の道及び県）	二百万人以上二百五十万人未満（都及び大都市のある府県）	二百万人以上二百五十万人未満（その他の道及び県）	二百五十万人以上三百万人未満（都及び大都市のある府県）	二百五十万人以上三百万人未満（その他の道及び県）	三百万人以上
参議院議員選挙	五、七八三、六二〇円	五、七〇七、六四四円	七、二〇〇、六一〇円	七、一〇五、八九六円	九、一八六、八八〇円	九、〇七二、三九一円	一〇、二六三、五二〇円	一〇、一三〇、七四五円	一六、六五〇、九〇〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所

参議院議員選挙　三八六、四二〇円

三　認定出先機関

参議院議員選挙　二一六、〇〇一円

四　大都市

参議院議員選挙　一、一四六、一四五円

五　区

選挙 ＼ 選挙人の数	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
参議院議員選挙	五五七、七四五円	七〇〇、九一五円	八九五、六六五円	一、一一七、六九五円

六　市

選挙 ＼ 選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
参議院議員選挙	二五〇、七七九円	三四五、九六一円	五四九、七三三円	八〇八、五六二円	一、〇三〇、一九三円

七　町村

選挙 ＼ 選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
参議院議員選挙	二、七三二円	二四、九〇一円	三八、二七三円	六三、三五〇円	九三、四八七円	一一八、八六八円	一五〇、二五九円

3　通常選挙前の再選挙又は補欠選挙については、第十三条第二項の表の額は、次の各号の表に掲げるとおりとする。

一　都道府県

選挙 ＼ 選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満（都及び大都市のある府県）	百万人以上百二十五万人未満（その他の道及び県）
参議院議員選挙	五七三、七四五円	六六九、二九三円	七六四、八三九円	七八五、〇三〇円	七六四、八三九円

選挙 ＼ 選挙人の数	百二十五万人以上百五十万人未満（都及び大都市のある府県）	百二十五万人以上百五十万人未満（その他の道及び県）	百五十万人以上二百万人未満（都及び大都市のある府県）	百五十万人以上二百万人未満（その他の道及び県）	二百万人以上二百五十万人未満（都及び大都市のある府県）	二百万人以上二百五十万人未満（その他の道及び県）	二百五十万人以上三百万人未満（都及び大都市のある府県）	二百五十万人以上三百万人未満（その他の道及び県）	三百万人以上
参議院議員選挙	八五三、九五〇円	八三一、九八四円	八八三、一〇〇円	八六〇、三八六円	九五二、〇三〇円	九二七、五三二円	九六三、二一〇円	九三八、三三五円	一、三三四、九九〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所

参議院議員選挙	二五三、三〇〇円
三　認定出先機関	
参議院議員選挙	一二九、三五一円
四　大都市	
参議院議員選挙	五九〇、七八五円
五　区	
参議院議員選挙	三二一、九三五円

六　市

選挙人の数 / 選挙	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
参議院議員選挙	一三四、八一九円	一四三、五〇二円	三一〇、九五三円	二九六、〇三三円	二九六、〇三三円

七　町村

選挙人の数 / 選挙	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
参議院議員選挙	一三、二四一円	一三、二四一円	二四、五八三円	四三、一五五円	六四、一四七円	七七、三八五円	九〇、六二五円

4　通常選挙前の再選挙又は補欠選挙をそれぞれ単独に行なう場合における第十七条第二項の基本額は、二十一万六千三百八十五円とする。

5　通常選挙前の再選挙又は補欠選挙をそれぞれ単独に行なう場合における第六条第三項の表の額は、区にあつては四万九千四百八十七円、市町村にあつては四万八千二百三十五円とする。

6　この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭三七・五・一〇）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四中「九万五千円」を「十一万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に、「六十九万円」を「七十七万円」に、「五十九万五千円」を「六十六万円」に、「八十八万円」を「九十九万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に改める。

別表第二号表中「一七一、〇〇〇円」を「二三三、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「一一一、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「七九、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一八三、〇〇〇円」を「二四八、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「二〇五、〇〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」を「一七六、〇〇〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一四五、〇〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「一一六、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一七・五割
五〇四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
五〇五、四〇〇円ヲ超エ五〇四、五〇〇円以下ノモノ	一八・五割
四六三、六〇〇円ヲ超エ五〇五、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
四二三、八〇〇円ヲ超エ四六三、六〇〇円以下ノモノ	一九・五割
三八四、〇〇〇円ヲ超エ四二三、八〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
三四五、二〇〇円ヲ超エ三八四、〇〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
三〇七、四〇〇円ヲ超エ三四五、二〇〇円以下ノモノ	二一・〇割
二七〇、六〇〇円ヲ超エ三〇七、四〇〇円以下ノモノ	二一・五割
二三四、〇〇〇円ヲ超エ二七〇、六〇〇円以下ノモノ	二二・〇割
一九八、八〇〇円ヲ超エ二三四、〇〇〇円以下ノモノ	二二・五割
一六二、六〇〇円ヲ超エ一九八、八〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
一二六、四〇〇円ヲ超エ一六二、六〇〇円以下ノモノ	二三・五割
九〇、二〇〇円ヲ超エ一二六、四〇〇円以下ノモノ	二四・〇割
五三、九〇〇円ヲ超エ九〇、二〇〇円以下ノモノ	二四・五割
一七、六〇〇円ヲ超エ五三、九〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
一三三、二〇〇円以下ノモノ	二五・五割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ七二、四二〇円未満トナルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ七二、四二〇円（退職当時ノ俸給年額ガ一二二、四〇〇円未満ナルトキハ七二、四二〇円ニ一二二、四〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額）トス

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一二・八〇割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一三・二〇割
五〇四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一三・六〇割
四六三、六〇〇円ヲ超エ五〇四、五〇〇円以下ノモノ	一四・〇〇割

三五三、六〇〇円ヲ超エ五〇五、四〇〇円以下ノモノ	一四・三〇割
三三三六、八〇〇円ヲ超エ三三、六〇〇円以下ノモノ	一四・七〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ三三六、八〇〇円以下ノモノ	一五・〇〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一五・五〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一六・〇〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一六・五〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一六・九〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一七・四〇割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	一八・〇〇割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	一八・三九割
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四七、六〇〇円以下ノモノ	一八・八三割
一三八、五〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ	一九・八一割
一三三、二〇〇円以下ノモノ	二〇・三〇割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ四三、四五二円未満トナルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四三、四五二円（退職当時ノ俸給年額ガ一二、二四〇円未満ナルトキハ四三、四五二円ニ一二、二四〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額）トス

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料以外の扶助料についての前項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額が十万八千二百円（仮定俸給年額が十万八千二百円であるときは千分の千百三十一、十二万三千百円であるときは千分の千百二十五）を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）の年額」とする。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の年金たる恩給を受ける権利の取得）

第四十三条 禁錮以上の刑に処せられ、恩給法第九条又は第五十一条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた公務員で次の各号の一に該当するもの（その処せられた刑が三年（昭和二十二年五月二日以前にあつては二年）以下の懲役又は禁錮の刑であつた者に限る。）のうち、その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた者又はその遺族は、昭和三十七年十月一日（同日以後次の各号の一に該当するに至つた者については、その該当するに至つた日の属する月の翌月の初日）から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

一 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号。同法施行前の恩赦に関する法令を含む。）の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

2 懲戒又は懲罰の処分により退職し、恩給法第五十一条の規定により恩給を受ける資格を失つた公務員で、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第百十七号）に基づく法令（同法施行前の懲戒又は懲罰の免除に関する法令を含む。）の規定により懲戒又は懲罰の処分を免除されたものののうち、当該懲戒又は懲罰の処分がなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた者又はその遺族は、昭和三十七年十月一日（同日以後懲戒又は懲罰の免除を受けた者については、その免除を受けた日の属する月の翌月の初日）から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3 前二項の規定は、公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した遺族については、適用しないものとする。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大将	八一四、八〇〇円
中将	六八一、七〇〇
少将	五三〇、七〇〇
大佐	四四九、六〇〇
中佐	四二三、九〇〇
少佐	三三三、六〇〇
大尉	二六九、五〇〇
中尉	二一〇、六〇〇
少尉	一八五、〇〇〇
准士官	一六二、三〇〇
曹長又は上等兵曹	一三四、五〇〇
軍曹又は一等兵曹	一二八、一〇〇
伍長又は二等兵曹	一二三、一〇〇
兵	一〇八、二〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(一)中

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の恩給法第七十五条第一項の規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。	
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

に改める。

附則別表第四中「二四、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

を

「右に掲げる率により計算した年額が法律第百五十五号附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の第三条第二項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。」に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法別表第三号表の改正規定及び第二条中恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則別表第五の改正規定並びに附則第五条及び附則第七条の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する

（昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定）

第二条　昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。以下附則第十条において同じ。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。以下附則第十条において同じ。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和三十七年十月分（同年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分）以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

一　第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号。以下「法律第百二十四号」という。）附則第四条第一項第二号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三　法律第百二十四号附則第四条第一項第三号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三条　前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者（増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者を除く。）又は扶助料を受ける者（妻及び子を除く。）については、六十才に満ちる日の属する月分まで、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十才に満ちた月をもつて、その二人が六十才に満ちた月とみなす。

2　前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者（増加恩給と併給される普通恩給を受ける者を除く。）又は扶助料を受ける者については、前項の規定によるのほか、昭和三十九年六月分（昭和三十八年九月三十日において七十才に満ちている者については昭和三十八年九月分、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十才に満ちる者については七十才に満ちた日の属する月分）まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3　第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第一項後段の規定中「六十才」とあるのは、「七十才」と読み替えるものとする。

（公務傷病恩給に関する経過措置）

第四条　昭和三十七年九月三十日において現に増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。以下本条において同じ。）を受けている者については、同年十月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。）を改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第五条　昭和三十八年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第六条　昭和三十七年九月三十日において現に第七項症の増加恩給を受けている者については、昭和三十七年十月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改正する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第七条　昭和三十八年六月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年七月分以降、その年額を改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額（法律第百五十五号による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例による加給年額を含む。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和三十八年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給の年額の改定）

第八条　旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者については、昭和三十七年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　附則第二条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について準用する。

第九条　昭和三十七年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の規定により扶助料を受けている者については、昭和三十七年十月分以降、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第

百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　附則第三条の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料を受ける者について準用する。

（昭和二十九年一月一日以後給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定）

第十条　昭和二十九年一月一日以後退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下本条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で昭和三十七年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、次の各号に規定する俸給の年額（その年額が四十一万四千円以下であるときは、その年額にそれぞれ対応する法律第百二十四号附則別表第一から第三までに掲げる仮定俸給年額）にそれぞれ対応する附則別表第一から第三までの仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

一　昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職していた公務員又は公務員に準ずる者にあつては、同日において施行されていた給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が同日において占めていた官職を変わることなく退職していたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

二　昭和二十九年一月一日以後就職した公務員又は公務員に準ずる者にあつては、旧給与法令がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が就職の日において占めていた官職を変わることなく退職していたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

2　附則第二条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三条の規定は前項の規定により改定された普通恩給及び扶助料を受ける者について準用する。

（増加恩給と併給される普通恩給等の年額の計算についての特例）

第十一条　恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一号に規定する扶助料以外の扶助料については、附則第二条及び前条中「仮定俸給年額を」とあるのは、「仮定俸給年額に千分の千百二十四（仮定俸給年額が十万八千二百円以下であるときは千分の千百三十一、十一万三千百円であるときは千分の千百二十九、十一万八千二百円であるときは千分の千百二十七、十二万三千百円であるときは千分の千百二十五）を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）の年額を」とする。

（職権改定）

第十二条　この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十三条　改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ二又は法律第百二十四号附則第二十条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表第一

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
七〇、八〇〇円	八六、〇〇〇円
七二、六〇〇	八八、三〇〇
七四、四〇〇	九〇、四〇〇
七六、八〇〇	九三、三〇〇
七九、二〇〇	九五、一〇〇
八二、八〇〇	九八、四〇〇
八六、四〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇八、二〇〇
九三、六〇〇	一一三、一〇〇
九七、二〇〇	一一八、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一二三、一〇〇
一〇四、四〇〇	一二八、一〇〇
一〇八、八〇〇	一三三、三〇〇
一一一、六〇〇	一三九、〇〇〇
一一五、二〇〇	一四四、五〇〇
一二〇、〇〇〇	一四九、八〇〇
一二四、八〇〇	一五四、八〇〇
一二九、六〇〇	一六〇、二〇〇
一三四、四〇〇	一六五、六〇〇
一三九、二〇〇	一七一、〇〇〇
一四五、二〇〇	一七六、八〇〇
一五一、二〇〇	一八二、七〇〇
一五七、二〇〇	一八八、七〇〇
一六二、三〇〇	一九四、八〇〇
一六七、九〇〇	二〇〇、九〇〇
一七三、六〇〇	二〇六、九〇〇
一八〇、七〇〇	二一二、九〇〇
一八五、〇〇〇	二一八、九〇〇
一九〇、八〇〇	二二四、九〇〇
一九六、四〇〇	二三〇、九〇〇
二〇一、七〇〇	二三六、九〇〇
二〇七、〇〇〇	二四二、九〇〇
二一二、九〇〇	二四八、九〇〇
二一八、九〇〇	二五四、九〇〇
二二四、九〇〇	二六〇、九〇〇
二三〇、五〇〇	二六六、九〇〇
二三六、一〇〇	二七二、九〇〇
二四三、一〇〇	二七八、九〇〇
二四九、五〇〇	二八四、九〇〇
二五五、六〇〇	二九〇、九〇〇
二六二、四〇〇	二九六、九〇〇
二六九、五〇〇	三〇二、九〇〇
二七六、五〇〇	三〇八、九〇〇
二八四、五〇〇	三一五、〇〇〇
二九一、九〇〇	三二一、〇〇〇
二九九、六〇〇	三二七、〇〇〇
三〇六、八〇〇	三三四、〇〇〇
三一四、六〇〇	三四一、〇〇〇
三二九、七〇〇	三四七、〇〇〇
三三三、六〇〇	三五四、〇〇〇
三四六、〇〇〇	三六一、〇〇〇
三五三、七〇〇	三六八、〇〇〇
三六一、二〇〇	三七五、〇〇〇
三六九、二〇〇	三八二、〇〇〇
三七七、二〇〇	三八九、〇〇〇
三八五、二〇〇	三九七、〇〇〇
三九二、〇〇〇	四〇五、〇〇〇
四〇二、六〇〇	四一三、〇〇〇
四一二、六〇〇	四二一、〇〇〇
四二三、九〇〇	四三〇、〇〇〇
四四五、三〇〇	四三九、〇〇〇
四四九、六〇〇	四四八、〇〇〇
	四五八、〇〇〇
	四六八、〇〇〇
	四七八、〇〇〇
	四八八、〇〇〇
	四九八、〇〇〇
	五〇九、〇〇〇
	五二〇、〇〇〇
	五三〇、七〇〇
	五四四、一〇〇
	五五八、四〇〇
	五八六、〇〇〇
	五九六、八〇〇
	六〇七、〇〇〇
	六一八、一〇〇
	六二九、八〇〇
	六四一、四〇〇
	六五三、〇〇〇
	六六五、六〇〇
	六七八、二〇〇
	六九〇、八〇〇
	七〇二、四〇〇
	七一四、一〇〇
	七二六、〇〇〇
	七三八、〇〇〇
	七五〇、一〇〇
	七六二、二〇〇
	七七四、三〇〇
	七八六、四〇〇
	七九八、五〇〇
	八一〇、六〇〇
	八二二、七〇〇
	八三四、八〇〇
	八四六、九〇〇
	八五九、一〇〇
	八七一、二〇〇
	八八三、三〇〇
	八九五、四〇〇
	九〇八、五〇〇
	九二〇、六〇〇
	九三三、八〇〇
	九四五、九〇〇
	九五八、一〇〇
	九七〇、二〇〇
	九八三、四〇〇
	九九五、五〇〇
	一〇〇八、六〇〇
	一〇二〇、七〇〇
	一〇三三、八〇〇
	一〇四五、九〇〇
	一〇五八、一〇〇
	一〇七〇、二〇〇
	一〇八三、三〇〇
	一〇九五、四〇〇
	一一〇八、五〇〇
	一一二〇、六〇〇
	一一三三、八〇〇
	一一四五、九〇〇
	一一五八、一〇〇
	一一七〇、二〇〇
	一一八三、四〇〇
	一一九五、五〇〇
	一二〇八、六〇〇
	一二二〇、七〇〇
	一二三三、九〇〇
	一二四五、〇〇〇
	一二五八、一〇〇
	一二七〇、二〇〇
	一二八三、四〇〇
	一二九五、五〇〇
	一三〇八、六〇〇
	一三二〇、七〇〇
	一三三三、九〇〇
	一三四五、〇〇〇
	一三五八、一〇〇
	一三七〇、二〇〇
	一三八三、四〇〇
	一三九五、五〇〇
	一四〇八、六〇〇
	一四二〇、七〇〇
	一四三三、九〇〇
	一四四五、〇〇〇
	一四五八、一〇〇
	一四七〇、二〇〇
	一四八三、四〇〇
	一四九五、五〇〇
	一五〇八、六〇〇
	一五二〇、七〇〇
	一五三三、九〇〇
	一五四五、〇〇〇
	一五五八、一〇〇
	一五七〇、二〇〇
	一五八三、四〇〇
	一五九五、五〇〇
	一六〇八、六〇〇
	一六二〇、七〇〇
	一六三三、九〇〇
	一六四五、〇〇〇
	一六五八、一〇〇
	一六七〇、二〇〇
	一六八三、四〇〇
	一六九五、五〇〇
	一七〇八、六〇〇
	一七二〇、七〇〇
	一七三三、九〇〇
	一七四五、〇〇〇
	一七五八、一〇〇
	一七七〇、二〇〇
	一七八三、四〇〇
	一七九五、五〇〇
	一八〇八、六〇〇
	一八二〇、七〇〇
	一八三三、九〇〇
	一八四五、〇〇〇
	一八五八、一〇〇
	一八七〇、二〇〇
	一八八三、四〇〇
	一八九五、五〇〇
	一九〇八、六〇〇
	一九二〇、七〇〇
	一九三三、九〇〇
	一九四五、〇〇〇
	一九五八、一〇〇
	一九七〇、二〇〇
	一九八三、四〇〇
	一九九五、五〇〇
	二〇〇八、六〇〇
	二〇二〇、七〇〇
	二〇三三、九〇〇
	二〇四五、〇〇〇
	二〇五八、一〇〇
	二〇七〇、二〇〇
	二〇八三、四〇〇
	二〇九五、五〇〇
	二一〇八、六〇〇
	二一二〇、七〇〇
	二一三三、九〇〇
	二一四五、〇〇〇
	二一五八、一〇〇
	二一七〇、二〇〇
	二一八三、四〇〇
	二一九五、五〇〇
	二二〇八、六〇〇
	二二二〇、七〇〇
	二二三三、九〇〇
	二二四五、〇〇〇
	二二五八、一〇〇
	二二七〇、二〇〇
	二二八三、四〇〇
	二二九五、五〇〇
	二三〇八、六〇〇
	二三二〇、七〇〇
	二三三三、九〇〇
	二三四五、〇〇〇
	二三五八、一〇〇
	二三七〇、二〇〇
	二三八三、四〇〇
	二三九五、五〇〇
	二四〇八、六〇〇
	二四二〇、七〇〇
	二四三三、九〇〇
	二四四五、〇〇〇
	二四五八、一〇〇
	二四七〇、二〇〇
	二四八三、四〇〇
	二四九五、五〇〇
	二五〇八、六〇〇
	二五二〇、七〇〇
	二五三三、九〇〇
	二五四五、〇〇〇
	二五五八、一〇〇
	二五七〇、二〇〇
	二五八三、四〇〇
	二五九五、五〇〇
	二六〇八、六〇〇
	二六二〇、七〇〇
	二六三三、九〇〇
	二六四五、〇〇〇
	二六五八、一〇〇
	二六七〇、二〇〇
	二六八三、四〇〇
	二六九五、五〇〇
	二七〇八、六〇〇
	二七二〇、七〇〇
	二七三三、九〇〇
	二七四五、〇〇〇
	二七五八、一〇〇
	二七七〇、二〇〇
	二七八三、四〇〇
	二七九五、五〇〇
	二八〇八、六〇〇
	二八二〇、七〇〇
	二八三三、九〇〇
	二八四五、〇〇〇
	二八五八、一〇〇
	二八七〇、二〇〇
	二八八三、四〇〇
	二八九五、五〇〇
	二九〇八、六〇〇
	二九二〇、七〇〇
	二九三三、九〇〇
	二九四五、〇〇〇
	二九五八、一〇〇
	二九七〇、二〇〇
	二九八三、四〇〇
	二九九五、五〇〇
	三〇〇八、六〇〇
	三〇二〇、七〇〇
	三〇三三、九〇〇
	三〇四五、〇〇〇
	三〇五八、一〇〇
	三〇七〇、二〇〇
	三〇八三、四〇〇
	三〇九五、五〇〇
	三一〇八、六〇〇
	三一二〇、七〇〇
	三一三三、九〇〇
	三一四五、〇〇〇
	三一五八、一〇〇
	三一七〇、二〇〇
	三一八三、四〇〇
	三一九五、五〇〇
	三二〇八、六〇〇
	三二二〇、七〇〇
	三二三三、九〇〇
	三二四五、〇〇〇
	三二五八、一〇〇
	三二七〇、二〇〇
	三二八三、四〇〇
	三二九五、五〇〇
	三三〇八、六〇〇
	三三二〇、七〇〇
	三三三三、九〇〇
	三三四五、〇〇〇
	三三五八、一〇〇
	三三七〇、二〇〇
	三三八三、四〇〇
	三三九五、五〇〇
	三四〇八、六〇〇
	三四二〇、七〇〇
	三四三三、九〇〇
	三四四五、〇〇〇
	三四五八、一〇〇
	三四七〇、二〇〇
	三四八三、四〇〇
	三四九五、五〇〇
	三五〇八、六〇〇
	三五二〇、七〇〇
	三五三三、九〇〇
	三五四五、〇〇〇
	三五五八、一〇〇
	三五七〇、二〇〇
	三五八三、四〇〇
	三五九五、五〇〇
	三六〇八、六〇〇
	三六二〇、七〇〇
	三六三三、九〇〇
	三六四五、〇〇〇
	三六五八、一〇〇
	三六七〇、二〇〇
	三六八三、四〇〇
	三六九五、五〇〇
	三七〇八、六〇〇
	三七二〇、七〇〇
	三七三三、九〇〇
	三七四五、〇〇〇
	三七五八、一〇〇
	三七七〇、二〇〇
	三七八三、四〇〇
	三七九五、五〇〇
	三八〇八、六〇〇
	三八二〇、七〇〇
	三八三三、九〇〇
	三八四五、〇〇〇
	三八五八、一〇〇
	三八七〇、二〇〇
	三八八三、四〇〇
	三八九五、五〇〇
	三九〇八、六〇〇
	三九二〇、七〇〇
	三九三三、九〇〇
	三九四五、〇〇〇
	三九五八、一〇〇
	三九七〇、二〇〇
	三九八三、四〇〇
	三九九五、五〇〇
	四〇〇八、六〇〇
	四〇二〇、七〇〇
	四〇三三、九〇〇
	四〇四五、〇〇〇
	四〇五八、一〇〇
	四〇七〇、二〇〇
	四〇八三、四〇〇
	四〇九五、五〇〇
	四一〇八、六〇〇
	四一二〇、七〇〇
	四一三三、九〇〇
	四一四五、〇〇〇
	四一五八、一〇〇
	四一七〇、二〇〇
	四一八三、四〇〇
	四一九五、五〇〇
	四二〇八、六〇〇
	四二二〇、七〇〇
	四二三三、九〇〇
	四二四五、〇〇〇
	四二五八、一〇〇
	四二七〇、二〇〇
	四二八三、四〇〇
	四二九五、五〇〇
	四三〇八、六〇〇
	四三二〇、七〇〇
	四三三三、九〇〇
	四三四五、〇〇〇
	四三五八、一〇〇
	四三七〇、二〇〇
	四三八三、四〇〇
	四三九五、五〇〇
	四四〇八、六〇〇
	四四二〇、七〇〇
	四四三三、九〇〇
	四四四五、〇〇〇
	四四五八、一〇〇
	四四七〇、二〇〇
	四四八三、四〇〇
	四四九五、五〇〇
	四五〇八、六〇〇
	四五二〇、七〇〇
	四五三三、九〇〇
	四五四五、〇〇〇
	四五五八、一〇〇
	四五七〇、二〇〇
	四五八三、四〇〇
	四五九五、五〇〇
	四六〇八、六〇〇
	四六二〇、七〇〇
	四六三三、九〇〇
	四六四五、〇〇〇
	四六五八、一〇〇
	四六七〇、二〇〇
	四六八三、四〇〇
	四六九五、五〇〇
	四七〇八、六〇〇
	四七二〇、七〇〇
	四七三三、九〇〇
	四七四五、〇〇〇
	四七五八、一〇〇
	四七七〇、二〇〇
	四七八三、四〇〇
	四七九五、五〇〇
	四八〇八、六〇〇
	四八二〇、七〇〇
	四八三三、九〇〇
	四八四五、〇〇〇
	四八五八、一〇〇
	四八七〇、二〇〇
	四八八三、四〇〇
	四八九五、五〇〇
	四九〇八、六〇〇
	四九二〇、七〇〇
	四九三三、九〇〇
	四九四五、〇〇〇
	四九五八、一〇〇
	四九七〇、二〇〇
	四九八三、四〇〇
	四九九五、五〇〇
	五〇〇八、六〇〇
	五〇二〇、七〇〇
	五〇三三、九〇〇
	五〇四五、〇〇〇
	五〇五八、一〇〇
	五〇七〇、二〇〇
	五〇八三、四〇〇
	五〇九五、五〇〇
	五一〇八、六〇〇
	五一二〇、七〇〇
	五一三三、九〇〇
	五一四五、〇〇〇
	五一五八、一〇〇
	五一七〇、二〇〇
	五一八三、四〇〇
	五一九五、五〇〇
	五二〇八、六〇〇
	五二二〇、七〇〇
	五二三三、九〇〇
	五二四五、〇〇〇
	五二五八、一〇〇
	五二七〇、二〇〇
	五二八三、四〇〇
	五二九五、五〇〇
	五三〇八、六〇〇
	五三二〇、七〇〇
	五三三三、九〇〇
	五三四五、〇〇〇
	五三五八、一〇〇
	五三七〇、二〇〇
	五三八三、四〇〇
	五三九五、五〇〇
	五四〇八、六〇〇
	五四二〇、七〇〇
	五四三三、九〇〇
	五四四五、〇〇〇
	五四五八、一〇〇
	五四七〇、二〇〇
	五四八三、四〇〇
	五四九五、五〇〇
	五五〇八、六〇〇
	五五二〇、七〇〇
	五五三三、九〇〇
	五五四五、〇〇〇
	五五五八、一〇〇
	五五七〇、二〇〇
	五五八三、四〇〇
	五五九五、五〇〇
	五六〇八、六〇〇
	五六二〇、七〇〇
	五六三三、九〇〇
	五六四五、〇〇〇
	五六五八、一〇〇
	五六七〇、二〇〇
	五六八三、四〇〇
	五六九五、五〇〇
	五七〇八、六〇〇
	五七二〇、七〇〇
	五七三三、九〇〇
	五七四五、〇〇〇
	五七五八、一〇〇
	五七七〇、二〇〇
	五七八三、四〇〇
	五七九五、五〇〇
	五八〇八、六〇〇
	五八二〇、七〇〇
	五八三三、九〇〇
	五八四五、〇〇〇
	五八五八、一〇〇
	五八七〇、二〇〇
	五八八三、四〇〇
	五八九五、五〇〇
	五九〇八、六〇〇
	五九二〇、七〇〇
	五九三三、九〇〇
	五九四五、〇〇〇
	五九五八、一〇〇
	五九七〇、二〇〇
	五九八三、四〇〇
	五九九五、五〇〇
	六〇〇八、六〇〇
	六〇二〇、七〇〇
	六〇三三、九〇〇
	六〇四五、〇〇〇
	六〇五八、一〇〇
	六〇七〇、二〇〇
	六〇八三、四〇〇
	六〇九五、五〇〇
	六一〇八、六〇〇
	六一二〇、七〇〇
	六一三三、九〇〇
	六一四五、〇〇〇
	六一五八、一〇〇
	六一七〇、二〇〇
	六一八三、四〇〇
	六一九五、五〇〇
	六二〇八、六〇〇
	六二二〇、七〇〇
	六二三三、九〇〇
	六二四五、〇〇〇
	六二五八、一〇〇
	六二七〇、二〇〇
	六二八三、四〇〇
	六二九五、五〇〇
	六三〇八、六〇〇
	六三二〇、七〇〇
	六三三三、九〇〇
	六三四五、〇〇〇
	六三五八、一〇〇
	六三七〇、二〇〇
	六三八三、四〇〇
	六三九五、五〇〇
	六四〇八、六〇〇
	六四二〇、七〇〇
	六四三三、九〇〇
	六四四五、〇〇〇
	六四五八、一〇〇
	六四七〇、二〇〇
	六四八三、四〇〇
	六四九五、五〇〇
	六五〇八、六〇〇
	六五二〇、七〇〇
	六五三三、九〇〇
	六五四五、〇〇〇
	六五五八、一〇〇
	六五七〇、二〇〇
	六五八三、四〇〇
	六五九五、五〇〇
	六六〇八、六〇〇
	六六二〇、七〇〇
	六六三三、九〇〇
	六六四五、〇〇〇
	六六五八、一〇〇
	六六七〇、二〇〇
	六六八三、四〇〇
	六六九五、五〇〇
	六七〇八、六〇〇
	六七二〇、七〇〇
	六七三三、九〇〇
	六七四五、〇〇〇
	六七五八、一〇〇
	六七七〇、二〇〇
	六七八三、四〇〇
	六七九五、五〇〇
	六八〇八、六〇〇
	六八二〇、七〇〇
	六八三三、九〇〇
	六八四五、〇〇〇
	六八五八、一〇〇
	六八七〇、二〇〇
	六八八三、四〇〇
	六八九五、五〇〇
	六九〇八、六〇〇
	六九二〇、七〇〇
	六九三三、九〇〇
	六九四五、〇〇〇
	六九五八、一〇〇
	六九七〇、二〇〇
	六九八三、四〇〇
	六九九五、五〇〇
	七〇〇八、六〇〇
	七〇二〇、七〇〇
	七〇三三、九〇〇
	七〇四五、〇〇〇
	七〇五八、一〇〇
	七〇七〇、二〇〇
	七〇八三、四〇〇
	七〇九五、五〇〇
	七一〇八、六〇〇
	七一二〇、七〇〇
	七一三三、九〇〇
	七一四五、〇〇〇
	七一五八、一〇〇
	七一七〇、二〇〇
	七一八三、四〇〇
	七一九五、五〇〇
	七二〇八、六〇〇
	七二二〇、七〇〇
	七二三三、九〇〇
	七二四五、〇〇〇
	七二五八、一〇〇
	七二七〇、二〇〇
	七二八三、四〇〇
	七二九五、五〇〇
	七三〇八、六〇〇
	七三二〇、七〇〇
	七三三三、九〇〇
	七三四五、〇〇〇
	七三五八、一〇〇
	七三七〇、二〇〇
	七三八三、四〇〇
	七三九五、五〇〇
	七四〇八、六〇〇
	七四二〇、七〇〇
	七四三三、九〇〇
	七四四五、〇〇〇
	七四五八、一〇〇
	七四七〇、二〇〇
	七四八三、四〇〇
	七四九五、五〇〇
	七五〇八、六〇〇
	七五二〇、七〇〇
	七五三三、九〇〇
	七五四五、〇〇〇
	七五五八、一〇〇
	七五七〇、二〇〇
	七五八三、四〇〇
	七五九五、五〇〇
	七六〇八、六〇〇
	七六二〇、七〇〇
	七六三三、九〇〇
	七六四五、〇〇〇
	七六五八、一〇〇
	七六七〇、二〇〇
	七六八三、四〇〇
	七六九五、五〇〇
	七七〇八、六〇〇
	七七二〇、七〇〇
	七七三三、九〇〇
	七七四五、〇〇〇
	七七五八、一〇〇
	七七七〇、二〇〇
	七七八三、四〇〇
	七七九五、五〇〇
	七八〇八、六〇〇
	七八二〇、七〇〇
	七八三三、九〇〇
	七八四五、〇〇〇
	七八五八、一〇〇
	七八七〇、二〇〇
	七八八三、四〇〇
	七八九五、五〇〇
	七九〇八、六〇〇
	七九二〇、七〇〇
	七九三三、九〇〇
	七九四五、〇〇〇
	七九五八、一〇〇
	七九七〇、二〇〇
	七九八三、四〇〇
	七九九五、五〇〇
	八〇〇八、六〇〇
	八〇二〇、七〇〇
	八〇三三、九〇〇
	八〇四五、〇〇〇
	八〇五八、一〇〇
	八〇七〇、二〇〇
	八〇八三、四〇〇
	八〇九五、五〇〇
	八一〇八、六〇〇
	八一二〇、七〇〇
	八一三三、九〇〇
	八一四五、〇〇〇
	八一五八、一〇〇
	八一七〇、二〇〇
	八一八三、四〇〇
	八一九五、五〇〇
	八二〇八、六〇〇
	八二二〇、七〇〇
	八二三三、九〇〇
	八二四五、〇〇〇
	八二五八、一〇〇
	八二七〇、二〇〇
	八二八三、四〇〇
	八二九五、五〇〇
	八三〇八、六〇〇
	八三二〇、七〇〇
	八三三三、九〇〇
	八三四五、〇〇〇
	八三五八、一〇〇
	八三七〇、二〇〇
	八三八三、四〇〇
	八三九五、五〇〇
	八四〇八、六〇〇
	八四二〇、七〇〇
	八四三三、九〇〇
	八四四五、〇〇〇
	八四五八、一〇〇
	八四七〇、二〇〇
	八四八三、四〇〇
	八四九五、五〇〇
	八五〇八、六〇〇
	八五二〇、七〇〇
	八五三三、九〇〇
	八五四五、〇〇〇
	八五五八、一〇〇
	八五七〇、二〇〇
	八五八三、四〇〇
	八五九五、五〇〇
	八六〇八、六〇〇
	八六二〇、七〇〇
	八六三三、九〇〇
	八六四五、〇〇〇
	八六五八、一〇〇
	八六七〇、二〇〇
	八六八三、四〇〇
	八六九五、五〇〇
	八七〇八、六〇〇
	八七二〇、七〇〇
	八七三三、九〇〇
	八七四五、〇〇〇
	八七五八、一〇〇
	八七七〇、二〇〇
	八七八三、四〇〇
	八七九五、五〇〇
	八八〇八、六〇〇
	八八二〇、七〇〇
	八八三三、九〇〇
	八八四五、〇〇〇
	八八五八、一〇〇
	八八七〇、二〇〇
	八八八三、四〇〇
	八八九五、五〇〇
	八九〇八、六〇〇
	八九二〇、七〇〇
	八九三三、九〇〇
	八九四五、〇〇〇
	八九五八、一〇〇
	八九七〇、二〇〇
	八九八三、四〇〇
	八九九五、五〇〇
	九〇〇八、六〇〇
	九〇二〇、七〇〇
	九〇三三、九〇〇
	九〇四五、〇〇〇
	九〇五八、一〇〇
	九〇七〇、二〇〇
	九〇八三、四〇〇
	九〇九五、五〇〇
	九一〇八、六〇〇
	九一二〇、七〇〇
	九一三三、九〇〇
	九一四五、〇〇〇
	九一五八、一〇〇
	九一七〇、二〇〇
	九一八三、四〇〇
	九一九五、五〇〇
	九二〇八、六〇〇
	九二二〇、七〇〇
	九二三三、九〇〇
	九二四五、〇〇〇
	九二五八、一〇〇
	九二七〇、二〇〇
	九二八三、四〇〇
	九二九五、五〇〇
	九三〇八、六〇〇
	九三二〇、七〇〇
	九三三三、九〇〇
	九三四五、〇〇〇
	九三五八、一〇〇
	九三七〇、二〇〇
	九三八三、四〇〇
	九三九五、五〇〇
	九四〇八、六〇〇
	九四二〇、七〇〇
	九四三三、九〇〇
	九四四五、〇〇〇
	九四五八、一〇〇
	九四七〇、二〇〇
	九四八三、四〇〇
	九四九五、五〇〇
	九五〇八、六〇〇
	九五二〇、七〇〇
	九五三三、九〇〇
	九五四五、〇〇〇
	九五五八、一〇〇
	九五七〇、二〇〇
	九五八三、四〇〇
	九五九五、五〇〇
	九六〇八、六〇〇
	九六二〇、七〇〇
	九六三三、九〇〇
	九六四五、〇〇〇
	九六五八、一〇〇
	九六七〇、二〇〇
	九六八三、四〇〇
	九六九五、五〇〇
	九七〇八、六〇〇
	九七二〇、七〇〇
	九七三三、九〇〇
	九七四五、〇〇〇
	九七五八、一〇〇
	九七七〇、二〇〇
	九七八三、四〇〇
	九七九五、五〇〇
	九八〇八、六〇〇
	九八二〇、七〇〇
	九八三三、九〇〇
	九八四五、〇〇〇
	九八五八、一〇〇
	九八七〇、二〇〇
	九八八三、四〇〇
	九八九五、五〇〇
	九九〇八、六〇〇
	九九二〇、七〇〇
	九九三三、九〇〇
	九九四五、〇〇〇
	九九五八、一〇〇
	九九七〇、二〇〇
	九九八三、四〇〇
	九九九五、五〇〇
	一〇〇〇八、六〇〇
	一〇〇二〇、七〇〇
	一〇〇三三、九〇〇
	一〇〇四五、〇〇〇
	一〇〇五八、一〇〇
	一〇〇七〇、二〇〇
	一〇〇八三、四〇〇
	一〇〇九五、五〇〇
	一〇一〇八、六〇〇
	一〇一二〇、七〇〇
	一〇一三三、九〇〇
	一〇一四五、〇〇〇
	一〇一五八、一

附則別表第二

	恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	二二八、○○○円	二五四、七○○円
	二六九、四○○	三○四、五○○
	三○九、○○○	三五四、三○○
	三五七、○○○	四一○、一○○
	三九二、四○○	四六五、九○○
	四三二、○○○	五二二、○○○
	四八○、○○○	五七七、八○○
	五二八、○○○	六三三、六○○
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	六三六、○○○	七五五、八○○
	六八四、○○○	七八八、七○○
	七二○、○○○	八一九、一○○
	七六八、○○○	八六三、八○○
	八六四、○○○	九一九、二○○
	九三六、○○○	九九五、八○○
	九八四、○○○	一、○四六、九○○
	一、○五六、○○○	一、一二三、五○○
	一、三二○、○○○	一、四○四、三○○

附則別表第三

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
一六○、七○○円	一八五、一○○円
一七二、六○○	一九六、五○○
一八一、九○○	二○七、九○○
一九八、二○○	二三○、四○○
二○六、四○○	二四二、七○○
二三一、一○○	二七○、三○○
二五三、九○○	二九七、○○○
二八二、七○○	三二九、六○○
二九七、○○○	三四○、五○○
三二一、○○○	三八二、四○○
三五六、六○○	四○九、六○○
三九一、○○○	四六五、七○○
四二二、六○○	五○六、五○○
四三○、八○○	五一六、三○○
四六五、六○○	五五八、九○○
五一九、六○○	六二三、五○○
五五五、六○○	六六九、三○○
六一四、四○○	七二五、○○○
六八○、四○○	七八五、八○○
七五一、二○○	八四六、七○○
八二八、○○○	九○七、八○○
八六四、○○○	九一九、二○○
九三六、○○○	九九五、八○○
九八四、○○○	一、○四六、九○○
一、○五六、○○○	一、一二三、五○○
一、三二○、○○○	一、四○四、三○○

（内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三七・五・一○）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に一一六、五○○円以内の額を加えた額
第一項症	二三三、○○○円
第二項症	一八九、○○○円
第三項症	一五一、○○○円
第四項症	一○七、○○○円
第五項症	七○、○○○円
第六項症	五二、○○○円
第一款症	三三、○○○円
第二款症	三五、○○○円
第三款症	三○、○○○円

第八条第三項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	二四八、○○○円
第二款症	二○五、○○○円
第三款症	一七六、○○○円

第八条第四項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に五八、二五○円以内の額を加えた額
第一項症	一一六、五○○円
第二項症	九四、五○○円
第三項症	七五、五○○円
第四項症	五三、五○○円
第五項症	三五、○○○円
第六項症	二六、○○○円

第二十六条第一項各号中「五万一千円」を「七万一千円」に改め、同条第三項中「二万五千五百円」を「三万五千五百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を次のように改める。

22 昭和三十七年十月一日又は同日後において、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同日以後、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十三条の規定により、公務扶助料を受ける権利又は資格を有するに至つたものの遺族年金については、附則第十四項から附則第十六項までの規定を準用する。この場合において、附則第十四項から附則第十六項までの規定中「、この法律の施行の際」とあるのは、附則第十四項については「、当該公務扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と、附則第十五項については「、当該公務扶助料を受ける資格を有するに至つた際」と、附則第十六項については「、当該公務扶助料及び当該普通扶助料を受ける権利をあわせ有するに至つた際」と読み替えるものとする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第三条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「四千二百五十円」を「五千九百十円」に改める。

第十六条第一項中「三千円」を「五千円」に改める。

第十七条第一項中「二千七百円」を「三千五百円」に改める。

第十八条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生大臣は、前項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、当分の間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

附則第二十三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、附則第四十項中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改める。

附則第四十九項を附則第五十項とし、附則第四十八項を附則第四十九項とし、附則第四十七項中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改め、同項を附則第四十八項とし、附則第四十六項を附則第四十

七項とし、附則第四十五項を附則第四十六項とし、附則第四十四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を附則第四十五項とし、附則第四十三項の次に次の一項を加える。

44　厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、当分の間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第四条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「開拓民については」を「開拓民及び日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有するに至つたものであると厚生大臣の認める者については」に改め、「以下第三号において同じ。）」の下に「及びその者の子であつて同年同月同日以前六箇月未満の期間内に外地において出生し、かつ、引き続き同年同月同日まで外地にいたもの」を加え、同項第二号中「有していた者」の下に「及びその者の子であつて同年同月同日以前六箇月未満の期間内に外地において出生し、かつ、引き続き同年同月同日まで外地にいたもの」を加え、同項第三号中「有していた者」の下に「及びその者の子であつて同年同月同日以前六箇月未満の期間内に外地において出生し、かつ、引き続き同年同月同日まで外地にいたもの」を加え、同項第五号中「有していた者」の下に「及びその者の子であつて昭和十八年十月一日又は政令で定める日以前六箇月未満の期間内に当該地域において出生し、かつ、引き続き昭和十八年十月一日又は政令で定める日まで当該地域にいたもの」を加える。

第八条第四号中「二十五歳」を「二十歳」に改める。

第九条第一項中「同条第四号」を「前条第四号」に改める。

第十条第一項中「同条第四号」を「第八条第四号」に改める。

第十八条中「五年間」を「六年間」に改める。

附則第七項の次に次の一項を加える。

（国債の元利金の支払の特例）

8　第十四条に規定する国債の元利金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができる。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第五条　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削る。

第四条中「及び兄弟姉妹」の下に「並びにこれらの者以外の三親等内の親族（未帰還者が死亡したものとみなされる日において帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたと認められる者に限る。）」を加える。

第五条第一項第一号中「未帰還者の二親等内の血族」を「前条本文に規定する者」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げる者以外の者

第十三条第一項中「第二条第一項各号のいずれかに該当する」を削り、「第四欄に掲げる日」の下に「（同日後生存していたと認められる資料のある者については、戦時死亡宣告が、民法第三十条第一項の規定によるものであるときは同条同項の期間の初日の前日、同法同条第二項の規定によるものであるときは危難の去つた日）」を加え、同項の表第四欄中「（同年四月一日以後同年十二月三十一日までの間に生存していたと認められる資料のある者については、同日）」を削る。

第十三条第二項中「第二条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき」を「生存していること又は戦時死亡宣告により死亡したものとみなされた日と異なる日に死亡したことが判明したとき」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第八条第一項及び第四項並びに第二十六条の改正規定、第二条の規定、第三条中未帰還者留守家族等援護法（以下「留守家族援護法」という。）第八条の改正規定並びに附則第二項及び附則第四項から附則第九項までの規定は昭和三十七年十月一日から、第一条中遺族援護法第八条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は昭和三十八年七月一日から施行し、改正後の留守家族援護法第十六条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）及び第十七条第一項の規定は昭和三十七年四月一日から、改正後の未帰還者に関する特別措置法第四条及び第五条の規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

2　改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第二款症に係る障害年金の額は二万六千円、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第三款症に係る障害年金の額は二万二千円とする。

3　昭和三十八年六月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の遺族援護法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　昭和三十七年十月分から昭和三十九年六月分までの遺族年金及び遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「七万一千円」とあるのは「六万一千円」と、同条第三項中「三万五千五百円」とあるのは「三万五百円」と読み替えるものとする。

5　前項中「昭和三十九年六月分」とあるのは、遺族年金を受ける者で、昭和三十八年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十九年六月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年九月三十日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月の前月分」と、遺族給与金を受ける者で、昭和三十八年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十九年六月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年九月三十日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月の前月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「昭和三十九年五月三十一日」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月分」と読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

6　死亡した者の父又は母に支給する昭和三十七年十月分からその者が六十歳に達する日の属する月の前月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「七万一千円」とあるのは、「五万一千円」と読み替えるものとする。ただし、その者が不具廃疾である間に係る遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

（留守家族援護法の一部改正に伴う経過措置）

7　昭和三十七年十月分から昭和三十九年六月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の留守家族援護法第八条中「五千九百十円」とあるのは、「五千八十円」と読み替えるものとする。

8　前項中「昭和三十九年六月分」とあるのは、留守家族手当を受ける者で、昭和三十八年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十八年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月の前月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「昭和三十九年五月三十一日」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月分」と読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

9　未帰還者の父又は母に支給する昭和三十七年十月分からその者が六十歳に達する日の属する月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の留守家族援護法第八条中「五千九百十円」とあり、及び第七項中「五千八十円」とあるのは、「四千二百五十円」と読み替えるものとする。ただし、その者が不具廃疾である間に係る留守家族手当の額を算出する場合には、この限りでない。

10　昭和三十七年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料及び遺骨の引取りに要する経費の額については、改正後の留守家族援護法第十六条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）及び第十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置）

11　改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、昭和三十二年四月一日以後この法律の施行前に死亡した者（引揚者給付金等支給法第八条第一号に該当した者を除く。）についても適用があるものとし、その者に支給すべき引揚者給付金又は遺族給付金は、それぞれその者の相続人に支給する。この場合において、相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、同法第七条第二項の規定を準用する。

12　前項の規定により相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、引揚者給付金等支給法第七条第一項又は第十三条中第七条第一項に係る部分の規定は、適用しない。

13　引揚者給付金等支給法第二条及び第八条の改正規定は、改正前の同法の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利に影響を与えるものではない。

14　改正前の引揚者給付金等支給法の規定により支給され、又は支給されるべき引揚者給付金の支給事由である引揚げに係る引揚者について、改正後の同法の規定によりあらたに引揚者給付金を支給すべき事由を生ずる場合における当該あらたな支給事由に係る引揚者給付金は、支給しない。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

15　この法律の施行前に未帰還者に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二条第三項に規定する戦時死亡宣告（以下「戦時死亡宣告」という。）を受けた未帰還者に関し、改正前の特別措置法第四条及び第五条の規定により弔慰料の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、弔慰料を受けるべき遺族の順位については、改正後の特別措置法第四条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16　この法律の施行前に戦時死亡宣告を受けた未帰還者については、改正後の特別措置法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国民年金法の一部改正）

17　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

18　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭三七・五・一〇）

◎昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

（特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては、昭和三十七年十月分以後、その額を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号。以下「昭和三十三年法律第百二十六号」という。）第一条及び第一条の二の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（次の各号に掲げる年金については、当該各号に掲げる仮定俸給。以下次条第一項において「昭和三十三年の仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　昭和三十三年法律第百二十六号第一条の二第二項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金　同法第一条の二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給

二　昭和三十三年法律第百二十六号第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金（前号に掲げる年金を除く。）　同法第一条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給

三　昭和三十三年法律第百二十六号第一条の二の規定の適用を受けなかつた年金（前号及び次号に掲げる年金を除く。）　同法第一条第一項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給

四　昭和三十三年法律第百二十六号第一条の規定の適用を受けなかつた年金　昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号。以下「昭和二十八年法律第百六十号」という。）第三条第一項及び第二項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同法第三条第四項において準用する同法第一条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三条第一項及び第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給）

2　前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないとき

は、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3　第一項の規定により年金額を改定された年金のうち同項に規定する退職年金に相当するもの又は遺族年金に相当するもの（以下この項において「遺族年金」という。）については、これらを受ける者（遺族年金を受ける妻、子及び孫を除く。）が六十歳に達する月までは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

4　第一項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十九年六月分（昭和三十八年九月三十日において七十歳に達している者については同年九月分、同年十月一日から昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達する者については七十歳に達した月分）までは、改定年金額と従前の年金額との差額の十分の五に相当する金額の支給を停止する。

5　第三項後段の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三項後段中「六十歳」とあるのは、「七十歳」と読み替えるものとする。

（特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条　特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金については、昭和三十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に改定する。

一　公務による傷病を給付事由とする年金　昭和三十三年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千百二十四（当該仮定俸給が九千十七円以下であるときは千分の千百三十一、九千四百二十五円であるときは千分の千百二十九、九千八百五十八円であるときは千分の千百二十七、一万二百三十四円であるときは千分の千百二十五。以下次号及び次条第三項において同じ。）を乗じて得た額を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額

二　公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金　昭和三十三年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、それぞれ前号に規定する旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとし、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金にあつては、特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額

2　次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一　前項第一号に掲げる年金　別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二　前項第二号に掲げる年金のうち公務による死亡を給付事由とするもの　七万一千円

三　前項第二号に掲げる年金のうち公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とするもの　四万二千六百円

3　前項第二号に掲げる年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一　扶養遺族が一人である場合　五千円

二　扶養遺族が二人以上である場合　七千円

4　前条第二項の規定は第一項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は第二項又は第三号の規定による年金額の改定について、それぞれ準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第三条　昭和二十八年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和三十七年十月分以後、その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給をその年金額の算定の基準とした旧法の規定を適用して算定した額

三　昭和二十八年法律第百六十号第一条第一項から第三項までの規定により改定された年金（前二号に掲げる年金を除く。）　その額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項及び第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき仮定俸給。以下第三項において「昭和二十八年の仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給をそれぞれ加算した額

2　昭和二十九年一月一日以後に旧法の退職（死亡を含む。以下この項及び次条において同じ。）をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金で、昭和三十七年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその

遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる俸給（その額が二万四千五百円以下であつた場合には、その額にそれぞれ対応する昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を退職当時の俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職していた組合員にあつては、同日において施行されていた給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が同年十二月三十一日において占めていた官職を変わることなく退職をしていたとしたならば、その者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給で、これらの年金の額の算定の基準となるべきもの

二　昭和二十九年一月一日以後旧法の組合員となつた者にあつては、旧給与法令がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が旧法の組合員となつた日において占めていた官職を変わることなく退職をしていたとしたならば、その者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給で、これらの年金の額の算定の基準となるべきもの

3　旧法第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものについては、昭和三十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一　昭和三十三年法律第百二十六号第三条第四項において準用する同法第二条第二項の規定により改定された年金　その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。以下この項において同じ。）により算定した額

二　昭和三十三年法律第百二十六号第三条第三項の規定により改定された年金（前号に掲げる年金を除く。）　その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）の規定は前条第二項及び第四項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項の規定は前項の規定による年金（公務による死亡を給付事由とする年金に限る。）の額の改定の場合について、それぞれ準用する。

三　昭和二十八年法律第百六十号第二条の規定により改定された年金（前二号に掲げる年金を除く。）　その額の算定の基準となつた昭和二十八年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例により算定した額

4　第一条第二項から第五項まで（公務による傷病を給付事由とする年金については、同条第二項に限る。）の規定は前三項の規定による年金額の改定の場合について、前条第二項及び第四項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項の規定は前項の規定による年金（公務による死亡を給付事由とする年金に限る。）の額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（公共企業体の共済組合が支給する年金の額の改定）

第四条　前条の規定は、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第一項に規定する共済組合が支給する年金のうち、前条の規定の適用を受ける年金に相当するもの（昭和三十一年六月三十日以前に退職をした旧法の組合員に係るもの

のに限る。）について準用する。

（端数計算）

第五条　前四条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。ただし、その端数を切り捨てた額が改定前の年金額を下ることとなるときは、この限りでない。

（費用の負担）

第六条　第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第二十条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員で同法の長期給付に関する規定の適用を受けるもののうち国家公務員である者（旧法の規定が適用されるものとした場合において、同法の長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）及び国家公務員共済組合法第九十九条第二項各号に掲げる費用を負担する地方公共団体の職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国及び当該地方公共団体が負担するものと

する。

2　第四条において準用する第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条中施行法第七条、第十五条第二項及び別表の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

第二条　この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

（他の法律の一部改正）

第三条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は旧令による共済組合等から」を「又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）第一条若しくは第二条」に改める。

第四条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「恩給公務員期間」の下に「（法律第百五十五号附則第四十三条の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。）」を加える。

第十五条第二項中「九万五千円」を「十一万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五条第二項本文の規定の適用を受

け た更新組合員について前項の規定を適用する場合には、同項中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）による改正前の恩給法」とする。

別表中「一六五、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一三三、〇〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改める。

第五条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第二項の規定は前項第一号の規定により年金額を改定した年金について、同条第三項から第六項まで」に改める。

（施行法の改正に伴う経過措置）

第六条　改正後の施行法第十五条第二項の規定は、昭和三十七年十月分以後の退職年金について適用し、同年九月分以前の退職年金については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2　改正後の施行法第十五条第三項の規定は、この法律の施行前に給付事由が生じた退職年金についても適用する。

3　昭和三十七年九月三十日以前に給付事由が生じた施行法第二十四条に規定する公務による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例による。

4　前三項に定めるもののほか、施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

別表第一

昭和二十八年法律第百六十号別表又は昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給	仮定俸給
五、九〇〇円	七、一六七円
六、〇五〇	七、三五八
六、二〇〇	七、五三三
六、四〇〇	七、七七五
六、六〇〇	七、九二五
六、九〇〇	八、二〇〇
七、二〇〇	八、六〇〇
七、五〇〇	九、〇一七
七、八〇〇	九、四二五
八、一〇〇	九、八五〇
八、四〇〇	一〇、二五八
八、七〇〇	一〇、六七五
九、〇〇〇	一〇、九四二
九、三〇〇	一一、二〇八
九、六〇〇	一一、五一七
一〇、〇〇〇	一一、九五〇
一〇、四〇〇	一二、三一七
一〇、八〇〇	一二、六七五
一一、二〇〇	一三、一〇〇
一一、六〇〇	一三、五二五
一二、一〇〇	一三、九九二
一二、六〇〇	一四、四六七
一三、一〇〇	一五、〇五八
一三、三九二	一五、四一七
一三、八九二	一五、九〇〇
一四、三八三	一六、三六七
一四、八八三	一七、三〇八
一五、一五八	一七、五五〇
一五、八四二	一八、二五八
一六、五一七	一九、二〇八
一七、二〇〇	二〇、二五八
一七、八八三	二〇、七九二
一八、五五八	二一、三〇〇
一九、二五八	二二、〇三三
一九、六九二	二二、四五八
二〇、三九二	二三、七〇八
二一、一五八	二四、三二五
二一、九五八	二四、九六七
二二、七五八	二六、二一七
二三、五五八	二七、四七五
二三、八五〇	二七、八〇〇
二四、七五〇	二八、八三三
二五、七五〇	三〇、三〇八
二六、七五〇	三一、七六七
二七、八五〇	三二、六六七
二八、九五〇	三三、五五〇
二九、七一七	三五、三二五
三〇、八一七	三七、一〇八
三一、二五八	三七、四六七
三二、五八三	三八、八八三
三三、九〇〇	四〇、六六七
三五、二一七	四二、四五〇
三五、九〇〇	四四、二二五
三七、三〇〇	四五、三四二
三八、八〇〇	四六、五三三
四〇、三〇〇	四八、八三三
四一、八〇〇	五一、一五〇
四三、三〇〇	五二、三一七
四四、八〇〇	五三、四五〇
四六、三〇〇	五五、七五〇
四七、八〇〇	五六、八〇八
四九、五〇〇	五八、〇五八
五一、二〇〇	六〇、三五八
五二、九〇〇	六二、八六七
五四、八〇〇	六四、一五八
五六、七〇〇	六五、三八三
五八、六〇〇	六六、六六七
六〇、五〇〇	六七、九〇〇
六二、六〇〇	七〇、四〇八
六四、七〇〇	七二、九一七
六六、八〇〇	七四、一五〇
六九、〇〇〇	七五、四三三

備考

一　年金額の算定の基準となつている昭和二十八年法律第百六十号別表又は昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給が五、九〇〇円未満のときは、その仮定俸給の額に千分の千二百十四を乗じて得た金額（一円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた金額）をこの表の仮定俸給とする。

二　仮定俸給のうち五、九〇〇円をこえ、六九、〇〇〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

別表第二

仮定俸給	率
四九、七〇八円以上のもの	一七・〇割
四五、七〇八円をこえ四九、七〇八円以下のもの	一七・五割
四三、七〇八円をこえ四五、七〇八円以下のもの	一八・〇割
四二、一一七円をこえ四三、七〇八円以下のもの	一八・五割
二九、四六七円をこえ四二、一一七円以下のもの	一九・〇割
二八、〇六七円をこえ二九、四六七円以下のもの	一九・五割
一六、九二五円をこえ二八、〇六七円以下のもの	二〇・〇割
一六、二五八円をこえ一六、九二五円以下のもの	二〇・五割

一五、七二五円をこえ一六、二五八円以下のもの	二二・〇割	七〇、〇〇〇円
一五、二〇〇円をこえ一五、七二五円以下のもの	二一・五割	六級 五二、〇〇〇円
一四、七二五円をこえ一五、二〇〇円以下のもの	二二・〇割	
一四、二五〇円をこえ一四、七二五円以下のもの	二二・五割	
一三、八四二円をこえ一四、二五〇円以下のもの	二三・〇割	
一三、四三三円をこえ一三、八四二円以下のもの	二三・五割	
一二、九四二円をこえ一三、四三三円以下のもの	二四・〇割	
一二、六〇〇円をこえ一二、九四二円以下のもの	二四・五割	
一二、三〇〇円をこえ一二、六〇〇円以下のもの	二五・〇割	
一二、〇〇〇円をこえ一二、三〇〇円以下のもの	二五・五割	
一一、五四二円をこえ一二、〇〇〇円以下のもの	二六・〇割	
一一、一〇〇円をこえ一一、五四二円以下のもの	二六・五割	
一一、一〇〇円以下のもの	二七・〇割	

別表第三

障害の等級	年金額
一級	二三三、〇〇〇円
二級	一八九、〇〇〇円
三級	一五一、〇〇〇円
四級	一〇七、〇〇〇円
五級	七〇、〇〇〇円
六級	五二、〇〇〇円

備考

一　障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣が定めたところによる。

二　この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、それぞれ大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては「一〇七、〇〇〇円」とあるのは「一二九、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百十七号（昭三七・五・一〇）

◎新産業都市建設促進法

（目的）

第一条　この法律は、大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を図るとともに、雇用の安定を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

（区域の指定の申請）

第二条　都道府県知事は、新産業都市の区域の指定を受けようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議するとともに、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請については当該都道府県の議会の議決を、同項の協議については当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（区域の指定）

第三条　前条第一項の申請書の提出があつたときは、内閣総理大臣は、当該申請書の写しを経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣（北海道の区域内又は首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項の規定による首都圏の地域内（以下「首都圏の地域内」という。）に係るものにあつては、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を含む。以下同じ。）その他関係行政機関の長に送付するものとする。

2　経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付を受けた場合において、第一条の目的を達成するため必要があると認められるときは、協議により、当該区域を新産業都市の区域として指定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

3　前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、地方産業開発審議会の議を経て、当該区域を新産業都市の区域として指定することができる。

5　第二条第二項の規定は、第二項の同意及び前項の協議について準用する。

（区域の指定の要件）

第四条　経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣は、第二条第一項の申請がない場合において、第一条の目的を達成するため必要があると認められるときは、協議により、新産業都市の区域を指定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

2　前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の同意を得なければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の要請に基づき、地方産業開発審議会の議を経て、当該区域を新産業都市の区域として指定することができる。

4　都道府県知事は、第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

一　新産業都市の建設が総合的に行なわれる自然的及び社会的条件を備えていること。

二　相当規模の工場用地及び住宅用地の確保が容易であること。

三　相当量の工業用水及び水道用水の確保が容易であること。

四　道路、鉄道、港湾等による輸送が便利であり、かつ、これらの施設の整備が容易であること。

五　洪水、高潮、地盤沈下等による災害の発生のおそれが少なく、かつ、その防除が容易であること。

2　区域の指定は、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の規定による全国総合開発計画（北海道の区域にあつては、全国総合開発計画及び北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第二条の規定による北海道総合開発計画）に適合するものでなければならない。

3　区域の指定は、産業の立地条件及び都市施設の整備並びに雇用の安定が緊急に必要である区域から順次しなければならない。

4　区域の指定は、当該区域を中心とする地域内において行なわれる可能性を有すると認められるものについて行な

いて労働力の需給が均衡して雇用が安定するよう配慮してしなければならない。

5　区域の指定は、第九条の規定により行なう調査及びその他の政府が行なう工場立地その他に関する調査（国の補助金を受けて地方公共団体が行なう調査を含む。）の結果に基づいてしなければならない。

（建設基本方針の指示）

第六条　経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣は、第三条第二項及び第四条第一項の要請をするときは、協議により、当該新産業都市に係る新産業都市の建設に関する基本方針（以下「建設基本方針」という。）を決定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

2　前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の要請に基づき、地方産業開発審議会の議を経て、当該新産業都市に係る建設基本方針を決定し、これを関係都道府県知事に指示するものとする。

4　建設基本方針として定めるべき事項は、政令で定める。

5　前条第二項及び第五項の規定は、建設基本方針の決定について準用する。

（公示）

第七条　内閣総理大臣は、区域の指定をするときは、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

（区域の変更等）

第八条　内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、第二条、第三条及び第五条から前条までの規定を準用する。

2　前項に定める場合のほか、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣は、新産業都市の区域の指定の要件を欠くに至つたと認められるとき、又は新産業都市の建設の目的が達成されたと認められるときは、協議により、当該区域を変更し、又はその指定を解除すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

3　前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4　内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、地方産業開発審議会の議を経て、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

5　第五条第五項、第六条及び前条の規定は、前項の規定による新産業都市の区域の変更又はその指定の解除について準用する。

（基礎調査）

第九条　政府は、区域の指定及び建設基本方針の指示のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

（建設基本計画の承認）

第十条　区域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、第六条第三項の規定により指定された当該新産業都市に係る建設基本方針に基づき、新産業都市建設協議会の意見をきいて、当該新産業都市に係る新産業都市建設基本計画（以下「建設基本計画」という。）を作成し、政令の定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、前項の建設基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、第四項の規定による経由に際し、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該建設基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により建設基本計画を承認しようとするときは、地方産業開発審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　都道府県知事が第一項の申請をしようとする場合において、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を経由しなければならない。

（建設基本計画の内容）

第十一条　建設基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大綱及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

一　開発すべき工業の業種及びその規模等に関する工業開発の目標

二　人口の規模及び労働力の需給

三　土利地用

四　次に掲げる施設の整備

イ　工場用地

ロ　住宅及び住宅用地

ハ　工業用水道

ニ　道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ　水道及び下水道

ヘ　教育施設及び厚生施設

ト　職業訓練施設

チ　その他政令で定める主要な施設

五　前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

（地方産業開発審議会）

第十二条　この法律及び低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）によりその権限に属せしめられる事項を処理させるため、総理府に、附属機関として、地方産業開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について調査審議する。

3　審議会は、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第十三条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

8　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9　特定の低開発地域に関する事項を調査審議するた

め必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

10 特別委員は、当該事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

11 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

12 委員、専門委員及び特別委員は、非常勤とする。

13 審議会に、部会を置くことができる。

14 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

15 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十五条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審議会の庶務を処理する機関は、政令で定める。

（新産業都市建設協議会）

第十六条 区域の指定があつたときは、当該区域の属する都道府県に、当該新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項について調査審議するため、新産業都市建設協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

3 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 政令で定める国の地方支分部局で当該新産業都市の区域を管轄するものの長又はその指名する職員

二 関係市町村長及び関係港湾管理者の長

三 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（施設の整備等）

第十七条 国及び地方公共団体（港務局を含む。以下第二十条において同じ。）は、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道、教育施設及び厚生施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第十八条 国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道、教育施設及び厚生施設並びに職業訓練施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、新産業都市の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第二十条 地方公共団体が建設基本計画を達成するために起こす事業に要する経費に充てるための地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）

第二十一条 国及び地方公共団体は、建設基本計画に適合し、新産業都市の建設の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、新産業都市の区域内において行なう工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第二十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、新産業都市の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（関係市町村の規模の適正化等）

第二十三条 新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市の区域の一部をその区域とする市町村（以下「関係市町村」という。）は、市町村合併（関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 都道府県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第二十四条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九条第一項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九条の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数	町村合併促進法第九条
二 農業委員会の委員の任期及び定数	町村合併促進法第九条の三
三 都道府県の議会の議員の選挙区	町村合併促進法第十一条の五
四 一部事務組合等	町村合併促進法第十一条の六
五 国の財政援助	町村合併促進法第二十条の二

六　地方税の不均一課税　新市町村建設促進法第二十二条

七　地方交付税の算定　新市町村建設促進法第二十三条及び附則第六項

第二十五条　市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があることとなつたときは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2　前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（人口及び産業の集中防止のための配慮）

第二十六条　国は、人口及び産業の集中の著しい大都市及びその周辺地域への人口及び産業の過度の集中を防止するため必要があるときは、大規模な工場の新設又は増設を制限することについて、特別の配慮をするものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

第二条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項を次のように改める。

新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）及び低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	地方産業開発審議会

（経済企画庁設置法の一部改正）

第三条　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ　新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第九条に次の一号を加える。

十三　新産業都市の建設の促進に関すること。

（低開発地域工業開発促進法の一部改正）

第四条　低開発地域工業開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第七項中「低開発地域工業開発審議会」を「地方産業開発審議会」に改める。

第三条の見出しを「（地方産業開発審議会）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「地方産業開発審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条から第十条までを三条ずつ繰り上げ、第十一条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（財政上の措置等）

第九条　国は、開発地区内の工業の開発に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第十条　地方公共団体が開発地区内の工業の開発を促進するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百十八号（昭三七・五・一〇）

◎市の合併の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、市が合併によつて都市の経営を総合的かつ一体的に行なおうとする場合において、その合併を円滑ならしめるために必要な関係法律の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「市の合併」とは、二以上の市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下同じ。）の区域の全部又は二以上の市及び一以上の町村の区域の全部をもつて一の市を置くことをいう。

2　この法律において「新都市」とは、市の合併により設置された市をいう。

（市の合併に関する特例）

第三条　市の合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九条第二項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、同法第九条の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、同法第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、同法第十一条の六中「他の市町村」とあるのは「他の地方公共団体」と、「市町村の一部事務組合」とあるのは「一部事務組合」と、同法第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」と、新市町村建設促進法第二十一条中「新市町村建設計画」とあるのは「都市建設計画」と、「当該市町村の永久の利益となるべきものについては」とあるのは「当該市の永久の利益となるべきものについては、市の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り」とする。

一　関係市町村の議会の議員の任期及び定数　町村合併促進法第九条

二　農業委員会の委員の任期及び定数　町村合併促進法第九条の三

三　都道府県の議会の議員の選挙区　町村合併促進法第十一条の五

四　一部事務組合等　町村合併促進法第十一条の六

五　水産業協同組合　町村合併促進法第十九条

六　国の財政援助　町村合併促進法第二十条の二

七　職員の身分取扱　町村合併促進法第二十四条

八　地方債の制限　新市町村建設促進法第二十一条

九　地方税の不均一課税　新市町村建設促進法二十二条

十　地方交付税の算定　新市町村建設促進法第二十三条及び附則第六項

2　衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

3　前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（合併促進協議会）

第四条　市の合併をしようとする市町村は、市の合併を促進するために必要な調査を行ない、都市建設計画を作成し、及び市の合併に関する協議を行なうため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、合併促進協議会を置くものとする。

2　合併促進協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てる。

3　合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係都道府県の議会の議員及び学識経験を有する者を非常勤の委員として加えることができる。

4　合併促進協議会は、第一項の都市建設計画を作成するにあたつては、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（都市建設計画）

第五条　前条第一項の都市建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　新都市の建設の基本方針

二　新都市の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三　公共的施設の統合整備に関する事項

四　新都市の財政計画

五　市の合併に際して必要な経過措置に関する事項

2　新都市は、都市建設計画を新都市の経営の基本として誠実に実施するとともに、市の合併により結集された能力を充分に発揮してその建設を計画的かつ効果的に進めなければならない。

（国、都道府県等の協力）

第六条　国、都道府県及び公共的団体は、新都市の建設に資するため必要な財政上その他の措置を講ずるように努めなければならない。

（新産業都市建設促進法に規定する市町村合併との関係）

第七条　この法律は、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第二十二条第一項に規定する市町村合併には、適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　新都市の人口が五十万以上となる市の合併でこの法律の施行の日から起算して一箇年以内に行なわれるものについては、第三条第一項ただし書中「二箇年」とあるのは「一年六箇月」と、同条同項第一号中「町村合併促進法第九条」とあるのは「町村合併促進法第九条第一項、第二項及び第四項」と読み替えて同条同項の規定を適用することができる。この場合においては、町村合併促進法第九条第二項中「定数の二倍に相当する数」とあるのは、「定数に当該定数の五分の一に相当する数を加えた数」とする。

3　地方自治法第二百五十四条の規定は、前項の人口について準用する。

4　この法律（附則第六項ただし書の規定を除く。）は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

5　第三条から第六条までの規定（第三条第一項ただし書中町村合併促進法第九条第一項第一号に関する部分の規定並びに第三条第二項及び第三項の規定を除く。）は、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第二条第一項に規定する産炭地域の全部又は一部をその区域とする市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うもの（第二条第一項に規定する市の合併を除く。）について準用する。この場合において、第三条第一項ただし書中「同法第一条の五中」とあるのは「四十をこえない範囲」と、「十五をこえない範囲」とあるのは「町村合併促進法第九条第一項、第二項及び第四項」と読み替えるものとする。

6　前項の規定は、産炭地域振興臨時措置法の失効の時にその効力を失う。ただし、同法又はこの法律の失効の時までに行なわれた同項に規定する市町村の廃置分合については、その時以後もなおその効力を有する。

7　町村合併促進法の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「町村合併後十箇年」を「町村合併の行なわれた日の属する年及びこれに続く十箇年」に改める。

（大蔵・農林大臣臨時代理・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭三七・五・一〇）

◎住居表示に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（住居表示の原則）

第二条　市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一　街区方式　市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その

他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二　道路方式　市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる道路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（住居表示の実施手続）

第三条　市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2　市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3　市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4　市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たつては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

（条例への委任）

第四条　前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

（町又は字の区域の合理化等）

第五条　街区方式によつて住居を表示しようとする場合にあつては、街区方式による住居表示に係る区域内の町又は字の区域は、街区方式に適した合理的なものに区画し、当該区域内の町又は字の名称は、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

（住居表示義務）

第六条　何人も、住居の表示について、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2　国及び地方公共団体の機関は、住民票、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

（手数料その他の徴収金に関する特例）

第七条　第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

（表示板の設置等）

第八条　市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2　前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

（住居表示台帳）

第九条　市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2　市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

（自治大臣又は都道府県知事の勧告等）

第十条　自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

2　自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第八条及び前項の規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

（国及び都道府県の機関等の協力）

第十一条　国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

（委任規定）

第十二条　この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、自治大臣が定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（住居表示の実施に関する経過規定）

2　市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十三年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。

（公簿の整理）

3　第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

（登録税法の一部改正）

4　登録税法（昭和二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に「、第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二　住居表示に関する法律第三条第一項及ビ第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴フ登記事項又ハ登録事項ノ変更ノ登記又ハ登録

（自治省設置法の一部改正）

5　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六の次に次の一号を加える。

十四の七　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　住居表示に関する法律の施行に関すること。

第二十三条の四の次に次の一条を加える。

（住居表示審議会）

第二十三条の五　自治省に、自治大臣の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、住居表示審議会を置く。

2　住居表示審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6　第二十三条の五に規定する住居表示審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（法務・大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭三七・五・一〇）

◎海外技術協力事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章　運営審議会（第十八条・第十九条）
第四章　業務（第二十条・第二十一条）
第五章　財務及び会計（第二十二条―第三十条）
第六章　監督（第三十一条・第三十二条）
第七章　雑則（第三十三条―第三十五条）
第八章　罰則（第三十六条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域（以下「アジア等の地域」という。）に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする。

（法人格）

第二条　海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2　事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第九条　会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2　理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　会長、理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）

（役員の解任）

第十三条　外務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　外務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条　事業団と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（職員の任命）

第十六条　事業団の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十七条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　運営審議会

（運営審議会）

第十八条　事業団に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、会長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　運営審議会は、事業団の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

4　運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

（委員）

第十九条　委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2　委員の任期は、二年とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　第十三条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　国の委託を受けて、次の業務を行なうこと。

イ　アジア等の地域からの技術研修員に対し技術の研修を行なうこと。

ロ　アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと。

ハ　アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行なうこと。

ニ　アジア等の地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。

二　前号イの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

四　前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2　事業団は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（業務方法書）

第二十一条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十二条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画、資金計画及び収支予算）

第二十三条　事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第二十六条　事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第二十七条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二　資金運用部への預託

三　銀行への預金又は郵便貯金

四　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十八条　事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十九条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第三十条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第三十一条　事業団は、外務大臣が監督する。

2　外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十二条　外務大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第三十三条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議等）

第三十四条　外務大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十八条の規定による認可をしようとするとき

き。

二　第二十一条第二項、第二十八条又は第三十条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

2　外務大臣は、第二十条第一項第一号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

（交付金の交付）

第三十五条　国は、事業団に対し、予算の範囲内で、事業団の業務の運営のために必要な経費の一部に相当する金額を交付することができる。

第八章　罰則

（罰則）

第三十六条　第三十二条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十一条第二項の命令に違反したとき。

第三十八条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　外務大臣は、事業団の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（社団法人アジア協会からの引継ぎ）

第七条　昭和二十九年六月三十日に設立された社団法人アジア協会（以下この条において「社団法人アジア協会」という。）は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、事業団において行なうその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、社団法人アジア協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第二十五条第一項の積立金と区別して、積み立てなければならない。

5　第三項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（非課税）

第八条　附則第七条第三項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第九条　この法律の施行の際現に海外技術協力事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条　事業団の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十三条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「新技術開発事業団」の下に「、海外技術協力事業団」を、「新技術開発事業団法」の下に「、海外技術協力事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「、海外技術協力事業団」を加える。

二十七ノ四　海外技術協力事業団ガ海外技術協力事業団法第二十条第一項第二号ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶（水産業ノ研修ノ為ニ直接使用スルモノニ限ル）ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十三条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ二の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ三　海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十四条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「新技術開発事業団」の下に「、海外技術協力事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十五条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

法律第百二十一号（昭三七・五・一〇）

◎木船運送法の一部を改正する法律

木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小型船海運業法

「木船」を「小型船」に、「木船運送事業」を「小型船海運業」に、「木船運送事業者」を「小型船海運業者」に、「木船運航業」を「小型船運航業」に、「木船運航業者」を「小型船運航業者」に、「木船回漕業者」を「小型船回漕業者」に、「木船貸渡業」を「小型船貸渡業」に改める。

第二条第一項中「木製船（木製のはしけを含む。）」を「船舶（はしけを含む。）」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一　総トン数五百トン以上の鋼製の船舶

四　使用する小型船の船種及びトン数、取り扱う物品の範囲その他の運輸省令で定める事業計画

第五条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号、第三号及び第四号」に、「木船運航業者登録簿」を「小型船運航業者登録簿」に改める。

第六条第一項中「木船回漕業者登録簿」に、「木船貸渡業者登録簿」を「小型船運送取扱業者登録簿」に、「木船貸渡業者登録簿」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

四　当該事業を遂行するに必要な能力及び資力信用を有しない者

第六条の次に次の一条を加える。

（事業開始の届出）

第六条の二　小型船海運業者は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2　運輸大臣は、第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者が、その登録の日から一年以内に前項の届出をしない場合は、当該登録を取り消すことができる。

第七条ただし書中「第十四条第三項後段」を「第十四条後段」に改める。

第八条を次のように改める。

（変更登録等）

第八条　第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者は、第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

2　第五条、第六条及び前条の規定は、変更登録について準用する。

3　第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者は、小型船運航業者登録簿、小型船運送取扱業者登録簿又は小型船貸渡業者登録簿に登録されている事項に変更があつた場合（第一項の規定により変更登録を受けるべき場合を除く。）は、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

4　第三条第二項の届出をした小型船海運業者は、その届出をした事項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第九条の見出しを「（営業保証金）」に改め、同条第一項中「第三条第二項の規定による」を「第三条第二項の規定による」及び「木船回漕業を営もうとする者の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第三条第二項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条に第一項として次のように加える。

小型船運送取扱業者は、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出た後でなければ、その事業を開始してはならない。

第九条に次の一項を加える。

4　営業保証金は、国債証券、地方債証券その他運輸省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

第十条中「前条第一項」を「前条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　小型船運送取扱業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十一条第一項中「第九条第一項及び前条」を「第九条第二項」に、「第九条第二項に規定する」を「同条第三項に規定する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二条を次のように改める。

（営業保証金の保管替え等）

第十二条　小型船運送取扱業者は、金銭のみをもつて

営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、法務省令、運輸省令で定めるところにより、営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、移転後の主たる営業所のもよりの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

2　小型船運送取扱業者は、第九条第四項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、新たに、営業保証金を移転後の主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令、運輸省令で定めるところにより、移転前の主たる営業所のもよりの供託所に供託した営業保証金を取りもどすことができる。

3　第十条第二項の規定は、第一項及び前項前段の場合について準用する。

第十四条の見出しを「(相続及び合併)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「木船運送事業者」を「第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者」に改め、「、前二項の規定にかかわらず」を削り、「木船運送事業の登録」を「同項の登録」に改め、同項を同条とする。

第十六条の見出しを「(標準運賃及び標準料金)」に改め、同条第一項中「標準木船運賃又は標準回漕料金」を「標準運賃又は標準料金」に改め、同条第二項中「標準木船運賃又は標準回漕料金」を「標準運賃又は標準料金」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、同条第四項中「又は第二項」を「、小型船運航業又は小型船運送取扱業について標準運賃又は標準料金」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「標準木船運賃又は標準回漕料金」を「標準運賃又は標準料金」に改める。

第十八条の見出し中「回漕料」を「料金」に改め、同条第一項中「標準木船運賃」を「標準運賃又は標準料金」に改め、同条第二項中「運賃で」を「運賃又は料金で」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、同条第四項中「又は第二項」を「、小型船運航業又は小型船運送取扱業について標準運賃又は標準料金」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「標準木船運賃又は標準回漕料金」を「標準運賃又は標準料金」に改める。

第十九条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「木船運送事業者が」を「第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者が」に、「当該木船運送事業」を「当該小型船海運業」に改め、同項第三号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「当該木船運送事業者」を「当該小型船海運業者」に改める。

第二十四条第一項中「第三条第二項の」を削り、「第九条第一項」を「第九条第二項」に改める。

第二十七条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「木船運送の事業に」を「小型船海運業に相当する事業に」に改める。

第二十八条中「この法律の規定により木船運送事業の登録を受けた者」を「第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者」に改め、同条に次の一条を加える。

(職権の委任)

第二十八条の二　この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第三十条第一号を次のように改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

一　第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する小型船海運業を営んだ者

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、変更登録を受けないで第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

二　第九条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、営業保証金を供託しないで小型船運送取扱業を開始した者

三　第二十条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、料金等の総額又はその内訳けを書面をもつて明示しなかつた者

第三十三条第一号を次のように改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

一　第三条第二項、第八条第三項若しくは第四項又は第二十一条(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二条　この法律の施行前にした改正前の第三条(改正前の第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、料金等の総額又はその内訳けを書面をもつて明示しなかつた者及び改正後の第五条第二項又は第六条第二項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一　この法律の施行の日の前日において改正前の第三条の登録を受けている者

二　この法律の施行の際現に、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九条の五第一項又は第二十条第一項(同法第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業、海上運送取扱業若しくは海運仲立業を営んでいる者

第四条　前条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により登録を受けたものとみなされる間は、改正後の第八条第一項及び第三項の規定を適用しない。

2　前条の規定の適用を受ける者(同条第二号に該当する者に限る。)は、この法律の施行の日から六十日以内に、第四条第一項第三号に規定する事項を運輸大臣に届け出なければならない。

3　前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により登録を受けたものとみなされる間において、第四

条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4　前二項の規定に違反した者は、改正後の第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

5　第二項又は第三項（これらの規定を附則第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第五条　附則第三条の規定により小型船運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者（同条第一号に該当する者に限る。）が、この法律の施行の日の前日において現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、改正後の第九条第一項の規定により供託したものとみなす。

2　附則第三条の規定により小型船運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者（同条第二号に該当する者に限る。）は、この法律の施行の日から六月以内に、改正後の第九条第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3　前二項に規定する者が、この法律の施行の日から二年以内に当該事業について改正後の第三条第一項の登録の申請をした場合において、その登録を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その登録を受けた事業について、改正後の第九条第一項の規定により供託したものとみなす。

4　第一項又は第二項に規定する者について、附則第三条の規定により登録を受けたものとみなされる間において、改正後の第二十二条各号に規定する理由が生じたときは、その者又はその承継人は、改正後の第二十四条の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。第一項又は第二項に規定する者が、この法律の施行の日から二年以内に当該事業について改正後の第三条第一項の登録の申請をした場合において、改正後の第六条第二項の規定による通知を受けたときも、同様とする。

5　前条第四項の規定は、第二項の規定に違反した者について準用する。

第六条　附則第三条各号の一に該当する者であつて、この法律の施行の際現に改正後の第三条第二項に規定する小型船海運業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に改正後の第三条第二項に規定する小型船海運業に相当する事業であつて、総トン数五トン未満の鋼製の船舶によるものを営んでいる者については、この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三条第二項の届出をすれば足りる。

第七条　附則第三条、第四条第一項から第四項まで、第五条及び前条の規定は、改正後の第二十七条に規定する小型船海運業に相当する事業について準用する。この場合において、前条第二項中「五トン」とあるのは、「二十トン」と読み替えるものとする。

2　第二十八条の二の規定は、この附則の規定により運輸大臣の職権に属する事項について準用する。

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第九条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十三号の二を次のように改める。

四十三の二　小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貸渡料を設定すること。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四　小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貸渡料の設定

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

四　小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貸渡料の設定に関すること。

第四十条第一項第二号の二を次のように改め、同項第二号の三を削る。

二の二　小型船海運業並びに小型船海運組合及び小型船海運組合連合会に関すること。

（港湾運送事業法の一部改正）

第十条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「木船運送」を「小型船による運送」に、同条第一項中「木船運送法」を「小型船海運業法」に改める。

第三十三条の三（見出しを含む。）中「木船運送事業者」を「小型船海運業者」に改め、同条第一項中「木船運送法の規定により木船運航業又は木船回漕業の登録を受けた者」を「小型船海運業法の小型船運航業者又は小型船運送取扱業者」に、「木船運送法第十四条」を「小型船海運業法第十四条第三項」を「小型船海運業法第十四条第三項」に改める。

（小型船海運組合法の一部改正）

第十一条　小型船海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び」を削り、同条第二項各号を次のように改める。

一　小型船海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第三項の小型船運航業

二　小型船海運業法第二条第四項の小型船運送取扱業

三　小型船海運業法第二条第五項の小型船貸渡業

四　小型船海運業法第二十七条の規定により同法が準用される小型船海運業に相当する事業

第八条第一項第一号中「回漕料」を「料金」に改める。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭三七・五・一一）

◎臨時司法制度調査会設置法

（設置）

第一条　内閣に、臨時司法制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　調査会は、司法制度の運営の適正を確保するため、主として、次の各号に掲げる事項に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する。

一　法曹一元の制度（裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したもののうちから任命することを原則とする制度をいう。）に関する事項

二　前号に掲げるもののほか、裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項

2　調査会は、前項の施策に関して、内閣の諮問に答申し、又は内閣に意見を述べる。

3　調査会は、前項の答申又は意見を内閣から国会に

報告するように、内閣に申し出ることができる。

（組織）

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

（委員）

第四条 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　四人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

三 裁判官　三人

四 検察官　三人

五 弁護士　三人

六 学識経験のある者　四人以内

2 内閣は、前項第五号及び第六号の委員の任命については、あらかじめ両議院の同意を得なければならない。

3 第一項第五号及び第六号の委員について欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、これらの委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 内閣は、第一項第五号及び第六号の委員について、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員は、非常勤とする。

7 裁判官である委員が特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第九条の規定により受けるべき手当に関しては、同法第十四条の規定の例による。

（会長）

第五条 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第六条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（幹事）

第七条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、裁判所並びに日本弁護士連合会及び弁護士会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第九条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行ない、かつ、その服務につき、これを監督する。

5 事務官は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、四人とする。

（主任の大臣）

第十条 調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）

第十一条 この法律で定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（この法律の施行前における指名及び同意）

2 第四条第一項第一号及び第二号の指名並びに同条第二項の同意は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行前においても、これをすることができる。

（国家公務員法の一部改正）

3 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　臨時司法制度調査会の委員

（法務省設置法の一部改正）

4 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 法務大臣は、臨時司法制度調査会設置法（昭和三十七年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する施策については、臨時司法制度調査会が置かれている間は、法制審議会に諮問しないものとする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三　臨時司法制度調査会の委員

（この法律の失効）

6 この法律は、昭和三十九年八月三十一日限り、その効力を失う。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第百二十三号（昭三七・五・一一）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　職員（第三十七条・第三十八条）」を「第三章　社会保険庁
第一節　総則（第三十六条の二―第三十六条の五―第三十六条の九）
第二節　内部部局（第三十六条の十―第三十六条の十四）
第三節　附属機関（第三十六条の十五―第三十六条の十八）
第四章　職員（第三十七条・第三十八条）」に改める。

第五条第六十二号中「保険料を徴収する」を「保険給付を受ける権利を裁定し、保険給付の決定を行ない、及び保険料を徴収する」に改める。

第六条第二項中「、援護局に未帰還調査部を」を削る。

第七条第三項中「、保険局」を削る。

第十四条及び第十四条の二を次のように改める。

（保険局の事務）

第十四条　保険局においては、次の事務をつかさどる。

一　健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険に関し、企画及び立案を行なうこと。

二　医療保険制度の調整を図ること。

三　医療保険制度の向上に関し、調査研究を行なうこと。

四　社会保険診療報酬に関する事務を行なうこと。

五　医療保険の医療に関する指導及び監督に関すること。

六　社会保険審査官及び社会保険審査会に関すること。

七　社会保険審議会及び中央社会保険医療協議会に関すること。

八　健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。

九　社会保険診療報酬支払基金を指導監督すること。

十　国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

十一　国民健康保険再建整備資金貸付法を施行すること。

十二　健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険の数理に関すること。

（年金局の事務）

第十四条の二　年金局においては、次の事務をつかさどる。

一　厚生年金保険及び国民年金に関し、企画及び立案を行なうこと。

二　厚生省所管の年金制度の調整を図ること。

三　厚生省所管の年金制度の向上に関し、調査研究を行なうこと。

四　国民年金審議会に関すること。

五　年金福祉事業団を指導監督すること。

六　厚生年金保険及び国民年金の数理に関すること。

第十四条の三第二項を削る。

第十五条中「社会保険研修所」を削る。

第十九条第一項第二号中「医薬品」の下に「及び医薬部外品」を加える。

第二十三条の二第二項中「位置」を「名称、位置」に改める。

第二十四条第一項第三号中「検査」の下に「（消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　毒物及び劇物の試験及び検査を行なうこと。

第二十八条の二を削る。

第二十九条第一項の表国民年金審議会の項中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　社会保険庁

第一節　総則

（設置）

第三十六条の二　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生省の外局として、社会保険庁を置く。

（任務及び長）

第三十六条の三　社会保険庁は、政府の管掌する健康保険事業並びに日雇労働者健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業を運営することを任務とする。

2　社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

（権限）

第三十六条の四　社会保険庁は、その所掌事務を遂行するため、第五条第一号から第十三号まで、第五十七号の二、第六十二号、第六十二号の三及び第六十七号に掲げる権限を有する。

第二節　内部部局

（内部部局）

第三十六条の五　社会保険庁に、長官官房及び次の二部を置く。

医療保険部
年金保険部

（長官官房の事務）

第三十六条の六　長官官房においては、社会保険庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　所掌事務に係る一般会計並びに厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計につ いての経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、区療その他福利厚生に関すること。

八　所掌事務の監察を行なうこと。

九　渉外事務に関すること。

十　広報に関すること。

十一　所掌事務の総合調整を行なうこと。

十二　前各号に掲げるもののほか、社会保険庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

（医療保険部の事務）

第三十六条の七　医療保険部においては、次の事務をつかさどる。

一　政府の管掌する健康保険事業の実施に関すること。

二　日雇労働者健康保険事業の実施に関すること。

三　船員保険事業の実施に関すること。

（年金保険部の事務）

第三十六条の八　年金保険部においては、次の事務をつかさどる。

一　厚生年金保険事業の実施に関すること。

二　国民年金事業の実施に関すること。

第三節　附属機関

（社会保険研修所）

第三十六条の九　社会保険庁に社会保険研修所を置く。

2　社会保険研修所は、社会保険（国民年金を含む。）の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

3　社会保険研修所は、東京都に置く。

4　社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十八条中「四万八千九百五十五人」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区分	定員
本省	四九、〇六四人
社会保険庁	五六九人
合計	四九、六三三人

附則第四項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第一項の改正規定、第二十三条の二第二項の改正規定、第二十四条第一項の改正規定及び附則第四項の改正規定並びに附則第二項及び第十五項の規定は、公布の日から施行し、附則第十五項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

（医療制度調査会に係る規定の効力）

2　厚生省設置法第二十九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の日にあらたにその効力を生ずるものとする。

（経過規定）

3　厚生省本省の定員は、この法律による改正後の厚生省設置法第三十八条の規定にかかわらず、昭和三十八年五月十五日までの間は、四万九千八十一人とする。

4　この法律の施行（附則第一項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の際現に存する社会保険研修所及びその職員とこの法律による改正後の厚生省設置法の規定による社会保険研修所及びその職員とは、同一性をもつて存続するものとする。

（健康保険法の一部改正）

5　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「厚生大臣」の下に「、社会保険庁長官」を加える。

第二十四条第二項中「前項ノ規定ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ事務」を「前項ノ事務」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ保険者ノ事務ハ社会保険庁長官之ヲ行フ

第二十四条ノ二中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第七十一条ノ四第二項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

（船員保険法の一部改正）

6　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第九条第一項中「主務大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第九条ノ四中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第十六条ノ二中「厚生大臣」の下に「、社会保険庁長官」を加える。

第二十一条ノ六、第二十三条ノ四第三項、第三十三条ノ十三第一項及び第三十三条ノ十四第二項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十条第二項中「主務大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十五条ノ三、第五十二条ノ二第二項及び第五十二条ノ三第二項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第六十九条ノ三第一項中「主務大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

7　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「厚生省　社会保険庁」を「厚生省　社会保険庁」に改める。

（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）

8　社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生大臣の諮問に応じて」を「厚生大臣又は社会保険庁長官の諮問に応じて」に、「厚生大臣」を「厚生大臣、社会保険庁長官又は」に改める。

第四条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

9　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

10　日雇労働者健康保険法（昭和七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日雇労働者健康保険の事務」を「前項の事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　日雇労働者健康保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行なう。

第五条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第七条及び第四十七条第一項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生大臣」の下に「及び社会保険庁長官」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

11　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第五条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第二十八条、第三十三条、第五十二条第一項から第三項まで、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項、第八十七条第一項、第九十五条から第九十七条まで並びに第百条第一項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

（国民年金法の一部改正）

12　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第十四条、第十六条、第二十三条、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項、第三十四条第一項から第三項まで、第九十六条第一項、第二項及び第四項、第九十七条第一項、第百四条、第百五条第三項及

び第四項、第百六条第一項、第百七条第一項及び第二項、第百八条並びに附則第八条中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

（健康保険法等の一部改正に伴う経過規定）

13　この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。

14　この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。

（国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正）

15　国家行政組織法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。」を「昭和三十七年五月十五日までの間は、四万九千六百六十五人とする。」に改める。

附則第十項中

「昭和三十六年五月十五日	一三人
昭和三十七年五月十五日	一五人
昭和三十八年五月十五日	一七人」

を

「昭和三十六年五月十五日	一三人
昭和三十七年五月十五日	一五人
昭和三十八年五月十五日	一七人」

に改める。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭三七・五・一一）

◎北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律

北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2　会社は、前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、主務大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械を用いて行なう事業（探鉱及び委託に基づく石油の探鉱並びに北海道における委託に基づく探鉱（石油の探鉱を除く。）を除き、その保有する探鉱用機械の貸付けを含む。）を営むことができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第百二十五号（昭三七・五・一一）

◎国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「ものの外、大蔵大臣の指定する」を「取引に類する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　大蔵大臣は、前項各号に掲げるもののほか、基金に対し、国際通貨基金協定第七条第二項(i)に規定する貸付けを行なうことができる。

第十二条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　外国為替資金に属する現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十一条第二項の規定による貸付けに充てることができる。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三七・五・一一）

◎農地法の一部を改正する法律

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合資会社又は有限会社で、左の各号に掲げる要件のすべてをみたしているものをいう。

一　その法人の事業が農業（これとあわせ行なう林業及び農事組合法人にあつては農業とあわせ行なう農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。

二　その法人の組合員又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同様とする。）を移転した個人（その法人

の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつている個人以外のものを除く。）若しくはその一般承継人（省令で定めるものに限る。）であるか、その法人に農地若しくは採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人であるか、その法人に使用及び収益をさせるため農地若しくは採草放牧地について所有権の移転若しくは使用収益権の設定若しくは移転に関し次条第一項若しくは第七十三条第一項の許可の申請をしている個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）であるか、又はその法人の事業に常時従事する者（前項に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）であるかのいずれかであること。

三　その法人の構成員以外の者から使用収益権の設定又は移転を受けて耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、それぞれ、その法人が耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積の二分の一にみたないこと。

四　その法人の常時従事者たる構成員が、農事組合法人及び有限会社にあつては、その法人の議決権の過半数を保有し、合名会社及び合資会社にあつては、その法人の社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半を占めること。

五　その法人の事業を行なうのに必要な労働力のうちその構成員以外の者に依存する部分が省令で定める基準をこえないこと。

六　その法人の利益（農事組合法人にあつては、剰余金）の配当について、その定款で、構成員がその法人の事業に従事した程度に応じてする旨又は省令で定める率をこえない範囲内において払い込まれた出資の額の割合に応じてする旨その他その法人の事業に従事した程度に応じてする旨が定められていること。

8　法人の構成員につき常時従事者であるかどうかを判定すべき基準は、省令で定める。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　農業協同組合法第十条第二項の信託の引受けの事業（以下「信託事業」という。）を行なう農業協同組合が当該信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

第三条第二項ただし書中「第三号から第五号まで」を「第二号の二及び第三号から第五号まで」に改め、同項第一号中「世帯員」の下に「並びにその土地について耕作又は養畜の事業を行なつている農業生産法人」を加え、同項第二号の次に次の三号を加える。

二の二　農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二の三　農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得しようとする場合

二の四　信託の引受けにより第二号に掲げる権利が取得される場合

第三条第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）」に、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」を加える。

第六条第六項中「及び第六号」を「、第六号、第八号及び第九号」に改める。

第七条第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作の事業に供しているもの

九　信託事業を行なう農業協同組合が所有する小作地又は小作採草放牧地で信託事業に係る信託財産であるもの

第七条に次の三項を加える。

3　農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は農業生産法人の構成員以外の者で、従前その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人であるものが所有する小作地又は小作採草放牧地で、その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその一般承継人（所有者がその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人である場合には、その常時従事者たる構成員であつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているものについての第一項第八号の規定の適用については、その所有者は、その使用収益権の残存期間に限り、その法人の常時従事者たる構成員とみなす。

4　第一項第八号の規定の適用については、農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作採草放牧地で、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作の事業に供している小作地でその所有者の住所のある市町村の区域の外にあるもののうちその使用収益権の設定前省令で定める一定期間その所有者又はその世帯員が耕作していたものは、その所有者がその一定期間引き続いて住所を有した市町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある市町村の区域内にあるものとみなす。

5　第一項第八号及び前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二条第六項に掲げる事由により、一時、その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないもの（前項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になかつたもの又はないもの）は、その住所がその市町村の区域内にあるもの（同項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内にあつたもの又はあるもの）とみなす。

第八条第一項第二号中「及び第六号」を「、第六号、第八号」に改める。

第八号及び第九号」に改める。

第九条第一項中「小作地又は小作採草放牧地を」を「小作地又は小作採草放牧地につき」に、「相当するものを」を「相当するものにつき」に、「他の者に譲渡しないとき」を「、所有権の譲渡しをしないとき（第七条第一項第八号に掲げる小作地又は小作採草放牧地に該当するものでなくなつた小作地又は小作採草放牧地にあつては、省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき）」に改め、「第三条第一項」の下に「又は第二十条第一項」を加え、「その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これに対し不許可の処分」を「その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合等における買収）

第十五条の二　農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合（農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。）において、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその一般承継人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地でその法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものがあるときは、国がこれを買収する。ただし、これらの土地でその法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

2　第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の常時従事者たる構成員でなくなつたときは、国がその農地又は採草放牧地を買収する。

3　農業委員会は、前二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。この場合には、第八条第二項の規定を準用する。

一　その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二　その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三　その他必要な事項

4　農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき前項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌日から起算して三箇月以内に省令で定めるところにより当該法人から第二条第七項各号に掲げる要件のすべてをみたすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならない。

5　農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が真実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

6　第四項の規定により公示が取り消されたときは、その公示に係る農地又は採草放牧地については、国は、第一項の規定による買収をしない。

7　第三項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について使用収益

権に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第四項に規定する期間の満了の日（その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第五項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日）、第二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日の翌日から起算して三箇月以内に、省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項又は第二項の規定による買収をしない。当該期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様とする。

8　第十条から第十四条までの規定は、第一項又は第二項の規定による買収をする場合に準用する。

第十七条中「第十五条第二項」の下に「、第十五条の二第八項」を加える。

第二十条第一項ただし書中「行われる場合」を「行なわれる場合及び解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合（その賃貸借がその信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつては第二項の規定による公示の日の翌日から起算して賃貸借の終了する日、賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内にない場合を除く。）」に改め、同条第二項第三号中「生計」の下に「（法人にあつては、経営）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、かつ、その賃貸人又はその世帯員がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力により効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができると認められる場合

第三十一条中「又は農業協同組合法人」に改める。

第三十六条第一項中「若しくは第十五条第一項」を「、第十五条第一項若しくは第十五条の二第一項若しくは第二項」に改め、同項第一号中「自作農として農業に精進する見込があるもの」を「、自作農として農業に精進する見込があるもの又は農業生産法人であるもの」に改め、同項第二号中「又は農業協同組合」を「、農業協同組合又は農事組合法人」に改め、同項第三号中「見込がある者」を「見込みがある者又は農業生産法人」に改める。

第六十四条ただし書中「農業協同組合」の下に「、農事組合法人」を加える。

第七十八条第一項中「第十五条第一項」の下に「、第十五条の二第一項若しくは第二項」を加える。

第八十条第二項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

第八十五条第一項第二号中「第十五条第二項」の下に「、第十五条の二第八項」を加える。

第八十七条第一項中「第十五条若しくは第十五条の二」を「、第十五条若しくは第十五条の二」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「組合員」の下に「（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）」を加える。

第二十三条第三項中「（禁治産者、準禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）」の下に「及び法人たる組合員」を加える。

第八十二条第二項中「議員」の下に「（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。）」を加える。

第百十条第二項中「及び第十五条」を「、第十五条及び第十五条の二」に改める。

第百四十条第一項中「総代」の下に「（法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）」を、「議員」の下に「（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）」を加える。

3　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

三　第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。）の組合員又は社員（その耕作に従事する日数が前号の省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）

第十条第三項を次のように改める。

3　選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第八条第一項第一号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

二　第八条第一項第二号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項

三　第八条第一項第三号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員又は社員となつている同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

4　土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

5　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人たる果樹農業者（農林省令で定めるものを除く。）

（農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百二十七号（昭三七・五・一一）

◎農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「組合員の事業」を「その事業」に改める。

第八条中「以下組合員と総称する」を「以下この章において組合員と総称する」に改める。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「医療に関する施設については五分の二」を「政令で定める事業については、政令で定める割合」に改め、同条第四項中「又は第八号」を「若しくは第八号又は第二項」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に、「同一の世帯に属する者は」を「同一の世帯に属する者、第二項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該信託の引受けを行なう際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者は」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行なうことができる。

一　信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係る農地（農地法第二条第一項に規定する農地をいう。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。）

二　前号に規定する土地にあわせて当該信託をすることを相当とする省令で定めるその他の不動産

信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係るもの

第十条の五の次に次の六条を加える。

第十条の六　農業協同組合が、第十条第二項の信託の引受けの事業を行なおうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信託規程には、事業の実施方法及び信託契約に関して省令で定める事項を記載しなければならない。

信託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十条の七　第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

第十条の八　第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、当該信託に係る不動産を信託行為に基づき貸し付け、又は売り渡す場合には、信託の本旨に従うほか、組合員又は信託規程で定めるその他の者の農業経営の改善に資することとなるように配意してしなければならない。

第十条の九　第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合については、信託法第二十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第十条の十　第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、次の各号の一に該当する場合に

は、終了する。

一　当該農業協同組合が受託者の任務を辞したとき。

二　信託法第四十四条の規定により受託者の任務が終了したとき。

三　信託法第四十七条の規定により受託者が解任されたとき。

四　当該農業協同組合が解散（合併による解散を除く。）をしたとき、又は当該農業協同組合の信託規程に係る第十条の六第一項の承認の取消しがあつたとき。

第十条の十一　第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託には、信託法第七条、第二十二条第一項ただし書、第二十六条、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十三条までの規定は、適用しない。

第十二条第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第七十二条の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人並びに農業の経営（これとあわせ行なう林業の経営を含む。）及びこれに附帯する事業の経営を行なうその他の法人

第十二条第一項に次の一号を加える。

五　農事組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となつている団体（第二号及び前号に掲げる者を除く。）

第十二条第二項に次の一号を加える。

三　組合が主たる構成員又は出資者となつている法人（前二号に掲げる者及び農業協同組合中央会を除く。）

第十六条第一項ただし書中「第十二条第一項第二号乃至第四号又は第二項第二号」を「第十二条第一項第三号から第五号まで又は第二項第二号若しくは第三号」に改め、同条第二項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第十六条第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「他の組合員（准組合員を除く。）」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

第四十八条に次の一項を加える。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員の選挙又は選任及び総代の選挙並びに定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第十六条第三項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第四項中「二人」を「五人」に改める。

第三十一条の二第一項中「共済規程」の下に「、信託規程」を加える。

第三十八条第一項中「規約」の下に「、共済規程、信託規程」を加え、同条第二項第四号中「払込済の出資」を「払込済みの出資」に改める。

第四十条第二項中「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは信託規程」に改める。

第四十四条第一項第二号中「及び共済規程」を「、共済規程及び信託規程」に改める。

第四十八条第六項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

第五十二条第二項を次のように改める。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

第五十八条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第十六条第二項後段の規定を準用する。

第六十四条第四項中「組合員（准組合員を除く。）」を「第十二条第一項第一号の規定による組合員」に、「会員（准組合員を除く。）が一人」を「同条第二項第一号の規定による会員が二人未満」に改める。

第六十六条第一項中「組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合」を「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による理事の選任については、第三十条第十項本文の規定を準用する。

第七十三条を第七十二条の二とし、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二　農事組合法人

第七十二条の三　農事組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする。

第七十二条の四　農事組合法人は、その名称中に農事組合法人という文字を用いなければならない。

農事組合法人でない者は、その名称中に農事組合法人という文字を用いてはならない。

第七十二条の五　農事組合法人は、法人とする。

第七十二条の六　農事組合法人（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けるもの（収益事業を行なうものに限る。）の所得のうち、組合員のその事業の利用分量の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じて当該農事組合法人が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該農事組合法人には、租税を課さない。

第七十二条の七　農事組合法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十二条の八　農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一　農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

二　農業の経営（これとあわせ行なう林業の経営を含む。）

三　前二号の事業に附帯する事業

組合員に出資をさせない農事組合法人（以下非出資農事組合法人という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第二号の事業を行なうことができない。

第七十二条の九　前条第一項第二号の事業を行なう農事組合法人の当該事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の五分の一をこえてはならない。

第七十二条の十　農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、農民で定款で定めるものとする。

第七十二条の十一　農事組合法人の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第一号の事項のうち第二十八条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一　第二十八条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

二　役員の定数、職務の分担及び任免に関する規定

前項の定款には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

第七十二条の十二　農事組合法人に、役員として理事を置く。

農事組合法人は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。

農事組合法人の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

農事組合法人の理事は、その組合員でなければならない。

農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。

第七十二条の十三　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　毎事業年度の事業計画の設定及び変更

三　事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案

農事組合法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十四　次の事項は、農事組合法人の総組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　農事組合法人の解散及び合併

三　組合員の除名

第七十二条の十五　組合員に出資をさせる農事組合法人（以下出資農事組合法人という。）は、損失をうめ、第七十三条第二項において準用する第五十一条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資農事組合法人の事業の利用分量の割合若しくは組合員がその事業に従事した程度に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

第七十二条の十六　農事組合法人を設立するには、五人以上の農民が発起人となることを必要とする。

発起人は、共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

農事組合法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十七　農事組合法人は、第七十三条第四項において準用する第六十四条第一項の規定による場合のほか、組合員が五人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が五人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

農事組合法人は、第七十三条第四項において準用する第六十四条第一項第二号及び第五号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十八　第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による設立委員の選任については、第七十二条の十四の規定を準用する。

第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

農事組合法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した農事組合法人にあつては、登記簿の謄本及び定款）を添

えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十三条　農事組合法人の組合員には、第十三条、第十四条、第十八条及び第二十一条から第二十七条まで、民法第六十五条第一項及び第二項並びに有限会社法第十四条、第十六条第一項及び第五十四条の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担の外」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、有限会社法第十四条中「第七条第二号及第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六条第一項中「前二条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四条」と、同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号及第二号ノ財産ノ資本増加当時」とあるのは「出資農事組合法人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資当時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款ニ」と読み替えるものとする。

農事組合法人の管理には、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十八条、第三十九条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項から第三項まで、第五十三条及び第五十四条、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで及び第五十九条から第六十二条まで並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の二中「理事」とあるのは「役員」と、第四十七条後段中「農業協同組合法第三十七条第三項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル民法第六十二条」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官」とあるのは「行政庁ハ農事組合法人ノ組合員其ノ他利害関係人」と、同法第五十七条中「前条ノ規定」とあるのは「総会ノ決議」と、商法第二百五十四条第三項及び第二百五十八条第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル同法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

農事組合法人の設立には、第六十二条及び第六十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第六十二条第一項中「第五十九条第一項の認可があつたときは、発起人は」とあるのは、「発起人は、理事を選任したときは」と読み替えるものとする。

農事組合法人の解散及び清算には、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十六条第一項、第六十七条、第六十八条、第六十九条第一項並びに第七十条から第七十二条の二までの規定を準用する。この場合において、第七十二条の二後段中「農業協同組合法第六十九条」とあるのは、「農業協同組合法第七十三条第四項ニ於テ準用スル同法第六十九条第一項」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十五第三項中「この場合において」の下に「、第十六条第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（準組合員を除く。）」とあるのは「都道府県中央会の総会にあつては他の正会員（第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の総会にあつては、正会員たる組合の理事）、全国中央会の総会にあつては正会員たる組合の理事又は都道府県中央会の会長」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と」を加える。

第七十四条第一項中「組合の設立」を「組合又は農事組合法人の設立」に改め、「出資組合」を「非出資農事組合法人にあつては発起人が役員を選任した日か

ら、出資組合又は出資農事組合法人」に改め、同条第二項中「組合の設立」を「組合又は農事組合法人の設立」に改め、「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を加え、「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改め、同条第五項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十七条第二項中「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改める。

第七十八条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第七十九条中「組合が合併をしたときは」を「組合又は農事組合法人が合併をしたときは」に改め、「合併に必要な行為を終つたときは」に改め、「存続する組合」の下に「又は農事組合法人」を、「消滅する組合」の下に「又は農事組合法人」を加え、「設立した組合」を「設立する組合又は農事組合法人」に改める。

第八十一条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第八十二条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「農業協同組合連合会登記簿」の下に「、農事組合法人登記簿」を加える。

第八十三条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を、「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「若しくは出資農事組合法人」を、「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十六条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を、「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)」及び第七十三条第四項」を加える。

第八十七条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「又は出資農事組合法人」を、「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)」及び第七十三条第四項」を加える。

第八十九条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「消滅した組合」を「消滅する組合又は農事組合法人」に改める。

第九十一条中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「第七十三条の三十三第三項」を「第七十三条第四項及び第七十三条の三十三第三項」に改める。

第九十二条第一項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二項中「農業協同組合連合会」を、「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)」及び第七十三条第四項」を加える。

第九十三条中「組合」の下に「、農事組合法人」を、「当該組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは信託規程」に、「中央会にあつては、会員。以下本章において同じ。」を「組合にあつては組合員又は会員、農事組合法人にあつては組合員、中央会にあつては会員をいう。以下同じ。」に改める。

第九十四条第一項中「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは信託規程」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは信託規程」に改め、「当該組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第九十四条の二第一項中「若しくは共済規程」を「、共済規程若しくは信託規程」に改める。

第九十五条第一項中「当該組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、「若しくは共済規程若しくは信託規程」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第三項中「共済規程」の下に「又は信託規程」を、「第十条の二第一項」の下に「又は第十条の六第一項」を加える。

第九十五条の二中「当該組合」の下に「又は農事組合法人」を加え、同条第一号及び第三号中「組合」の下に

「又は農事組合法人」を加える。

第九十五条の三第一項中「当該組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第九十六条中「総会」を「組合又は中央会の総会」に改める。

第九十八条第一項中「第六十八条」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「中央会及び」を「中央会並びに」に改め、「組合」の下に「及び農事組合法人」を加える。

第百条第二項中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加える。

第百一条各号列記以外の部分及び同条第一号中「組合」の下に「若しくは農事組合法人」を加え、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第十条の六第一項の規定に違反したとき。

第百一条第五号中「第七十三条の十三」を「第七十三条第一項並びに第七十三条の十三」に改め、同条第六号中「の規定」を「又は第七十二条の十二第五項の規定」に改め、同条第八号中「これらの規定を」の下に「第七十三条第二項及び」を加え、同条第九号中「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)及び第七十三条第二項」を、「出資組合」の下に「若しくは出資農事組合法人」を加え、同条第十一号中「第五十四条」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

二の二　第十条の六第一項の規定に違反したとき。

第百一条第五号中「第七十三条の十三」を「第七十三条第一項並びに第七十三条の十三」に改め、同条第六号中「の規定」を「又は第七十二条の十二第五項の規定」に改め、同条第八号中「これらの規定を」の下に「第七十三条第二項及び」を加え、同条第九号中「第六十五条第四項」の下に「(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)及び第七十三条第二項」を、「出資組合」の下に「若しくは出資農事組合法人」を加え、同条第十一号中「第五十四条」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百三十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百四十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百五十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百六十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百七十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百二十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百三十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百四十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百五十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百六十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百二十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十三条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十四条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十五条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十六条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十七条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十八条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百三十九条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百四十条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百四十一条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百四十二条第一項中「第七十三条の十三」を「第七十二条の二(第七十三条

漁業生産組合」に改める。

7　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の八第三項ただし書中「農業協同組合」の下に「、農事組合法人」を加える。

8　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第一号中「及び農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」に改める。

（大蔵・農林大臣臨時代理・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭三七・五・一一）

◎石油業法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　石油精製業等（第四条―第十五条）
第三章　石油審議会（第十六条―第十九条）
第四章　雑則（第二十条・第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、石油製精業等の事業活動を調整することによつて、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、もつて国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2　この法律で「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む。）であつて通商産業省令で定めるものをいう。

3　この法律で「特定設備」とは、石油蒸留設備（通商産業省令で定める基準に従つて算定した一日の処理能力が百五十キロリットル以上のものに限る。）その他石油の精製の用に供する設備であつて通商産業省令で定めるものをいう。

4　この法律で「石油精製業」とは、特定設備を用いて石油製品の製造（石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。）を行なう事業をいう。

（石油供給計画）

第三条　通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の五年間について石油供給計画を定めなければならない。

2　石油供給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　原油の生産数量及び輸入数量

二　石油製品の生産数量及び輸入数量

三　特定設備の処理能力

四　その他石油の供給に関する重要事項

3　石油供給計画は、石油並びに他の燃料及び動力源の需給事情、石油資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4　通商産業大臣は、前項の経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石油供給計画を変更しなければならない。

5　通商産業大臣は、石油供給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二章　石油精製業等

（石油精製業の許可）

第四条　石油精製業を行なおうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の欠格条項）

第五条　次の各号の一に該当する者は、前条の許可を受けることができない。

一　前条若しくは第七条第一項の規定又は第十一条の規定による命令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十一条の規定により前条の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（許可の基準）

第六条　通商産業大臣は、第四条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一　その許可をすることによつて特定設備の処理能力が石油供給計画に照らして著しく過大にならないこと。

二　その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　その他その事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため適切であること。

（設備の新設等の許可）

第七条　第四条の許可を受けた者（以下「石油精製業者」という。）は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な改造をしようとするときは、この限りでない。

2　前条の規定は、前項の許可に準用する。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第八条　石油精製業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　石油精製業者である法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第六条の規定は、前二項の認可に準用する。

（承継）

第九条　石油精製業の全部の譲渡しがあり、又は石油精製業者について相続若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、石油精製業者の地位を承継する。

2　前項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（石油製品生産計画）

第十条　石油精製業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又

は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

（許可の取消し等）

第十一条　通商産業大臣は、石油精製業者が次の各号の一に該当するときは、第四条若しくは第七条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一　第五条第一号又は第三号の規定に該当するに至つたとき。

二　第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　第二十条第一項の条件に違反したとき。

四　不正な手段により第四条又は第七条第一項の許可を受けたとき。

（石油輸入業の届出等）

第十二条　石油の輸入の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の届出をした者（以下「石油輸入業者」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油輸入計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　第十条第二項の規定は、石油輸入計画について準用する。

（石油製品販売業の届出）

第十三条　石油製品の販売の事業（通商産業省令で定める規模以下のものを除く。以下同じ。）を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（事業の廃止の届出）

第十四条　石油精製業者、石油輸入業者又は前条の届出をした者（以下「石油製品販売業者」という。）は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（販売価格の標準額）

第十五条　通商産業大臣は、石油製品の価格が不当に高騰し又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費又は輸入価格を基準とし、石油製品の国際価格その他の経済事情を参酌して、石油精製業者又は石油輸入業者の石油製品の販売価格の標準額を定めることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による標準額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三章　石油審議会

（設置）

第十六条　通商産業省に、石油審議会を置く。

（所掌事務）

第十七条　石油審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議する。

2　通商産業大臣は、第三条第一項の規定により石油供給計画を定め、同条第四項の規定により石油供給計画を変更し、第四条、第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定により処分をし、第十条第二項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により勧告し、又は第十五条の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。ただし、審議会が軽微なものと認めたときは、この限りでない。

3　審議会は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関し、通商産業大臣に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第十八条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3　委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4　委員の任期は、一年とする。

5　委員及び専門委員は、非常勤とする。

6　審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7　会長は、会務を総理する。

（省令への委任）

第十九条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章　雑則

（許可等の条件）

第二十条　許可又は認可には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（報告徴収）

第二十一条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者又は石油製品販売業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第五章　罰則

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第四条の許可を受けないで石油精製業を行なつた者

二　第十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十三条　第七条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定設備を新設し、増設し、又は改造した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第九条第二項、第十条第一項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に石油精製業を行なつている者は、この法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第四条の許可を受けたものとみなす。

2　前項に規定する者は、同項の規定による届出をするまでの間は、第四条の規定にかかわらず、当該事業を行なうことができる。

第三条　この法律の施行の際現に石油の輸入の事業又は石油製品の販売の事業を行なつている者は、この法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第十二条第一項又は第十三条の届出をしたものとみなす。

2　前項に規定する者は、同項の規定による届出をするまでの間は、第十二条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、当該事業を行なうことができる。

（検討）

第四条　政府は、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第五条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二　石油精製業を許可すること。

第十三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　石油精製業の許可に関すること。

第二十五条第一項の表中石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の項の次に次のように加える。

石油審議会	石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議すること。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭三七・五・一二）

◎中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自主的に事業活動を調整する」を「その営む事業の改善発達を図る」に、「及びその経営の安定」を「並びにその経営の安定及び合理化」に改める。

第八条第二項中「会員たる商工組合」の下に「（会員が商工組合連合会である場合にあつては、その会員たる商工組合）」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条　商工組合は、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができる。ただし、市町村又は特別区の区域内の市街地における一定の地域において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができることとなつており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこととなつている商工組合（以下「商店街組合」という。）を設立する場合その他の場合であつて、政令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたときは、特別の地域を地区とすることができる。

第十条ただし書を次のように改める。

ただし、商店街組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とは、重複することを妨げない。

第十一条中「第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において」を削る。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条　商工組合連合会は、次の各号に掲げる場合に限り、設立することができる。

一　資格事業の種類の全部又は一部が同一である商工組合（商店街組合を除く。）が、その同一である資格事業について、全国を地区として、商工組合連合会を設立する場合

二　商店街組合が、その地区の属する一の市若しくは特別区又は近接する二以上の市町村若しくは特別区の区域を地区として、商工組合連合会を設立する場合

三　前号の規定により設立される商工組合連合会が、全国を地区として、商工組合連合会を設立する場合

第十四条　削除

第十五条ただし書を次のように改める。

ただし、第十三条第二号の規定により設立される商工組合連合会の地区と同条第三号の規定により設立される商工組合連合会の地区及びこれらの地区と同条第一号の規定により設立される商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条中「商工組合」の下に「又は商工組合連合会」を加える。

第十七条第一項各号を次のように改める。

一　資格事業に関する指導及び教育

二　資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供

三　資格事業に関する調査研究

四　その商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合における次に掲げる制限

イ　組合員が生産（加工を含む。以下この項において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限、その物の原材料の購買若しくは引取りの数量若しくは方法に関する制限、その物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

ロ　組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その物の購買の数量若しくは方法に関する制限又はその物の販売価格若しくは購買価格の制限

ハ　組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類若しくは提供の数量若しくは方法に関する制限、役務に係る資材の購買の方法に関する制限、役務の提供価格の制限又は役務に係る資材の購買価格に関する制限

ニ　イからハまでに掲げる制限のほか政令で定める制限

五　技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合における次に掲げる制限。ただし、制限に係る物、その物の原材料、役務又は役務に

係る資材の数量又は価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く。

イ　組合員が生産をする資格事業に係る物の生産の技術に関する制限、その物の種類に関する制限、その物の種類別の生産数量に関する制限（その物の種類に関する制限を実施することが著しく困難である場合においてするものに限る。）、その物の販売若しくは引渡しの方法に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの方法に関する制限

ロ　組合員が販売をする資格事業に係る物の種類に関する制限、その物の購買の方法に関する制限又はその物の販売の方法に関する制限

ハ　組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類に関する制限、役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に係る資材の購買の方法に関する制限

六　前各号の事業に附帯する事業

第十七条第二項中「商工組合」の下に「（組合員に出資をさせる商工組合に限る。以下次項において同じ。）」を加え、第四号を削り、第五号を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業者台帳の作成）

第十七条の二　商工組合は、その組合員たる資格を有する者について省令で定める事項を記載した事業者台帳の作成に努めなければならない。

2　商工組合の組合員たる資格を有する者は、前項の事業者台帳の作成に協力しなければならない。

第十八条中「前条第一項の事業（以下「調整事業」という。）」を「第十七条第一項第四号の事業（以下「安定事業」という。）又は同項第五号の事業（以下「合理化事業」という。）」に改め、同条第一号中「前条第一項第一号から第七号まで」を「第十七条第一項第四号又は第五号」に改め、同条第三号中「過怠金」を「制裁」に改める。

第十九条中「各号」の下に「（合理化事業に係る調整規程については、第三号及び第四号）」を加え、同条第一号中「第九条」を「第十七条第一項第四号」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　組合員が生産（加工を含む。）若しくは販売をする資格事業に係る物（輸出すべきものを除く。）若しくは組合員が提供をする資格事業に係る役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物、その物の原材料若しくは役務に係る資材の購買価格の制限は、第十七条第一項第四号に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合にするもの（その他の制限とともにする場合に限る。）又は技術的理由によりその他の制限を実施することが著しく困難である場合にするものであること。

第十九条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、前条の認可をする場合において、その認可の申請に係る商工組合の資格事業について第十七条第一項第四号に掲げる事態が生じているかどうかを判断するときは、中小企業安定審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

第二十一条中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号（合理化事業に係る調整規程については、同項第三号及び第四号。以下第九十条第四項において同じ。）」に改める。

第二十四条の見出しを「（制裁）」に改め、同条中「過怠金」の下に「その他の制裁」を加える。

第二十八条第一項中「調整事業」を「安定事業又は合理化事業」に改め、同条第二項第一号中「第九条」を「安定事業に係るものにあつては、第十七条第一項第四号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　合理化事業に係るものにあつては、第十七条第一項第五号に規定する要件に適合すること。

第二十八条第三項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号（合理化事業に係る調整規程については、同項第三号又は第四号。以下第九十条第四項において同じ。）」に改める。

第二十九条中「調整事業」を「安定事業又は合理化事業」に改める。

第三十条中「安定」の下に「又は合理化」を加える。

第三十一条を次のように改める。

（商工組合連合会の事業）

第三十一条　商工組合連合会は、次の事業の全部又は一部を行なうものとする。

一　会員たる商工組合又は商工組合連合会の事業についての指導及び連絡

二　資格事業に関する指導及び教育

三　資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供

四　資格事業に関する調査研究

五　会員たる商工組合が行なう安定事業の全部又は一部についての総合調整

六　会員たる商工組合が行なう合理化事業の全部又は一部についての総合調整

七　前各号の事業に附帯する事業

第三十二条中「前条」を「前条第五号又は第六号」に改め、同条第一号中「第十七条第一項第一号から第七号まで」を「第十七条第一項第四号又は第五号」に改め、同条第三号中「過怠金」を「制裁」に改める。

第三十三条中「第十九条」を「第十九条第一項（第二号を除く。）、第二十条」に、「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に改め、「及びその組合員」の下に「又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員」を加え、「第二項第二号」を「第二項第四号」に改める。

第三十四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第三十六条第一項ただし書中「その組合員」を「その会員が商工組合である場合にあつてはその組合員、その会員が商工組合連合会である場合にあつてはその会員たる商工組合の組合員」に改める。

第三十七条第一項及び第三十九条中「第三十四条第二項ただし書」を「第三十四条第一項ただし書」に改める。

第四十一条中「二以上の商工組合」の下に「又は商工組合連合会」を加える。

第四十二条第二項中「（商工組合連合会にあつては、第一号を除く。）」及び第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第四十五条第一項中「非出資組合であつて、第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を行うものは」を「非出資組合は」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定により非出資組合が事業年度の中途において出資組合に移行する場合における法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、その事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第四十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により出資組合が非出資組合に移行す

る場合における所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法及び地方税法の規定の適用については、その出資組合は、非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

第五十三条第二項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第三項」に改める。

第五十四条中「第三十四条第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「要件を備える」を「要件を備え、かつ、安定事業を実施している」に、「第九条」を「第十七条第一項第四号」に、「同条」を「同号」に改め、同条第三項中「第三十四条第二項ただし書」を「第三十四条第一項ただし書」に改め、同条第五項中「調整事業」を「安定事業」に改め、同条第六項中「調整事業」を「安定事業」に改め、「過怠金」の下に「その他の制裁」を加える。

第五十六条中「要件を備える」を「要件を備え、かつ、安定事業を実施している」に、「第九条」を「第十七条第一項第四号」に、「同条」及び「第十七条第一項第一号から第七号まで」を「同号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　主務大臣は、前条各号に掲げる要件を備え、かつ、第十七条第一項第五号の規定による組合員が生産（加工を含む。以下この条において同じ。）をする資格事業に係る物の規格に関する制限をし、これに従うべきことを命ずることができる。

第五十七条中「要件を備える」を「要件を備え、かつ、第十七条第一項第五号の規定による組合員が生産（加工を含む。以下この条において同じ。）をする資格事業に係る物の規格に関する制限をし、これに従うべきことを命ずることができる。

第五十七条の二第一項及び第二項中「、第五十六条又は第五十七条」を「又は第五十六条から第五十七条の二まで」に改め、同条第四項中「、第五十六条、第五十七条又は前条」を「又は第五十六条から前条まで」に改める。

第六十一条中「、第五十六条若しくは第五十七条」を「若しくは第五十六条から第五十七条の二まで」に改める。

第六十四条及び第六十五条中「第五十六条又は第五十七条」を「第五十六条から第五十七条の二まで」に改める。

第六十六条第二号中「第五十六条若しくは第五十七条」を「第五十六条から第五十七条の二まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一　第十七条の二第一項の規定による事業者台帳の作成若しくは管理に係る事務に従事する商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

第六十八条中「第五十六条若しくは第五十七条」を「第五十六条から第五十七条の二まで」に改める。

第六十九条第一項中「第五十六条から第五十七条の二まで」を「又は第五十六条から第五十七条の二まで」に改め、同条第四項中「、第五十六条、第五十七条又は前条」を「又は第五十六条から前条まで」に改める。

第七十条第一項中「第五十六条、第五十七条又は第五十八条」を「第五十六条から第五十八条まで若しくは第九十三条の二」に改め、同条第二項中「第五十六条若しくは第五十七条」を「第五十六条から第五十七条の二まで」に改める。

第七十三条第一項中「調整事業」を「安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する事業」に改め、同条第二項第二号中「、第五十六条、第五十七条又は第五十八条」を「又は第五十六条から第五十八条まで」に改める。

第九十条第一項中「第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる」を「第十七条第一項第四号に掲げる制限のうち組合員が生産（加工を含む。）若しくは販売をする資格事業に係る物若しくは組合員が提供をする資格事業に係る役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物、その物の原材料若しくは役務に係る資材の購売価格の」に改め、同条第二項中「、第五十六条若しくは第五十七条」を「若しくは第五十六条から第五十七条の二まで」に改め、同条第四項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

化」という。）を達成するのに著しい障害となつており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては経営の合理化の達成に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その商工組合の組合員が生産をする資格事業に係る物の規格に関する制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一　会員たる商工組合のすべてが第五十六条第一号の要件を備えていること。

二　その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行なう第十一条第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が会員たる商工組合の組合員となつていること。

第九十一条第一項中「会員たる商工組合」の下に「（会員が商工組合連合会である場合にあつては、その会員たる商工組合）」を加える。

第九十三条の次に次の一条を加える。

（事業停止命令）

第九十三条の二　主務大臣は、第五十六条から第五十八条までの規定による命令に係る地区内において資格事業を営む者又はその地区内において資格事業を行なう第十一条第二号に掲げる団体がこれらの規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第九十六条第一項第四号中「若しくは第五十六条」を「、第五十六条若しくは第五十六条の二」に改め、「第五十七条」の下に「若しくは第五十七条の二」を加える。

第九十七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第百三条第二号中「第五十六条又は第五十七条」を「第五十六条から第五十七条の二まで」に改める。

第百七条の次に次の一条を加える。

第百七条の二　第九十三条の二の規定による事業の停止の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百八条中「第五十六条、第五十七条又は第五十八条」を「第五十六条から第五十八条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する商工組合であつて、一又は二以上の都道府県の区域以外の地域を地区としているものは、その地域を地区とすることについて改正後の第九条ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（地方税法の改正）

第三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第八号及び第三百四十八条第二項第十一号の二中「並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）」を、「商工組合であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七条第一項第四号及び第六号に規定する事業のみを行なうもの並びに商工組合連合会であつて同法第三十一条第五号及び第六号」に改め、同条第四項中「又は商工組合連合会に係るものにあつては、中小企業団体の組織に関する法律第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）」を「に係るものにあつては中小企業団体の組織に関する法律第十七条第一項第四号及び第五号に規定する事業に使用する部分を除き、商工組合連合会に係るものにあつては同法第三十一条第五号及び第六号」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百三十号（昭三七・五・一二）

◎船員法の一部を改正する法律

船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

船員法目次中「雇入契約」を「雇入契約等」に改め、「食料」の下に「並びに安全」を加える。

本則中「属員」を「部員」に改める。

第一条第一項及び第二条第二項中「予備員」を「予備船員」に改める。

第一条第二項第三号中「漁船」の下に「（政令の定める総トン数二十トン以上の漁船及び政令の定めるまき網漁業に従事する漁船の附属漁船を除く。）」を加える。

第八条中「船長は」の下に「、命令の定めるところにより」を加える。

第十四条の見出しを「（遭難船舶等の救助）」に改め、同条本文中「船舶」の下に「又は航空機」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（異常気象等）

第十四条の二　命令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、命令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（非常配置表及び操練）

第十四条の三　命令の定める船舶の船長は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に関し、命令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならない。

命令の定める船舶の船長は、命令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、端艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

（航海の安全の確保）

第十四条の四　第八条乃至前条に規定するものの外、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定める。

第四章　雇入契約等」に改める。

第三十一条前段中「雇入契約」の下に「（予備船員については、雇用契約。以下第三十四条まで、第五十八条、第八十四条及び第百条において同じ。）」を加える。

第三十二条中「締結に際し」の下に「、命令の定めるところにより」を加える。

第三十四条の見出しを「（貯蓄金の管理等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、命令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならない。

第三十四条に次の二項を加える。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して命令の定める利率を下ると

きは、その命令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも、返還を請求することができる。

第三十九条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。

前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

第四十四条の次に次の二条を加える。

（解雇制限）

第四十四条の二　船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第八十六条の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、療養のため作業に従事しない期間が三年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

（解雇の予告）

第四十四条の三　船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない船舶所有者は、一箇月分の給料の額と同額の予告手当を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の予告の日数は、一日について、命令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

第一項但書の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

第四十五条中「二箇月」を「その翌日（行方不明となつた船員については、その生存が知れた日）から二箇月（その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、二箇月から行方不明中の期間を控除した期間）」に改める。

第四十六条第五号中「第八十一条」を「第八十三条」に改める。

第四十七条本文中「雇入港又は船員の希望する地」を「、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地（雇入のため雇入港に招致した船員及び未成年者又は女子の船員にあつては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時における船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地）」に改め、同条第八号中「第八十一条」を「第八十三条」に改める。

第五十八条第一項中「船舶所有者の定める一定額」を「雇入契約に定める一定額」に改め、同条第三項中「支払われるときは」の下に「、第四十四条の三」を加え、「船舶所有者の別に定める額」を「雇入契約に定める額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（報酬支払簿）

第五十八条の二　船舶所有者は、命令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

第六十条第一項中「左の者」を「総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む甲板部、機関部及び無線部の職員並びに甲板部及び機関部の部員」に改め、同項各号を削る。

第六十七条第一項及び第二項中「八時間」を「所定時間」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

第七十二条の二の規定により発する命令の規定による労働時間及び休息時間についても、同様とする。

第六十八条中「前条の規定」の下に「並びに第七十二条の二の規定により発する命令の規定」を加える。

第六十九条第一項中「第六十六条の規定」の下に「又は第七十二条の二の規定により発する命令の規定」を加える。

第七十条第一項を次のように改める。

総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む甲板部の部員で航海当直をすべき職務を有する者の定員は、六人以上としなければならない。

第七十一条第一号中「千トン」を「七百トン」に改める。

第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二　定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他の第六十条及び第六十二条乃至第六十六条の規定によることが著しく不適当であると認められる主務大臣の指定する船舶に関しては、船員の労働時間又は休息時間について、命令で別段の定めをすることができる。但し、労働時間は、一日平均八時間以内でなければならない。

第七十四条第一項ただし書を次のように改める。

但し、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において行政官庁の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

第七十五条第一項に次のただし書を加える。

但し、前条第一項但書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。

第七十五条第二項中「二日」の下に「（前項但書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）」を加える。

第八章の章名中「食料」の下に「並びに安全」を加える。

第八十二条及び第八十三条を削り、第八章中第八十一条を第八十三条とし、第八十条の次に次の三条を加える。

（安全及び衛生）

第八十一条　船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し命令の定める事項を遵守しなければならない。

船舶所有者は、命令の定める危険な船内作業については、命令の定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

船舶所有者は、伝染病、精神病又は命令の定める労働のために病勢の増悪するおそれのある疾病にかかつた船員を作業に従事させてはならない。

船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し命令の定める事項を遵守しなければならない。

（医師）

第八十二条　船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、命令の定める区域のみを航海するとき、又は命令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において行政官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶で最大とう載人員百人以上のもの

二　前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする命令の定める船舶で主務大臣の指定する航路に就航するもの

三　命令の定める母船式漁業に従事する漁船

（衛生管理者）

第八十二条の二　船舶所有者は、左の船舶（前条各号に掲げるものを除く。）については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は命令の定める区域のみを航海する場合は、この限りでない。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶

二　命令の定める漁船

衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、行政官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

主務大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

一　命令の定めるところにより主務大臣の行なう試験に合格した者

二　命令の定めるところにより主務大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

衛生管理者は、命令の定めるところにより、船内の衛生管理に必要な業務に従事しなければならない。その業務については、衛生管理者は、必要に応じ、医師の指導を受けるように努めなければならない。

前各項に定めるもの外、衛生管理者及び衛生管理者適任証書に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八十五条の見出しを「（就業制限）」に改め、同条第二項を次のように改める。

船舶所有者は、年齢十八年未満の船員及び女子の船員を第八十一条第二項の命令の定める危険な船内作業又は命令の定めるこれらの船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（行方不明手当）

第九十二条の二　船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、命令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。

第九十六条第一項中「疾病」の下に「、行方不明」を加える。

第九十七条第二項第二号中「食料」の下に「並びに安全」を加える。

第百七条に次の一項を加える。

船員労務官の服制は、命令でこれを定める。

第百十三条中「及び就業規則」を「、就業規則及び船員の貯蓄金の管理に関する協定」に改め、「船内」の下に「及びその他の事業場内」を加える。

第百十四条第一項中「又は傷病手当」を「、傷病手当又は行方不明手当」に改める。

第百十五条前段中「送還の費用」の下に「、送還手当」を加え、同条後段中「及び傷病手当」を「及び前条に規定する手当」に、「傷病手当の額」を「これらの手当の額」に改める。

第百十六条第一項中「第四十五条」を「第四十四条の三」に改める。

第百十七条中「遺族手当」を「行方不明手当、遺族手当」に改める。

第百十八条を次のように改める。

（救命艇手）

第百十八条　船舶所有者は、命令の定める船舶については、乗組員の中から命令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

行政官庁は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一　命令の定めるところにより行政官庁の行なう試験に合格した者

二　命令の定めるところにより行政官庁が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

前項に規定するものの外、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第百十九条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第百十九条の二　第一条第二項第三号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（年金制度、健康保険制度、失業保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百二十一条の次に次の一条を加える。

（手数料の納付）

第百二十一条の二　雇入契約の公認、船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者は、五百円をこえない範囲内において政令の定める額の手数料を納めなければならない。

第百二十六条第一号中「第十一条」の下に「、第十四条の三第一項」を加え、「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第百二十八条第二号中「船舶」の下に「、航空機」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百二十八条の二　船員が第八十一条第四項の規定に違反したときは、三千円以下の罰金に処する。

第百三十条中「第三十五条」の下に「、第四十四条の二第一項第二項、第四十四条の三第一項第三項」を加え、「第八十二条、第八十三条」を「第八十一条第一項乃至第三項、第八十二条」に改める。

第百三十一条第一号中「第八十一条第一項第二項」を「第五十八条の二、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項第二項」に、「又は第百十三条」を「、第百十三条又は第百十八条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第三十四条第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

（貯蓄金の管理に関する経過規定）

第二条　この法律の施行の際現に改正前の第三十四条第二項の認可を受けて貯蓄金の管理をしている船舶所有者についての当該認可に係る事項は、改正後の同項の規定による届け出をした協定とみなす。

（雇入契約の終了に関する経過規定）

第三条　改正後の第三十九条第四項後段の規定は、この法律の施行後に同条第一項各号に掲げる事由が生じた船舶の船員について適用し、この法律の施行前にその事由が生じた船舶の船員については、なお従前の例による。

（送還に関する経過規定）

第四条　改正後の第四十七条の規定は、この法律の施行後に生じた事由による船員の送還について適用し、この法律の施行前に生じた事由による船員の送還については、なお従前の例による。

（医師に関する経過規定）

第五条　第八十二条の規定の改正により新たに医師を乗り組ますべきこととなつた船舶であつて、この法律の施行の際現に航海中であるものについては、改正後の同条の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、医師を乗り組ませることを要しない。

（衛生管理者に関する経過規定）

第六条　昭和三十九年三月三十一日までは、第八十二条の二第二項の規定にかかわらず、衛生管理者適任証書を受有する者以外の者を衛生管理者に選任することができる。

（行方不明手当に関する経過規定）

第七条　第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となつた船員について適用する。

（救命艇手に関する経過規定）

第八条　この法律の施行の際現に効力を有する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定に基づく命令の規定による救命艇手適任証書は、改正後の第百十八条第三項の規定により行政官庁が交付したものとみなす。

（罰則に関する経過規定）

第九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりこの法律の施行後もなおその例によることとされている規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（船員職業安定法の一部改正）

第十条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

船員職業安定法目次及び本則中「属員職業補導」を「部員職業補導」に改める。

第六条第四項中「属員」を「部員」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第十一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「又は公務」を「若しくは公務」に、「廃疾となつた場合」を「廃疾となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となつた場合」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・運輸・労働・自治大臣署名）

法律第百三十一号（昭三七・五・一二）

◎鉄道敷設法の一部を改正する法律

鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三ノ二　栃木県上三依ヨリ西那須野ニ至ル鉄道

別表第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九ノ二　茨城県鹿島ヨリ千葉県佐原ニ至ル鉄道

別表第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九ノ二　千葉県船橋ヨリ小金ニ至ル鉄道

別表第五十五号ノ二の次に次の一号を加える。

五十五ノ三　新潟県直江津ヨリ松代附近ヲ経テ六日町ニ至ル鉄道及松代附近ヨリ分岐シテ湯沢ニ至ル鉄道

別表第六十八号の次に次の一号を加える。

六十八ノ二　石川県飯田ヨリ蛸島ニ至ル鉄道

別表第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二ノ二　愛知県瀬戸ヨリ稲沢ニ至ル鉄道

別表第七十五号ノ二の次に次の二号を加える。

七十五ノ三　三重県津附近ヨリ松阪ヲ経テ伊勢ニ至ル鉄道

七十五ノ四　三重県伊勢ヨリ長島ニ至ル鉄道

別表第八十号の次に次の一号を加える。

八十ノ二　京都府広野ヨリ大阪府長尾ニ至ル鉄道

別表第百十号ノ三の次に次の一号を加える。

百十ノ四　福岡県田野浦附近ヨリ曾根ニ至ル鉄道

別表第百二十三号の次に次の一号を加える。

百二十三ノ二　宮崎県恒久ヨリ内海附近ニ至ル鉄道

別表第百四十二号ノ三の次に次の一号を加える。

百四十二ノ四　落合ヨリ串内附近ニ至ル鉄道

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭三七・五・一五）

◎防衛庁設置法等の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六款　職員（第三十九条―第四十一条）」を削り、「第三節　調達庁（第四十一条の二）」を「第三節　防衛施設庁　通則（第三十九条―第四十一条）　第一款　内部部局（第四十二条―第四十八条）　第二款　附属機関（第四十九条―第五十一条）　第三款　地方支分部局（第五十二条―第五十七条）　第四款　職員（第五十八条）　第五款　職員（第五十九条―第六十一条）」に、「第三章　国防会議（第四十二条・第四十三条）」を「第三章　国防会議（第六十二条・第六十三条）」に改める。

「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に改める。

第三条第一項中「防衛庁長官」の下に「（本章第三節を除き、以下「長官」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第四条第二項を次のように改める。

2　防衛庁は、前項に規定する任務のほか、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを行なうことを任務とする。

第五条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二十二号を次のように改める。

二十二　条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）に対して施設及び区域を提供し、並びに駐留軍のため物品及び役務を調達すること。

第五条中第二十三号を第三十二号とし、第二十二号の次に次の九号を加える。

二十三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関（以下第四十七条において「諸機関」という。）のため労務を調達すること。

二十四　駐留軍から返還された物品を管理し、返還し、及び処分すること。

二十五　合衆国軍協定第十八条及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「国連軍協定」という。）第十八条の規定に基づく請求の処理を行なうこと。

二十六　合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求について、あつせんその他必要な援助を行なうこと。

二十七　相互防衛援助協定附属書G第二項の規定に基づき、不動産、備品、需品及び役務をアメリカ合衆国政府の使用に供すること。

二十八　特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金（以下第四十四条において「特別調達資金」という。）の運営を行なうこと。

二十九　駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による又はそのための調達に関する契約から生ずる紛争の処理を行なうこと。

三十　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定により、特別給付金を支給すること。

三十一　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の規定により、給付金を支給すること。

第七条第一項中「、政務次官及び調達庁の職員」を「及び政務次官」に、「二十六万八千三百三十三人」を「二十七万三千五百七十八人」とし、うち本庁にあつては二十七万百九十一人、防衛施設庁にあつては三千三百八十七人」に改め、同条第二項中「前項」の下に「の本庁」を加え、「三万二千九十七人」を「三万三千二百九十一人」に、「三万八千三百三十七人」を「三万九千五十七人」に、「二十四万二千九人」を「二十四万三千九百二十三人」に改め、同条に次の一項を加える。

る。

3　第一項の防衛施設庁の職員の定員のうち、百二十人は、労務部に置かれるものとする。

第九条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第十四条の二第二号中「（自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。）」を削る。

第十五条第一号中「（自衛隊に係るものに限る。以下次号及び第三号において同じ。）」を削り、同条第二号中「物品の会計」を「物品及び行政財産の管理」に改め、同条第三号を次のように改め、同条第四号を削る。

三　施設の取得、維持及び管理の基本並びに施設の使用に関する基本に関すること。

第十六条第一号中「（自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。）」を削る。

第三十条中「置く外」を「置くほか」に改める。

第三十一条中「建設本部調達実施本部」を「調達実施本部」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十七条第一項中「建設本部及び」を削る。

第三十八条第一項中「、建設本部」を削る。

第四十三条を第六十三条とし、第四十二条を第六十二条とし、第三節を削り、第四十一条中「本庁」を「防衛庁」に改め、「職員」の下に「（防衛施設庁の総務部に置かれる調停官及び防衛施設庁の労務部に勤務する職員（以下この条において「調停官等」という。）並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会等の委員（以下この条において「審議会等の委員」という。）を除く。）」を加え、同条を第六十一条とし、第十二条を削り、第四十一条中「本庁」を「防衛庁」に改め、「職員」の下に「（防衛施設庁の労務部に勤務する職員（以下この条において「調停官等」という。）並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会等の委員（以下この条において「審議会等の委員」という。）を除く。）」を加え、同条を第六十一条とし、第三十九条を第五十九条とし、第三十八条の次に次の節を加える。

第一款　通則

（設置）

第三十九条　国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基づいて、防衛庁の機関として、防衛施設庁を置く。

（長官）

第四十条　防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とする。

2　防衛施設庁長官は、防衛施設庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二条第一項の命令を発することを求めることができる。

（防衛施設庁の任務及び権限）

第四十一条　防衛施設庁は、防衛庁長官の定めるところにより自衛隊の施設の取得及びこれに関する事務、建設工事の実施並びに自衛隊の施設に供される行政財産の管理を行なうとともに、第四条第二項に規定する事務を行なうことを任務とする。

2　防衛施設庁は、その所掌事務を遂行するため、第五条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十一号までに掲げる権限並びにその他法律（これに基づく命令を含む。）に基づき防衛施設庁に

属させられた権限を行使する。

第二款　内部部局

（内部部局）

第四十二条　防衛施設庁に、次の四部を置く。

総務部

施設部

建設部

労務部

（特別な職）

第四十三条　防衛施設庁に、次長一人を置く。次長は、防衛施設庁長官を助け、庁務を整理する。

2　防衛施設庁に、技術審議官一人を置く。技術審議官は、防衛施設庁長官を助け、庁務のうち技術に係る事項を総括整理する。

3　総務部に、調停官一人を置く。調停官は、命を受け、次条第二十号に規定する事務をつかさどる。

（総務部の所掌事務）

第四十四条　総務部においては、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　防衛施設庁長官の官印及び庁印の管守に関すること。

三　公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

三　各部局及び機関との連絡調整に関すること。

五　組織及び運営に関すること。

六　法令案その他の文書の審査に関すること。

七　広報に関すること。

八　職員の人事に関すること。

九　職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

十　経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十一　物品の取得及び管理に関すること。

十二　特別調達資金の経理に関すること。

十三　監察に関すること。

十四　渉外事務に関すること。

十五　合衆国軍協定第十八条及び国連軍協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

十六　合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあっせんその他必要な援助に関すること。

十七　相互防衛援助協定附属書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

十八　駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達に関すること。

十九　駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

二十　駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

二十一　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

二十二　前各号に掲げるもののほか、防衛施設庁の所掌事務で他の部の所掌に属しないものに関すること。

（施設部の所掌事務）

第四十五条　施設部においては、次の事務をつかさどる。

一　自衛隊の施設の取得及び自衛隊の施設に供される行政財産の管理に関すること。

二　駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に関すること。

三　駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。

四　相互防衛援助協定附属書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

五　自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

六　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

七　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

（建設部の所掌事務）

第四十六条　建設部においては、次の事務をつかさどる。

一　建設工事の実施に関すること。

二　防衛の用に供する施設の工事に関する調査及び研究に関すること。

（労務部の所掌事務）

第四十七条　労務部においては、次の事務をつかさどる。

一　駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者（以下「駐留軍等労務者」という。）の雇入れ、提供、解雇及び労務管理に関すること。

二　駐留軍等労務者の給与に関すること。

三　駐留軍等労務者の福利厚生に関すること。

四　駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関すること。

（委任規定）

第四十八条　防衛施設庁長官の権限で前条各号に掲げる事務に係るものは、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第三款　附属機関

（附属機関）

第四十九条　防衛施設庁に、附属機関として、中央調達不動産審議会及び被害者給付金審査会を置く。

（中央調達不動産審議会）

第五十条　中央調達不動産審議会は、防衛施設庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項について基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一　駐留軍の使用に供する不動産及びこれに附属する動産の評価

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の規定による損失の補償

三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の規定による損失の補償

2　中央調達不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十二条第二項の規定による内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3　中央調達不動産審議会は、委員二十三人以内で

組織する。

4　委員は、関係行政機関の職員及び第一項各号に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから、防衛施設庁長官が任命する。

5　委員は、非常勤とする。

6　中央調達不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

7　会長は、会務を総理する。

8　前各項に定めるもののほか、中央調達不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央調達不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（被害者給付金審査会）

第五十一条　被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項については、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の定めるところによる。

第四款　地方支分部局

（防衛施設局）

第五十二条　防衛施設庁の地方支分部局として、防衛施設局を置く。

（所掌事務）

第五十三条　防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌する。

（名称、位置、管轄区域及び内部組織）

第五十四条　防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
札幌防衛施設局	札幌市	北海道
仙台防衛施設局	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
東京防衛施設局	東京都	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　新潟県　長野県
横浜防衛施設局	横浜市	神奈川県　山梨県　静岡県
名古屋防衛施設局	名古屋市	富山県　石川県　福井県　岐阜県　愛知県　三重県
大阪防衛施設局	大阪市	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県
呉防衛施設局	呉市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
福岡防衛施設局	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県

2　防衛施設局の内部組織は、総理府令で定める。

（附属機関）

第五十五条　防衛施設局に、附属機関として、地方調達不動産審議会を置く。

2　地方調達不動産審議会は、防衛施設局長の諮問に応じ、防衛施設局の管轄区域内における第五十条第一項各号に掲げる事項について調査審議する機関とする。

3　地方調達不動産審議会は、委員三十人以内で組織する。

4　委員は、関係行政機関の職員及び第五十条第一項各号に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから、防衛施設局長が任命する。

5　委員は、非常勤とする。

6　地方調達不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

7　会長は、会務を総理する。

8　前各項に定めるもののほか、地方調達不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方調達不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（支局その他の機関）

第五十六条　防衛施設局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支局その他の機関を置く。

2　前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総理府令で定める。

（事務の委任）

第五十七条　防衛庁長官は、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行なわせることができる。

第五款　職員

（防衛施設庁の職員）

第五十八条　防衛施設庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

附則第四項中「調達庁設置法第三条第四号」を「第四十四条第十七号及び第四十五条第四号」に改め、「日本国とアメリカ合衆国との間の」を削る。

附則第五項を削り、附則第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項から附則第十八項までを一項ずつ繰り上げる。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第二条第一項中「航空自衛隊」の下に「並びに防衛施設庁（総務部に置かれる調停官、労務部及び附属機関を除く。）」を加え、同条第五項中「第七条第一項に規定する職員」の下に「（防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員を除く。）」を加える。

第五条第一項中「若しくは自衛隊の部隊若しくは機関」を「、自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛施設庁の地方支分部局」に改める。

第二十条第一項中「、管制教育団」を削り、同条第六項を削る。

第二十条の七を削る。

第二十一条第一項中「、保安管制気象団及び管制教育団」を「及び保安管制気象団」に改め、同条を第二十条の七とする。

第二十一条第一項中「、保安管制気象団及び管制教育団」を「及び保安管制気象団司令部及び管制教育団司令部」を「及び保安管制気象団司令部」に改める。

第二十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、航空自衛隊の機関として、術科教育本部を置くことができる。

第二十五条に次の一項を加える。

5　政令で定める航空自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たつては、術科教育本部長の指揮監督を受けるものとする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（術科教育本部）

第二十七条の二　術科教育本部においては、航空自衛隊における術科教育（航空機の操縦に関する教育以外の技術教育をいう。以下本条において同じ。）の実施の企画及び総合調整並びに術科教育を行なう学校の管理を行なう。

2　術科教育本部に、術科教育本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3　術科教育本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八条中「又は病院長」を「、病院長又は術科教育本部長」に、「又は院務」を「、院務又は部務」に改める。

第三十一条の見出しを「（任命権者及び人事管理の基準）」に改め、同条中「長官又はその委任を受けた者」の下に「（防衛施設庁の職員である隊員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。）については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、長官が定める。

第四十条中「長官又はその委任を受けた者」を「第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者」に改める。

第四十四条第四項中「長官又はその委任を受けた者」を「第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（審査請求の特例）

第四十八条の二　隊員は、防衛施設庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛庁長官に対して審査請求することができる。

2　防衛施設庁長官の委任を受けた者により隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛庁長官に対して行なうものとする。

第六十一条第一項中「除く外」を「除くほか」に改める。

第六十六条第二項中「一万七千人」を「一万九千人」に改める。

第七十一条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正当な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は、政令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

第八十八条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第九十条第一項第一号及び第二号中「使用する外」を「使用するほか」に改める。

第九十二条第一項中「行使する外」を「行使するほか」に改める。

第百五条第一項中「訓練」の下に「及び試験研究」を加える。

別表第一中「北海道札幌郡豊平町」を「札幌市」に改める。

別表第三第七航空団の項中「宮城県桃生郡矢本町」を「埼玉県入間郡武蔵町」に改め、同表中管制教育団の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定（各号列記以外の部分を改める部分に限る。）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十八条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第百五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に一条を加える改正規定は、第二条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」という。）において行政不服審査法（昭和　　年法律第　　号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から施行する。

（調達庁設置法の廃止）

2　調達庁設置法（昭和二十四年法律第二十九号。以下次項において「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法の効力）

3　旧法の施行の際同法附則第二項ただし書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員となつた者に対する同法又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

（定員に関する経過規定）

4　防衛施設庁の設置の日の前日までの間は、この法律による改正後の防衛庁設置法第七条第一項中「及び政務次官」とあるのは「、政務次官及び調達庁の次官」とあるのは「二十七万三千五百七十八人」とあるのは「二十七万千百一人」と、同条第二項中「前項の本庁」とあるのは「前項」とする。

5　この法律による改正後の防衛庁設置法第七条第一項に規定する職員の定員及び防衛施設庁の定員は、同法同条同項の規定にかかわらず、防衛施設庁の設置の日から昭和三十八年三月三十一日までの間はそれぞれ二十七万三千七百七十八人及び三千五百八十七人とし、昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間はそれぞれ二十七万三千六百四十八人及び三千四百五十七人とする。

（職員等に関する経過規定）

6　防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁の附属機関である機関で防衛施設庁の相当の附属機関となるものの委員である者は、防衛施設庁の相当の附属機関の委員となるものとし、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁又は建設本部の職員である者は、別段の辞令を発せられない限り、防衛施設庁の職員となるものとする。

（給与に関する経過規定）

7　前項の規定により防衛施設庁の職員（一般職に属する職員を除く。以下次項において同じ。）となつた者（従前の調達庁の職員であつた者に限る。以下次項において同じ。）に係る防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用によりその者

について適用される俸給表（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職の職員給与法」という。）別表第一から第七までをいう。以下この項において同じ。）、その者の属する職務の等級及びその者の受ける俸給月額は、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際一般職の職員給与法の適用によりその者について適用されていた俸給表、その者が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額に相当する俸給表、職務の等級及び俸給月額とする。この場合において、一般職の職員給与法の適用によりその者が属していた職務の等級にその者が属していた期間及びその者が受けていた号俸又は俸給月額をその者が受けていた期間は、新たにその者が属することとなつた職務の等級にその者が属する期間及び新たにその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受ける期間に通算する。

（休職又は懲戒処分に関する経過規定）

8　第六項の規定により防衛施設庁の職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられているものの休職処分又は同項の規定により防衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、当該事案について防衛施設庁設置の日以後懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律による改正後の自衛隊法第三十一条第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が当該懲戒処分を行なうものとする。

（不利益処分等に関する経過規定）

9　防衛施設庁の設置の日前に従前の調達庁の職員に対し行なわれた不利益処分に関する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による説明書の交付、審査の請求及び審査又は防衛施設庁の設置の日前に調達庁の職員に対し行なわれた給与の決定に関する一般職の職員給与法第二十一条の規定による審査の請求及び審査については、なお従前の例による。

（処分等に関する経過規定）

10　防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長がした認定その他の処分（休職処分及び懲戒処分を除く。以下この項において同じ。）又は通知その他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長がした処分又は手続とみなす。

11　防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長に対してされている申請、不服の申立てその他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長に対してされた手続とみなす。

（地方自治法の一部改正）

12　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「（調達庁の機関を除く。）」を削る。

別表第三第一号（三の二）中「調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）」を「防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）」に改め、同表同号（三の三）中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

13　国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「調達庁の職員」を「防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議

会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

14　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「調達庁」を削り、「科学技術庁」を「科学技術庁　防衛施設庁」に改め、同表の備考中「調達庁」を「防衛施設庁」に改める。

（国立国会図書館法の一部改正）

15　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第一条の表中国立国会図書館支部調達庁図書館の項を削り、「

国立国会図書館支部防衛庁図書館	
防衛庁	国立国会図書館支部防衛庁図書館
」を	国立国会図書館支部防衛施設庁図書館
	防衛庁
	書館　防衛施設庁

」に改める。

（特別調達資金設置令の一部改正）

16　特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項並びに第五条第一項及び第二項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

17　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

第四条第一項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

（土地等の使用等の認定等に関する経過規定）

18　防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により調達局長に対し行なわれた土地等の使用又は収用の認定又は裁決は、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により防衛施設局長に対し行なわれた土地等の使用又は収用の認定又は裁決とみなす。

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律）

19　日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長

官」に改める。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

20　防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第一条中「調達庁の職員」を「防衛施設庁の職員で一般職に属するもの」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

21　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第十三号中「調達庁」を「防衛施設庁」に改める。

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

22　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「防衛庁図書館」の下に「及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館」を加える。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

23　接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

24　国防会議の構成等に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条」を「第六十三条」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

25　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号ハを次のように改める。

ハ　防衛施設庁に属する職員（自衛官を除く。）

第八条中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

（組合の権利義務の承継）

26　防衛施設庁に所属する職員をもつて組織される国家公務員共済組合は、政令で定めるところにより、従前の建設本部に属していた職員で防衛施設庁に所属することとなつたもの（自衛官を除く。）に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号ロに掲げる職員をもつて組織する国家公務員共済組合から承継するものとする。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

27　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第四条第十三号又は第十三号の二の規定により調達庁長官が締結した契約」を削り、同条第二号中「調達庁設置法」を「旧調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）」に改め、同条第五号中「調達庁設置法」を「旧調達庁設置法」に改める。

第十条第三項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に、「調達庁設置法第九条第三号」を「防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十七条第三号」に改める。

（特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法の一部改正）

28　特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正）

29　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

第十九条第一項中「調達庁」を「防衛施設庁」に改める。

第二十五条中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第百三十三号（昭三七・五・一五）

◎地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第二項中「第二百五十九条の二」を「第二百五十九条の二」を加える。

第百八十二条第二項中「選挙管理委員は」の下に「、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから」を加え、「、選挙権を有する者の中から」を削り、同条第二項中「、同項に規定する者のうちから」を「、同項に規定する者のうちから」を加える。

第二百三十九条の三に次の一項を加える。

委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

第百八十二条第三項の次に次の一項を加える。

法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第百八十三条第一項本文中「三年」を「四年」に改める。

第百八十四条第一項前段中「又は第百八十条の五第六項の規定に該当するとき」を「、第百八十条の五第六項の規定に該当するとき又は第百八十二条第四項に規定する者に該当するとき」に改め、同項後段中「同項」を「第百八十条の五第六項」に改める。

第百九十一条第一項を次のように改める。

都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

第百九十一条第二項中「書記」を「書記長、書記」に改め、同条第三項を次のように改める。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

第百九十三条中「書記」を「書記長、書記」に改める。

第二百三十九条の三に次の一項を加える。

前二項の規定は、普通地方公共団体が資本金の一部を出資している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行なう等その者のために債

務を負担している法人で政令で定めるものにこれを準用する。

第二百四十四条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、第二百三十九条の三第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第十章中第二百五十二条の十八の次に次の一条を加える。

第二百五十二条の十八の二　普通地方公共団体は、国又は他の普通地方公共団体の職員から引き続いて当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を当該普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間に通算する措置を講ずるように努めなければならない。

第十一章中第二百五十二条の二十の次に次の一条を加える。

第二百五十二条の二十一　法律又はこれに基づく政令に定めあるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合においては、別表第二第二号(二十五)中「鉱害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧費に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請について」を「鉱害復旧事業団が鉱害復旧のための復旧基本計画に公共施設の復旧工事に関し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとする場合に当該公共施設の負担区分について」に改める。

別表第二第二号(二十六)中「鉱害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請について」を「鉱害復旧事業団が鉱害復旧のための復旧基本計画に公共施設の復旧工事に関し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとする場合に当該公共施設の負担区分について」に改める。

別表第二中第二十四号の二を削る。

別表第二第二十六号の二中「鉱害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請について」を「鉱害復旧事業団が鉱害復旧のための復旧基本計画に公共施設の復旧工事に関し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとする場合に当該公共施設の負担区分について」に改める。

別表第二中第二十六号の六を第二十六号の七とし、第二十六号の二から第二十六号の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第二中第二十六号の五を第二十六号の六とし、第二十六号の三を第二十六号の四とし、第二十六号の二の次に次のように加える。

二十六の三　踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第二第二号中「二十六の六」を「二十六の七」とし、「二十六の五」を「二十六の六」とし、「二十六の四」を「二十六の五」とし、「二十六の三」を「二十六の四」とし、「二十六の二」の次に次のように加える。

二十六の三　踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第二第二号(五の八)の次に次のように加える。

五の八　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の新設又は改築に要する費用の負担金を徴収して、これを国に納付すること。

別表第三第一号(五十)の次に次のように加える。

五十の二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び児童扶養手当の額を認定し、児童扶養手当の支給に関する処分に対する不服申立てに対する裁決をし、受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をして受給資格者等に質問させる等必要な調査を行ない、並びに信公吏等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に対し必要な事項の報告を求めること。

別表第三第一号(五十一の二)中「特別支給による補足年金及び二十歳に達する前に初診日があつた者に対する障害補足年金の受給権の裁定を行ない、補足年金に関する証書の作成に関する事務を行ない」を「特別支給による補足年金の受給権の裁定を行ない、老齢年金又は通算老齢年金に係るものを除く給付を受ける権利の裁定、障害年金の受給権者についての廃疾の程度の診査及び障害年金の額の改定並びに国民年金に関する証書の作成に関する事務を行ない」に改め、「前納又は」を削る。

別表第三第一号(六十三の二)の次に次のように加える。

六十三の三　農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業信用基金協会等から必要な報告を徴し、及びその業務又は会計の状況を検査すること。

別表第三第一号(七十三)中「免許」の下に「、免許を受けようとする者に対する講習会の開催」を加え、「業務の停止に関する事務を行なうこと」を「事業の停止に関する事務を行ない、並びに職員をして家畜商の事務所に立入検査させること」に改める。

別表第三第一号(七十三の三)中「指定し」の下に「、指定の申請を勧告し」を加え、「産地家畜市場の移転を許可し」を「地域家畜市場の移転を許可し、市場外取引の制限に係る指定及び許可に関する事務を行ない」に改める。

別表第三第一号中七十三の五を七十三の六とし、七十三の四を七十三の五とし、七十三の三の次に次のように加える。

七十三の四　畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、原料乳の価格に関する勧告に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(六十一の二)の次に次のように加える。

六十一の三　大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者の登録に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号中(百十五の三)を(百十五の四)とし、(百十五の二)を(百十五の三)とし、(百十五)の次に次のように加える。

百十五の二　踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第三第一号(百二十の四)の次に次のように加える。

百二十の五　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のための他人の土地の試掘等の許可、宅地造成に関する工事の許可及び宅地造成に関する工事等の届出の受理に関する事務を行ない、宅地造成に関する工事の技術的基準について規則を定め、工事完了の検査を行ない、違反工事の施行の停止等を命ずる等必要な監督処分を行ない、宅地

等の所有者等に対して災害の防止のため必要な措置をとることを勧告し、又は擁壁等の設置等を命じ、並びに宅地造成工事規制区域内の宅地に立入検査し、又は宅地の所有者等から必要な報告を求めること。

別表第三第二号(二)中「ろう学校」を「聾学校」に改め、「並びに」の下に「市町村教育委員会の行なう就学義務の猶予又は免除を認可し、及び」を加える。

別表第四第一号中二十の三を二十の四とし、二十の二を二十の三とし、二十の次に次のように加える。

二十の二　踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号二十一の次に次のように加える。

二十二　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県又は都道府県知事が施行する市街地改造事業に係るものを除き、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、並びに原状回復命令等に対する不服申立てに対する裁決をすること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

二十三　宅地造成等規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のための他人の土地の試掘等の許可、宅地造成に関する工事の許可及び宅地造成に関する工事等の届出の受理に関する事務を行ない、宅地造成工事の技術的基準について規則を定め、工事完了の検査を行ない、違反工事の施行の停止等を命ずる等必要な監督処分を行ない、宅地等の所有者等に対して災害の防止のため必要な措置をとることを勧告し、又は擁壁等の設置等を命じ、並びに宅地造成工事規制区域内の宅地に立入検査し、又は宅地の所有者等から必要な報告を求めること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号二十四の四中「任意加入」の下に「、障害年金の額の改定」を、「申出」の下に「、請求」を加え、「福祉年金の受給権」を「特別支給による福祉年金の受給権及び老齢年金又は通算老齢年金に係るものを除く給付を受ける権利」に、「福祉年金に関する証書の交付」を「国民年金に関する証書の交付等」に改め、同号中二十四の四を二十四の五とし、二十四の三を二十四の四とし、二十四の二の次に次のように加える。

二十四の三　児童扶養手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し無料で証明を行ない、受給資格者又は児童扶養手当を受けている者等から受給資格及び児童扶養手当の額についての認定の請求又は届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、並びに児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号四十四中「地理調査所長」を「国土地理院の長」に改める。

別表第四第二号四十九の五の次に次のように加える。

四十九の六　宅地造成等規制法の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行ない、及び宅地造成に伴う災害の防止に関し都道府県知事に意見を申し出ること。

別表第七第一号の表地方社会保険医療協議会の項担任する事務の欄中「第十三条第二項及び」及び「療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項、」を削り、「並びに保険医」を「保険医」に、「登録の取消」を「登録の取消し等」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員に関する経過措置)

2　この法律の施行の際現に在職する選挙管理委員については、この法律の施行前に処せられた刑に関しては、この法律による改正後の地方自治法(以下「新法」という。)第百八十二条第四項の規定は、適用しない。この場合において、その者は、新法第百八十四条第一項前段の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

3　この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねている選挙管理委員については、新法第百八十二条第七項の規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。

4　この法律の施行の際現に在職する選挙管理委員の任期は、新法第百八十三条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(法人の経営状況の報告に関する経過措置)

5　新法第二百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。

(地代家賃統制令の一部改正)

6　地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

7　死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、特別市及び地方自治法第百五十五条第二項の市」を「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(地方財政法の一部改正)

8　地方財政法(昭和二十三年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(当せん金附証票法の一部改正)

9　当せん金附証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正)

10　死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「、大阪市、京都市、横浜市、名古屋市及び神戸市」を「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

11　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条の二（知事、市長を退職した者の立候補制限）」を削り、「第二百五十九条（地方公共団体の長の任期の起算）」を「第二百五十九条　第二百五十九条の二（地方公共団体の長の任期の起算）　第二百五十九条の二（地方公共団体の長の任期の起算の特例）」に改める。

第六十八条第二号中「、第八十七条の二（知事、市長を退職した者の立候補制限）」を削る。

第八十七条の二を削る。

第二百五十九条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の長の任期の起算の特例）

第二百五十九条の二　地方公共団体の長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあつたことにより告示された地方公共団体の長の選挙において当選人となつたときは、その者の任期については、当該退職の申立て及び当該退職の申立てがあつたことにより告示された選挙がなかつたものとみなして前条の規定を適用する。

（図書館法の一部改正）

12　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項ただし書中「市（以下「五大市」という。）」を「指定都市（以下「指定都市」という。）」に、「五大市以外の市」を「指定都市以外の市」に改める。

（地方税法の一部改正）

13　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十六条の次に次の一条を加える。

（指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産の固定資産税の特例）

第七百四十七条　第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日（以下「指定日」という。）の属する年の四月一日の属する年度分の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び納税義務者が道府県知事に対してした行為は第三章第二節の規定により当該市の長又は徴税吏員がした行為及び当該市の長に対してした行為と、指定日前に第七百四十三条第一項又は第二項の規定により当該償却資産の所有者に対してされた通知は第四百十五条第一項の規定による縦覧と、指定日前における当該償却資産の価格等の決定又は修正に対する異議申立ては第四百三十二条第一項の規定による審査の申出と、指定日前における当該異議申立てに対する決定は第四百三十三条第一項の規定による審査の裁決と、指定日前における前条第二項及び第三項の規定により道府県知事等がした行為は第四百三十八条及び第四百四十条の規定により当該市の長等がした行為とみなす。

（地方公務員法の一部改正）

14　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「地方自治法第百五十五条第二項の市」を「前項の指定都市」に改める。

（外国人登録法の一部改正）

15　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市」を「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（警察法の一部改正）

16　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四章第二節中第四十六条の次に次の一条を加える。

（指定市の指定があつた場合における県公安委員会の組織等に関する特例）

第四十六条の二　新たに指定市の指定があつた場合における当該指定市を包括する県の県公安委員会の第三十九条第一項ただし書に規定する委員が最初に任命されるまでの間の委員の数及びその最初に任命される委員の任期に関する本節の規定の適用の特例については、政令で定める。

（地方道路譲与税法の一部改正）

17　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例）

第七条　新たに指定市の指定があり、当該指定市の長又は当該指定市が道路法第十二条の二第二項又は第十七条第一項に規定する管理を行なうこととなつた場合については、政令で定める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

18　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「廃置分合があつた場合」の下に「及び指定都市の指定があつた場合」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林大臣臨時代理・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百三十四号（昭三七・五・一五）

◎不当景品類及び不当表示防止法

（目的）

第一条　この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2　この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務

の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

（景品類の制限及び禁止）

第三条　公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三　前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

（公聴会及び告示）

第五条　公正取引委員会は、第二条若しくは前条第三号の規定による指定若しくはこれらの変更若しくは廃限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2　前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行なうものとする。

（排除命令）

第六条　公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行なわれることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2　公正取引委員会は、前項の規定による命令（以下「排除命令」という。）をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

3　公正取引委員会は、排除命令をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条　前条第一項に規定する違反行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条第一項第五号及び第二十五条の規定の適用については同法の不公正な取引方法と、同法第八章第二節（第四十八条の規定を除く。）の規定の適用については同法第十九条に違反する行為とみなす。

2　前条第一項に規定する違反行為についての審決においては、同項前段に規定する事項を命ずることができる。

3　公正取引委員会は、前条第一項に規定する違反行為について審判手続を開始し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十七条第一項の申立てをしたときは、当該違反行為について排除命令をすることができない。

（審判手続等）

第八条　排除命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、第六条第三項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができる。

2　公正取引委員会は、前項の規定による請求があつた場合は、遅滞なく、当該行為について審判手続を開始しなければならない。この場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五十条第四項の規定を適用しない。

3　公正取引委員会は、排除命令に係る行為については、前項に規定する場合を除き、審判手続を開始し、及び前条第三項に規定する申立てをすることができない。

（排除命令の効力等）

第九条　排除命令（前条第一項の規定による請求があつたものを除く。）は、同項に規定する期間を経過した後は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十六条及び第九十条第三号の規定の適用については、確定した審決とみなす。

2　前条第一項の規定による請求があつた行為について審決（当該請求を不適法として却下する審決を除く。）をしたときは、当該行為に係る排除命令は、その効力を失なう。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十四条及び第六十六条第二項の規定は、排除命令について準用する。

（公正競争規約）

第十条　事業者又は事業者団体は、公正取引委員会規則で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公正取引委員会は、前項の協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）が次の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認定をしてはならない。

一　不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

3　公正取引委員会は、第一項の認定を受けた公正競争規約が前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。この場合については、第六条第二項の規定を準用する。

4　公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

5　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第六十七条第一項及び第七十三条の規定は、第一項の認定を受けた公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

6　第一項又は第三項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるものは、第四項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、不服の申立てをすることができる。この場合において、公正取引委員会は、審判手続を経て、審決をもつて、当該申立てを却下し、又は当該処分を取り消し、若しくは変更しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外等）

第十一条　この法律の規定により公正取引委員会がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

2　第八条第一項の規定による請求又は前条第六項の申立てをすることができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　第二条若しくは第四条第三号の規定による指定又は第三条の規定による制限若しくは禁止に係る公聴会は、この法律の施行の日前においても、行なうことができる。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条の四に次の一号を加える。

六　不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭三七・五・一五）

◎下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（下請代金の支払期日）

第二条の二　下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2　下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四条第二号を次のように改める。

二　下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

第四条に次の三号を加える。

五　下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六　下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七　親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合又は第三号から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

第四条の次に次の一条を加える。

（遅延利息）

第四条の二　親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

第六条中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第七号」に、「若しくは第四号」を「から第六号まで」に改める。

第七条第一項中「又は第二号」を「、第二号又は第七号」に、「又はその下請代金を支払うべきこと」を「、その下請代金を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきこと」に改め、同条第二項中「又は第四号」を「から第六号まで」に、「又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきこと」を「、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきこと」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百三十六号（昭三七・五・一六）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「労災補償部」の下に「及び賃金部」を加える。

第八条に次の一項を加える。

3　賃金部は、第一項第一号に掲げる事務のうち賃金に関するもの、同項第六号の四に掲げる事務及び同項第十一号に掲げる事務のうち最低賃金法の施行に関するものをつかさどる。

第二十二条の表を次のように改める。

区分	定員
本省	二三、七二二人
中央労働委員会	八九人
公共企業体等労働委員会	一二八人
合計	二三、九三九人

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第

二十二条の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

2　昭和三十七年九月三十日までの間は、改正後の第二十二条の表中「二三、七二二人」とあるのは「二三、七二三人」と、「二三、九三九人」とあるのは「二三、九四〇人」とする。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭三七・五・一六）

◎首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律

首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　工業団地造成事業等

第一節　工業団地造成事業（第四条―第七条）

第二節　測量、調査及び土地の収用等（第八条―第十七条）

第三節　造成敷地等の処分及び管理等（第十八条―第二十六条）

第四節　補則（第二十七条―第三十条）

第三章　雑則（第三十一条―第三十五条）

第四章　罰則（第三十六条―第三十九条）

附則

第一章　総則

第二条に次の六項を加える。

2　この法律で「市街地開発区域整備計画」とは、市街地開発区域の整備に関する事項についての法第二十一条第三項の整備計画をいう。

3　この法律で「市街地開発区域事業計画」とは、法第二十一条第四項の事業計画で、市街地開発区域整備計画の実施のための事業に係るものをいう。

4　この法律で「製造工場等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

5　この法律で「工業団地造成事業」とは、市街地開発区域内において、この法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。）をいう。

6　この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

7　この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

第三条第二項中「市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画（法第二十一条第三項の整備計画をいう。以下同じ。）」を「市街地開発区域整備計画」に改め、「当該整備計画」を「当該市街地開発区域整備計画」に改める。

第八条第二項中「当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画」を「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」に改め、「当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画」を「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」に改め、同条を第三十四条とし、第六条中「事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための」を「市街地開発区域事業計画に基づく」に改め、同条を第三十三条とし、第五条中「事業計画に基いて市街地開発区域内において」を「市街地開発区域事業計画に基づいて」に改め、同条を第三十二条とし、第四条中「事業計画（法第二十一条第四項の事業計画をいう。以下同じ。）に基いて市街地開発区域の整備のための」を「市街地開発区域事業計画に基づいて」に改め、同条を第三十一条とし、第三条の次に次の一章及び章名を加える。

第二章　工業団地造成事業等

第一節　工業団地造成事業

（工業団地の造成に関する都市計画）

第四条　建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、工業団地造成事業を施行すべきことを、都市計画法の定める手続きによつて、都市計画として決定することができる。

一　工業都市として発展させることが適当な市街地開発区域内にあつて、当該市街地開発区域の開発発展の中核となるべき相当規模の区域であること。

二　前号の市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画が整備されていること。

三　当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

四　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

2　建設大臣は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見及び鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

第五条　前条第一項の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一　道路、下水道その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二　当該区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めること。

（工業団地造成事業の施行）

第六条　工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第七条　都市計画法第五条の規定は、工業団地造成事業には適用しない。

2　工業団地造成事業は、都県、都県の加入する一部事務組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。以下同じ。）又は日本住宅公団で、建設大臣に工業団地造成事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二節　測量、調査及び土地の収用等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第八条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第九条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除し、又は当該土地の所在地を試掘しようとする場合又は当該土地に試掘等（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、その旨を通知しなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、工業団地造成事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第十条　第八条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第十一条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第八条第一項又は第九条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十二条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十三条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第十四条　都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、工業団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都県知事の許可を受けなければならない。ただし、都県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、この許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　都県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、工業団地造成事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　都県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、工業団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　都県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの

使用について準用する。

3　土地収用法第八十七条の規定は、第十五条第二項の規定による収用の請求について準用する。

第三節　造成敷地等の処分及び管理等

（造成敷地等の処分管理計画）

第十八条　工業団地造成事業が都市計画事業として決定されたときは、施行者である都県、都県の加入する一部事務組合又は日本住宅公団は、遅滞なく、首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「造成敷地等処分管理計画」という。）を定め、首都圏整備委員会にこれを提出しなければならない。

2　施行者である都県、都県の加入する一部事務組合又は日本住宅公団は、造成敷地等処分管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、他の者が管理すべき施設又はその敷地に係る事項について、その管理すべき者に協議しなければならない。

3　首都圏整備委員会は、第一項の規定により造成敷地等処分管理計画の提出を受けた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該造成敷地等処分管理計画の変更を求めることができる。

4　前三項の規定は、施行者である、又は施行者であつた都県、都県の加入する一部事務組合又は日本住宅公団（以下「都県等」と総称する。）が造成敷地等処分管理計画を変更する場合に準用する。

（工事の完了の公告）

第十九条　施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（造成敷地等の処分及び管理）

第二十条　都県等は、造成敷地等をこの法律及び造成敷地等処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2　都県等（日本住宅公団を除く。以下この項において同じ。）がこの法律の規定により行なう造成工場敷地の処分については、都県等の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

（造成工場敷地の譲受人の公募）

第二十一条　都県等は、造成工場敷地について、委員会規則で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

（造成工場敷地の譲受人の資格）

第二十二条　造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一　当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとする者であること。

二　製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三　譲渡の対価の支払能力がある者であること。

（造成工場敷地の譲受人の選考）

第二十三条　都県等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

一　製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者

二　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第七号）以下「工業等制限法」という。）第三条の工業等制限区域（以下「工業等制限区域」という。）内にある工業等制限法第二条第四項の制限施設（以下「制限施設」という。）である製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しようとする者で、従前の製造工場等の敷地が工業等制限法第二条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

三　工業等制限区域内にある制限施設でない製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しようとする者で、従前の製造工場等の敷地が工業等制限法第二条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

四　工業等制限区域内に制限施設である製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しようとするもの（第二号に該当する者を除く。）

五　工業等制限区域内に制限施設でない製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しようとするもの（第三号に該当する者を除く。）

六　その他の者

（製造工場等の建設）

第二十四条　都県等から造成工場敷地を譲り受けた者は、委員会規則で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、都県等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を

者が正当な理由がなくて勧告に応じないときは、この限りでない。

6　第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（工業団地造成事業のための土地等の収用）

第十五条　施行者は、工業団地造成事業の施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2　前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）

第十六条　施行者は、工業団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するために必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用等）

第十七条　第十五条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用については、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2　都市計画法第十九条及び第二十条の規定は、第十五条第一項の規定による収用又は前条の規定による

要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

第二十六条　都県等は、造成工場敷地を譲渡したときは、当該造成工場敷地の存する市町村の長に対し、委員会規則で定めるところにより、当該造成工場敷地を表示した図書を送付しなければならない。

2　前項の図書の送付を受けた市町村長は、第十九条の公告があつた日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3　都県等は、委員会規則で定めるところにより、第十九条の公告があつた日から起算して十年間、工業団地造成事業を施行した土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業を施行した土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四節　補則

（費用の負担）

第二十七条　工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

（監督）

第二十八条　建設大臣は、施行者の行なう工事が工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その工事の中止又は変更その他必要な措置を命ずることができる。

2　首都圏整備委員会は、第二十一条から第二十三条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第二十五条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行なわれたときは、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対し、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

（報告、勧告等）

第二十九条　建設大臣は、施行者に対して、工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2　首都圏整備委員会は、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対して、造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行なわせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

（審査請求）

第三十条　都県等が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、首都圏整備委員会に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

第三章　雑則

本則に次の一章を加える。

第四章　罰則

（罰則）

第三十六条　第二十四条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第九条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三　第十四条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

四　第二十四条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五　第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

六　第二十五条第二項の規定により附した条件に違反した者

第三十八条　第十二条第二項又は第二十六条第四項の規定に違反して、第十二条第一項又は第二十六条第三項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三十六条又は第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第三十条の規定は、行政不服審査法の施行の日から適用する。

（都市計画法の一部改正）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「土地区画整理事業」の下に「、第十三条ノ二工業団地造成事業」を加える。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条　都市計画区域内ニ於ケル工業都市トシテ発展セシムルコトヲ適当トスル首都圏整備法第二条第五項ノ市街地開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ

市街地開発区域ノ開発発展ヲ図ル為首都圏市街地開発区域整備法ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得

第十四条及第十五条 削除

（租税特別措置法の一部改正）

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「水防法」を「首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）、水防法」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「買い取られた場合」の下に「（第三十一条第一項第二号又は第三十二条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。）」を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「買い取られた場合」の下に「（第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。）」を加える。

（建設省設置法の一部改正）

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の九の次に次の一号を加える。

五の十 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業に関する事務を管理すること。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百三十八号（昭三七・五・一六）

◎首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、「二千平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千平方メートル」を「八百平方メートル」に改める。

第四条第一項中「新設し」の下に「、又は増設し」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当するときは、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

一 制限施設以外の施設の用途を変更し、又は新たに利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二 一の団地内において作業場又は教室の床面積を増加することによつて、その団地内の作業場又は教室を制限施設とするとき。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「遊休施設の」を「新たな」に改め、「新設」の下に「又は増設」を加え、同項に後段として次のように加え、同条第二項から第六項までを削る。

第二条第二項、第三項又は第五項の規定に基づく政令の改正により制限施設の範囲が拡張された際現に工業等制限区域内において施行されている工事に係る制限施設で、当該政令の改正の結果制限施設となるものの新設又は増設については、同様とする。

第七条第一項第五号中「新設し」の下に「、又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中「新設」の下に「又は増設」を加える。

第九条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条第一項中「、又は第六条第四項（同条第六項の規定に基く政令でこれに準ずる条項が設けられた場合における当該条項を含む。以下同じ。）の届出をし」を削り、「に係る」を「に係る」に改め、「（これと同一の団地内において作業場又は教室を含む。）」を削り、「供しようとしている」の下に「、又は供しようとしている」を加え、「、又は届出をし」を削り、同条第二項中「、又は第六条第四項の届出をし」を削る。

第十条第一項中「新設」の下に「又は増設」を加える。

第十一条中「新設され」の下に「、又は増設され」を加える。

第十二条第一項中「第六条第四項の規定による届出があつたとき、又は」及び「届出又は」を削る。

第十五条を次のように改める。

（国の設置する制限施設に関する特例）

第十五条 国が制限施設を新設し、又は増設する場合においては、当該制限施設を管理する行政機関の長と知事との協議が成立することをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

第十七条第一号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第十八条第一号中「第六条第四項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に工業等制限区域内において施行されている工事（用途変更又は新たな利用のための作業を含む。以下同じ。）に係る制限施設の新設又は増設については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に工業等制限区域内において教室をその用に供している学校の設置者で、この法律の施行の日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事に届け出たものが、当該教室が存していた団地のこの法律の施行の際における区域内において当該教室の床面積を増加させる場合には、大学の理学若しくは工学系の学部又は高等専門学校の用に供する教室については当分の間、その他の教室についてはこの法律の施行の日から起算して三年以内に限り、この法律による改正後の第四条第一項の規定を適用しない。

4 附則第二項の規定は、前項の三年の期間の経過の

際現に工業等制限区域内において施行されている工事に係る制限施設の新設又は増設について準用する。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・文部・通商産業大臣署名）

法律第百三十九号（昭三七・五・一六）

◎行政事件訴訟法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　抗告訴訟
　第一節　取消訴訟（第八条―第三十五条）
　第二節　その他の抗告訴訟（第三十六条―第三十八条）
第三章　当事者訴訟（第三十九条―第四十一条）
第四章　民衆訴訟及び機関訴訟（第四十二条・第四十三条）
第五章　補則（第四十四条・第四十五条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第二条　この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第三条　この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2　この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3　この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4　この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5　この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分又は裁決をすべきにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

（当事者訴訟）

第四条　この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

（民衆訴訟）

第五条　この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

（機関訴訟）

第六条　この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第七条　行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第二章　抗告訴訟

第一節　取消訴訟

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第八条　処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一　審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　第一項本文の場合において、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第九条　処分の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

（取消しの理由の制限）

第十条　取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2　処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

（被告適格）

第十一条　処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。